しことは、理由なきに非ざるなり。然るに其の後場所の全く異なりたる、丸之内大手町なる大藏省構内に國債檢査兩寮並雜具庫を新築するに當りても、大藏省は又々工部省の手を煩はす事なく、大藏省自ら建築實行の任に當らんとして、次の如き伺書を提出したり。從來諸建築は總て同省の管掌なりしを以て、工部省に委ぬる事は頗る名殘惜しき故にや。

(三)　國債檢査兩寮並に雜具庫

當省各寮課之儀、過ル六年中内務省被置候ニ付、兩省事務隔絶不致平素通議談判等都合ノ爲メ兩省一棟ニ致建築、右新築之半部分ハ當省本局分課ニ相用各寮之分ハ在來家屋之方へ部局ヲ設ケ罷在候處、素ヨリ舊姫路藩邸之儘相用候儀ニ付、屋宇狹隘隨テ物置下部屋長屋向迄夫是補理建繼等致シ、漸次事務相辨居候得共、今日ニ至り候テハ最早補理建繼之場所モ相逼リ候折柄、國債檢査兩寮ノ如キ一日ヨリ致增加、兩寮之各部頗ル狹少ニ立至リ、是カ爲メ事務取扱上實際差支候儀ニ有之、且省中用度之諸品雜具等豫テ可入置場所無之是又實況差支候ニ付、是トモ今般省議相盡シ、別紙甲號圖面之通國債檢査兩寮一棟宛乙號圖面之通雜具庫一ケ所何レモ當省構内へ新築致度見込ヲ以精々節略ヲ加へ、經費取調候處右兩寮概算金壹萬五千五百五拾圓雜具庫同金千百四拾貳圓五拾錢合金壹萬六千六百九拾貳圓五拾錢ニ相成候間、定規外ニテ別途御下渡右建築御許可相成候樣致度、尤工役之義工部省ニ於テ取扱可相成筋ニ候得共、即今差急百端手繰之都合モ有之候間當省ニ於テ右營築工業取扱致シ、竣功之上精算勘定具陳可致候間、至急何分之御裁下有之候樣致度、依テ別紙圖面甲乙號並仕樣帳兩冊相添此段相伺候也。

明治八年二月十日

大藏卿　大隈　重信

太政大臣　三條實美殿

是に對して左の指令ありたり。卽ち聞屆けはするも建築費は大藏省の定額内にて支辨し、別途よりは支出せずとの指令なり。然れども工部省の手を經すして可なりとの事なり。是に於いて大藏省自ら施工することの目的は充分達せしなり。

同之趣建築ノ儀ハ聞屆候條其省定額金之内ヲ以取計事

明治八年二月廿二日

是に於いてか大藏卿は用度課へ次の如く達したり。

國債檢査兩寮並雜具庫新築之儀曩日稟申有之候仕樣書之通經費合金壹萬六千六百九拾貳圓五拾錢ヲ目途トシ、麁造無之樣精々吟味ヲ遂ゲ、迅速工業ニ取掛リ可申此旨相達候事。

但經費金額ハ悉皆當省本年定額内ヨリ仕拂可致候事

斯くて國債寮檢査寮及び物置の建築は、遂に大藏省に於いて實施することゝなり、同省は本望を達せしなり。而して以上建物の構造の概要は次の如し。

檢査寮
國債寮　新築（仕様書より抜萃）

一桁行七十八尺
梁間五十四尺　二棟

軒高石上端ヨリ桁峠迄二十五尺
此建坪二百三十四坪

此外玄關等ヲ込メ合計二百四十一坪
但西洋造兩妻脇屋根二階建腰巻伊豆洲崎青石三側積屋根桟瓦葺角々葛籠石同石
組揚外廻リ惣體白漆喰化粧臺輪並軒蛇腹共同斷内廻リ惣體張付。

大藏省用度課物置新築（仕様書より抜萃）

一桁行二十間
梁間五間　一棟

軒高土臺上端ヨリ桁下バ迄一丈五尺
但シ六寸高配
此建坪百坪

屋根方形造削小屋桟瓦葺外アメリカ下見ペンキ塗軒

工部省隆盛時代に於いては、イギリス下見若くは西洋下見なる言葉流行せしに對して、前記仕様書中に於いてはアメリカ下見なる語あり。注意すべきことの一なり。

第二　稅關上家

稅關上家の如きは、建築としては毫も取るに足らざるものなり。然れども外國人にも直接關係あるものにて、當時の當局者の苦心甚大なりし事を記し、以て往時を追懐することは歷史上後輩の取るべき任務なるべし。

工部省營繕局時代と雖も、地方の建築は關係他省に於いて實施し、營繕局に於いては專ら中央政府の建築を手掛けしなり。依つて稅關類の建築は無論大藏省の管理なりしなり。

(一)　神戸稅關上家

次の伺書は明治九年九月租稅權頭より上官へ提出せしものにして、外國使臣等との折衝が如何に困難なりしか文外に溢れ、私かに當局の慘憺たりし狀況を窺ひ知り得るなり。

一金八千四百九圓八拾五錢九厘

右者神戸稅關上屋新築之儀去ル明治八年中金四千七百六拾九圓五拾壹錢九厘之目途ヲ以テ伺濟相成居候處、右建築道路鐵棧之義ニ付、英國公使異論申立再應外務省ト往腹之末到底双方所見ノ異ルヨリ談判差縺結局ニ至兼其儘ニ打過居候處、此程同地貿易公館ノ發議ニ依リ、各國領事幹事トシテ英國代辨領事稅關へ出頭、關長ト對話之上彼レヨリ公使へ申出候由ニ付、本省ヨリモ尙外務省へ御照會相成候處、遂ニ双方談判一決シ漸ク結尾ニ至リ候ニ付テハ、早々着手不致候ハデハ不相成。然ル處先前伺濟之外當度改

品所新築敷地埋方一等其頃見積リ外數ケ所模様換及ビ廉増之分有之隨テ御入費モ相嵩ミ、合高八千七百參拾八圓四錢九厘可相懸見込ニ候得共、其内金六百八拾貳圓貳拾四錢ハ本年定額常費之内ヘ組入有之候ニ付、殘金八千五拾五圓八拾錢九厘ノ目的ヲ以テ早々取掛リ申度、尤内金四千七百六拾九圓餘ハ先年既ニ伺濟之高ニテ全ク參千貳百八拾六圓餘今般相増候義ニ有之右様多分之増額相成候トハ乍申久敷差縺居候葛藤漸ク相纏候上ハ是非トモ着手不致候ハデハ難相叶義ニ有之、且ハ一應伺濟之廉モ有之候間旁以右建築御差許之上費額ハ特別之御詮議ヲ以テ御渡相成度且又改品所ヲ鐵道ステーションヘ引移之儀ハ既ニ明治七年中書面金參百五拾四圓五錢ノ高ニテ伺濟之上客年度豫算ニ組入有之候處本年六月ニ至ル迄未着手ヲ以請取方不申出義ニ有之當七月ヨリ十年六月迄之經費ニ組入無之ニ付御出方ニ差支候間右兩様合金八千四百九圓八拾五錢九厘ハ神戸税關當七月ヨリ十年六月迄ノ經費額外之部ヘ組入御渡相成候様仕度右ハ外國關係之事件ニテ何分難問次第ニ付至急御指令有之度依之別紙繪圖面相添此段相伺候也

明治九年九月七日

大藏卿　大隈重信殿代理
大藏大輔　松方　正義殿

租税權頭　吉原　重俊

(二)　函館税關上家並に借庫新築費

函館税關の狀態に就いては又一風變り、荷主は任意の場所より貨物を陸揚し、甚だ不取締にして密輸入の如きは行はれ易く、且外國商人の横暴なるは屢難題を言ひ出だし、當局者は實に困難なりしこと、左記伺書にて窺ひ知らるゝなり。

一金八千七百七拾六圓參拾四錢壹厘　函館港上屋並借庫其他外國等新築費用

右ハ函館港税關ニ於テ借庫上屋敷之取設無之ニ付事務ノ取設自カラ各港ト相異ニシテ荷主隨意ノ場所ヨリ貨物陸揚船積致シ其時々出張檢査致候慣行ニシテ港内取締向不相立往々奸商ノ密脱ヲ相謀候者有之其弊害不少候得共畢竟我方ニ於テ條約面ニ記載有之候上屋並借庫等ノ取設無之ヨリ外國人等右ヲ口實トシ苦情申立終ニ税關ノ成規モ施行難致義ニ有之勿論上屋借庫建築致候上ハ各港同一ノ方法履行候共彼等ニ於テ苦情可申立様無之且港内取締モ相立可申義ニ付是非共右兩様ノ新築致度旨同港税關ヨリ再三申出候得共本省ヨリ額外常費御渡不相成候ニ付開屈難キ旨指令及ビ置候處何分雨露霜雪ヲ防グベキ上屋借庫無之ニテハ貨物ノ保護不行屈殊ニ同港ハ雨雪多キ土地柄ニ付之ガ爲メ貨物ノ損傷不勘屢々外人ノ苦情ヲ招キ動モスレハ貨物ヲ税關ヘ預ケ度抔ト難題申掛ケ實地困難相極候間是非共建築相成候様致度旨猶又申出候右ハ情實不得止義ニ相違無之且上屋借庫ノ取設ケナキヨリ事務上取締不相立候テハ不

相濟義ニ付格別御節儉ノ折柄ニハ候得共外國關係ノ事件ハ實ニ不得止義ニ候間特別ノ御詮議ヲ以右御許可之上建築費用金八千七百七拾六圓參拾四錢壹厘ノ高本年七月ヨリ十年六月迄之間經費額外之部ヘ御組入レ御渡相成候樣仕度此段相伺候也

明治九年九月八日

大藏卿　大隈重信代理
大藏大輔　松方　正義殿

租稅權頭　吉原　重俊

(三)　横濱稅關上家

横濱稅關上家の如きも亦各國領事團結し、領事公會長よりして造營を迫る等當局者は甚だ困難を覺えたり。一方經濟問題に妨げられ、他方領事團に脅かされ、當局者の進退是れ谷れりと言ふべし。之に關する伺書次の如し。

横濱稅關西檢查場之義ハ貨物出入ノ盛ナルニ比スレハ境內甚狹クシテ百貨ノ上屋內外ヲ塡塞スルハ勿論殆ンド通路ヲ壅塞スルニ至リ貨車ノ如キ進退旋轉ヲ失シ動モスレバ他ノ貨物ニ抵觸衝突シ爲メニ若干ノ損害ヲ生ズル而已ナラス吏員ノ貨物ヲ點檢スルモ亦自由ヲ得ザルヨリ隨テ事ノ遲緩ニ渉ル等其苦情一々枚擧スベカラズ付テハ去ル七年四月中領事公會長ヨリ至急一棟ノ上屋新築願出ノ義モ有之旁以テ八年五月中上屋增營の義御許可相成其筋右費額取調造營着手之義同關ヨリ伺出候得共右ハ該年歲費ヲ以テ仕拂ヒ難キニ依リ當度ハ見合セ九年ノ歲費ヲ以テ尙費額取調可伺出旨指令致置候因テ同關ヨリ本年豫算中ヘ右費額繰込差出候處額外費御減省相成候ニ付自然新築着手難相成候因テ右上屋增營ノ義ハ全ク中止ノ姿ニ立至リ候次第ニ有之候然ル處今般又々領事公會長瑞西領事ヨリ是非共至急增營相成度旨催促申出且又實際ノ不便其儘難關趣ヲ以テ右上屋增營着手ノ義至急御許可相成度旨同關ヨリ申出候得共今年度額外增額ノ分ト雖モ當寮定額ノ內ヨリ差繰相渡候程ノ義ニ付當分ノ內着手ノ義ハ難聞屆旨指令及置候處何分在來ノ上屋ニテハ甚狹隘ニシテ英米佛郵船會社貨物ノ如キ常ニ其八九分ノ位置ヲ占ムルモ尙ホ不足ヲ唱ヘ候勢ナレハ他ノ一般ノ貨物ノ如キハ概ネ上屋內外ニ羅列スルニ至リ別シテ雨雪ノ節ハ濕濡ヲ生シ候畢竟實際如此不都合有之候ヨリ上屋建築御許可相成候義ニシテ既ニ當時稅關長公會長ト談話ノ際右御許可相成候段相示候義モ有之然ルニ今日ニ至ル迄着手致サザル故數回催促ノ末頃日又々相迫候次第ニ付最早謝絕ノ辭柄無之ニ付當年度御許可相成候額外費ノ內目下切迫致居候本關家根並石庫五棟修繕ノ分ヲ除キ外危險請負借庫ヘ號ト號チ號石庫ノ四棟共改築見込ノ費額並本關家根修繕費殘等合セテ金壹萬參千四百九拾八圓拾貳錢ヲ以テ先ヅ上屋新築並地盤盛土等ノ費額ニ御拔向ケ是非共不日ニ着手候樣致度尤モ危險請負借庫以下ノ分ト雖モ當年度內ニ改築致サザルヲ得ザル者ニ有之候得共此等ハ精々修繕ヲ加ヘ何樣ニモ致候テ來年度迄保存セシメ且又新築上屋ニ要用ナル

石舗車道ハ來年度ニ至テ御取設相成候樣可致候條差向キ右金額ヲ以テ上屋新築着手ノ義御許可相成度旨猶又申出候一體今年度被相定候額外費ハ夫々へ宛營繕費用トシテ御許可相成候義ニ付今更之ヲ流用致候者不都合ノ義ニ候得共前述ノ通上屋新築ノ義ハ既ニ御許可相成居候義ニモ有之且ツ頒事公會長ヨリ屢々催促申出實際其儘難關事情モ可有之去迚別途御出方ノ義ハ御許容難相成筋ト存候條同關申出ノ如ク今年度額外費ノ内金壹萬參千四百九拾八圓拾貳錢ヲ以テ上屋新築費用ニ拔向ケ至急着手爲致候樣御許可相成度此段上申ニ及ヒ候也

明治九年十二月十五日

租稅權頭　吉原　重俊

大藏卿　大隈　重信殿

以上の伺に對して、同年同月二十八日次の如き指令ありたり。

伺之趣無余義相聞候ニ付聞屆候事

第三　他より工部省の手に移りし工事

京橋以南の市區改正に伴ふ改築工事は、明治五年に起工、同九年竣工となれり。其の間明治七年一月より、工事の實施に關しては總て工部省の管掌に歸せしを以て、同省は京橋區木挽町に工部省出張所を設け工事管掌に便にしたり。而して工部省は製作寮建築局をして工務に當らしめたり。當時製作頭は平岡通義なりき。後明治八年に至りて營繕局長となりたり。

前述の通り工務は工部省管掌し、經濟は大藏省擔當し、各般の事務は性質上東京府知事の當る所なりき。然れども不明の點ありしか、次の如く府知事は大に周章したる事ありき。

拾間小路以下建築場所ノ儀ニ付伺

去十二月中庶第千八百九十六號ヲ以テ別紙寫ノ通リ戸長申立書面相添へ相伺置候處頃日拾間小路以下住居人共引拂方製作寮建築局ヨリ掛合之次第モ有之候處此際別紙伺之趣御裁可相成度旨同所區長戸長ヨリ再ビ別紙之通リ申立候ニ付此程内務省へ相伺候處工部省擔當ノ趣ヲ以テ書面差戻相成候間同省へ差出候處同省ニ於テハ關係無之旨ニテ是亦書面返却相成再ビ内務省へ相伺候處御省へ可申立旨差圖ニ付則前件書類相添へ此段相伺候間早々御指揮有之度候也

明治七年二月二十八日

東京府知事　大久保一翁

大藏卿　大隈　重信殿

前記の如く府にては、工部省製作寮建築局より建築地の住居人引拂方を掛合來りしを以て、府知事は引拂方命令前に先づ昨年十二月區長戸長より差出だしたる歎願書に對して指揮を仰ぐ事の必要を察し、先づ内務省に伺出でたり。然るに内務省はそは工部省の管轄なりとて却下したるを以て、府知事は時を移さず工部省に伺出でたるに、同省にては

毫も關係無しとて返戻したり。是に於いて府知事も困り、再び内務省に申立てたるに、同省にては再考の結果金錢に關する事故は大藏省へ申立てよとの事にて、最後に同省に申立て指令を受けたるなり。

抑京橋以南の大通に面する部分が、既に明治六年中に建築を終りたる事は本書第一章に述べたるが如し。是に於いて明治七年よりは第二期工事として小道路に面する部分の改正工事に着手する事となり、其の擔當官廳たる工部省製作寮建築局より府知事に宛て、其の住居人の立退を申込みたるなり。然るに府知事は去明治六年中に同地戸長共より次の如き陳情書を受取り居りたり。

第一大區八小區九小區之内去壬申二月延燒及候跡石煉化屋建築御施行京橋ヨリ芝口橋之間大通ノ筋一體御落成道路御新築モ不日御成功可相成就テハ拾間小路以下順次御取掛ニ付家作引拂方度々御沙汰モ有之候得共即今御取掛可成場所ハ身元薄ノ者多候間煉化御建築相成候テモ其他居住致シ度共難及自力無據地住仕候次第故自カラ引拂方遷延罷在候依テ左ニ

一、大通筋煉化屋民卽納金之義ハ此程伺書差出置候通御聞濟被成下度

一、拾間小路ハ是迄依願自築石造ハ御差許土藏ハ難取建御定則ニ有之候得共今般更ニ煉化石室土藏三種之内人望之家屋官築被成下度經費金之内卽納金之儀ハ二十四ケ月御猶豫納高五分ノ一位ニ被成下殘金ハ相當之利息ヲ加ヘ十五年賦ニ割合上納御聞濟奉願候

一、三間小路前同斷ニ有之候得共今般更ニ官費ヲ以テ塗屋御取建是亦三十六ケ月御猶豫相當ノ利足ヲ加ヘ廿ケ年賦上納聞濟奉願候

右之通寬典之御處置被下候ハバ身薄之居民ニ至ル迄他ヘ離散不致舊地ニ安居出來候樣成行候間御趣意難有相辨此上苦情モ相止建築御運ヒ次第順次引拂方捗取可申私共當惑之無據前書之趣申上候御賢慮奉仰候也

第一大區八小區
戸長　池谷光容
同　九小區
戸長　富澤則孝

此の陳情中新橋のことを芝口橋と唱へあることも注意すべき一なり。さて東京府知事は明治六年に既に落手したるを以て、意見を添へて同十二月廿五日大藏卿に伺出でたるなり。而して年明けて工事は工部省管掌となりたり。

さて明治五年の布達によりて、燒跡家屋は總て煉瓦造たるべき規定の處、前記陳情書によれば、土藏造をも許可ありたしとのこと、又總て建築は官にて建築し住居人に貸下げありたしとの事なり。

然るに大藏省は建築構造法を變更することは相成らずとて、次の如き指令を東京府に

發したり。

書面京橋以南拾間小路以下家屋建築並經費金收入之儀ニ付下方歎願之件々及ヒ其府見込之趣トモ一應情實尤ニ相聞ヘ候得共二三家屋ノ制前定以來資用物品等多分貯蓄有之旣ニ夫々着手相成候儀ニテ且三等家屋ニ至リテハ土藏ト比較候テモ經費些少之相違ニテ甚差等モ有之間敷然ルニ今更其制ヲ變更候テハ諸般ノ手順齟齬致シ候ノミナラズ物品等モ空敷不用ニ屬シ候モノ多ク夫カ爲メ無益ノ出費相嵩到底莫大之損耗ヲ釀シ可申候間是迄之姿ニシテ急速成功候方却テ下民安居之便宜ト可相成候條一體模樣更等ハ不可然候得共難聞屆候將又右經費金之儀ハ居住後十二ケ月ヲ限リ二等家屋ハ全額四分ノ一、三等家屋ハ同五分ノ一ヲ收入シ殘金ハ何レモ十ケ年賦ニ立候筈相心得其段可相達事

但本文年賦取立之儀歩割金六月前收入候分ハ其年ヨリ七月後收入ノ分ハ翌年ヨリ年賦取立候積リ可相心得事

明治七年五月二日

大藏卿大隈重信代理

大藏少輔　吉田　清成

斯くて戸長よりの陳情書の如き構造制變更のことは聞屆けられざりしを以て、止む無く住居民も漸次引拂ふことゝなれり。而して引移先に就いては次の伺書に明記せり。

建築場所住居人引移場所之儀ニ付伺

木挽町六丁目元鐵道局御用地跡先般工部省ヘ引渡候殘地之儀ハ兼テ入札拂伺濟之末去十二月中御達之趣モ有之候處京橋以南建築場所住居人共追々引拂申付候ニ付テハ移轉先差支之者モ不尠候間前書工部省ヘ引渡之殘地別紙圖面朱引之場所ヘ移住差許候樣致シ度就テハ自然土着之者モ出來可申ニ付將來普通之私有地ニ可相定見込ヲ以テ住居人相殖シ候上ハ夫々望之者共ヘ入札方ヲ以テ拂下ケ地ニ取計申度右ハ建築場所住居人共引拂方差急候義ニ付至急御指揮被下度此段相伺候也

明治七年四月十九日

東京府知事　大久保一翁

太政大臣　三條實美殿

之に對して「伺之通」と指令ありたり。就いては木挽町の地面に關して處分法は旣に定まれり。是に於いて東京府知事は同地へ新設すべき道路及び井戸に關する入費に就いて大藏卿に伺出でたり。次の如し。

建築場所住居人移住地修繕入費之儀伺

建築場所住居人之內家屋建造中移轉先差支之者數多有之趣相聞候ニ付當四月中別紙寫之通正院へ伺濟之上木挽町八丁目當府所轄官有地へ移住差許候ニ付テハ同所へ新規取設相成候道敷並下水井戸等夫々補理不致候半テハ移住人共難澁候間急速着手可致之處入費金繰替方差支候ニ付差向金貳千圓同所修繕費トシテ御內渡有之度尤同所へ住居致シ候者ヨリ可取立地代金並前書修繕入費共追テ精算可相立候間前書入費金

急速御渡方相成度此段相伺候也

明治七年九月三日

大藏卿　大隈　重信殿

是に於いて大藏省は、本件に就いて自ら指令を下さず、一先づ正院へ伺を立て其の指揮を仰ぎたり、卽ち左の如し。

東京府下建築場道敷其他入費之儀ニ付伺

東京府下建築場住民引移場所之儀ニ付別紙甲號之通東京府ヨリ御院へ相伺御指揮相濟候趣ヲ以テ右場所道敷並下水井戸等修繕入費下渡方之儀乙號之通伺出候然ルニ本年第百六號百十九號御達之趣モ有之候間不急之儀ハ見合可申之處右住民へ移轉被差許候ニ付而ハ忽難捨置土切之儀ニ付伺之通金貳千圓下渡修繕爲致置今後移住民共ヨリハ場所相當之地代金取立爲相納候樣可致哉至急何分之御下命有之度別紙並指令案相添此段相伺候也

明治七年十一月三十日

太政大臣　三條　實美殿

指令案

伺之趣ハ無餘儀次第ニ付聞屆金貳千圓下渡候條受取方可申出候尤右修繕入費精算ハ勿論今後移民共ヨリ場所相當ノ地代金取立相納候樣可致事

大藏卿　大隈　重信

東京府知事　大久保一翁

以上の如く大藏省より正院へ伺出でたる處、十二月十七日附にて「伺之趣聞屆候事」と指令ありたり。

さて建築は總て煉瓦造との規程ありたれども、住民は何れも之を厭ひ、漸く粗惡なる建築を爲して願みざるに至れり。是に於いて政府は火災上の危險を慮り、遂に土藏造の制をも許可する事となり、明治八年內務卿より之に關する布達を發せり。蓋し當時は此の如き事は內務省の管理たりしなり。而して工事實行の事は無論工部省製作寮建築局に於いて取扱ひしなり。次の布達中にも其の意は明かなり。

府下京橋以南家屋建築地之內八間小路以下土藏或は塗屋等自築之分且一般官築煉化石室へ炊所等建繼之分往々粗惡之制ニ流レ就中子舍ニ至テハ全ク輕疎ノ木材ヲ用ヒ取建候テハ火災延燒之患難免ハ勿論且煉化石室建築之御趣旨ニモ乖戻シ不都合ニ付今般更ニ建築制限別紙之通リ相定候條自築致候向ハ右制限ヲ目途トシ仕樣帳ヲ以其府へ爲申立木挽町出張工部省建築局へ差廻シ許可之上自築着手之際資用材品取揃之上一度木組取建ノ上一度落成之上一度都合三度本人ヨリ建築局へ申出檢查ヲ請候樣可致尤モ檢查之節制限ニ悖戻之廉有之分ハ嚴重ニ仕直シ方申達仕直之上更ニ屆出再檢查ヲ受可申且營築中ハ掛官臨時巡廻檢查可致候條其段兼テ爲心得布達可致此旨相達候事

但從前官築自築之家屋へ建繼小屋之內假建又ハ粗造之塗屋等ノ分假建ハ現今一時

ニ撤却其餘粗造ノ分ハ向十ケ月限悉皆建直シ候樣現今居住ノ向ヘ無遺漏可相達候事

明治八年八月五日　　内務卿　大久保利通

右之通達有之ニ付各區無洩可相徇也

明治八年八月十日　　東京府知事　大久保一翁

（自築土藏建築仕樣及び下家火焚所建築仕樣は省く）

此の如く當局者に於いては、苦心慘憺として專ら人民の便利を圖りしに拘はらず、當時の習慣として煉瓦造類の家に入ることを欲せず、政府の配慮も全く水泡に歸し、折角新築せし家屋も空家となれるもの多く、明治末年より見れば眞に隔世の感ありき。次の伺文により其の消息を窺知し得べし。

煉化家屋拂下ケ規則改定之儀伺

京橋以南煉化家屋建築之事務方今稍卒業ニ相赴候處落成家屋ノ内未タ空屋不勘或ハ一旦拂下ケ人有之候トモ概ネ資力乏シキモノニシテ納金期限ヲ失シ該家屋ヲ返納スルニ至ルモノ亦勘カラス此輩家賃ノ不納ヲ裁判官ニ附シ身代限ノ處分ヲナストモ其金額ヲ償フ能ハサルモノ多ク故ニ空屋ハ月々增加シ其地代ハ官費ヲ以テ下附スベキ筋ニ付今日ノ景況ニテハ將來建築費金還償ノ期モ無覺束候間彼是勘辨致候處折角家屋ノ拂下ケハ受候共其地ハ全ク他人ノ所有物ナルヲ以テ確然ト將來ヲ慮ルモノハ自カラ煉化家屋ニ居住スルコトヲ欲セサルノ情況有之唯々拂下ケ許可ノ後分割金ノ收入十三ケ月ノ猶豫アルヲ甘シ一時ニ見込ヲ以テ拂下ケ受候モノ多分ニ付從前之規定ニテハ家屋代金延納ノ弊ヲ難防ノミナラス種々之苦情モ相聞候間前件家屋所在地一般買上ケノ處分ニ及度候得共是又容易ニ着手難致事業ニ付差向別紙條款ノ如ク拂下ケ規定ヲ改定シ無利足月賦ニ收入致度右ハ餘リ寬宥ニ過候樣表面ニテハ被相考候得共前條之如ク空屋多ニシテ人心モ十分歸向不致到底家主不相極内ハ官ヨリ地價相下ケ候儀ニ付更ニ格別寬宥之處今ニ及夫々急速ニ家主相定候方却テ辨利ト見据申候然ル上ハ家屋拂下ケ人月々上納ノ金員モ不相嵩假令微力ノモノナリトモ漸次上納行屆是迄ノ如ク家屋返納ノ弊モ有之間敷隨テ空屋モ相減シ可申候間至急御允裁有之度此段相伺候也

明治九年十二月廿六日　　東京府權知事　楠本　正隆

内務卿　大久保利通殿

大藏卿　大隈　重信殿

尙以本文御決裁之上ハ空屋之分ハ其地々主へ精々說諭ヲ加へ夫々拂下ケ取計可申ニ付本年中ニ是非御指揮相成候樣此段添申候也

是に於いて東京府知事は、指令を受けたる後翌十年二月に至り、次の如き布達を發したり。

煉瓦家屋拂下ヶ規則別紙之通改定候條區內無洩告示可致此旨相達候事

明治十年二月十九日　　東京府知事　楠本正隆

（規則は十條あれども省く）

第五節　工部省營繕局直轄工事及び其の時代の建築

第一　概說

時代により營繕寮となり又は營繕局となりしが、其の中營繕局時代最も長し而して最後に至りては營繕課となれり。さて明治七年より明治十八年迄の間に於いて最も多かりしは、諸官廳舍及び教育關係の建築なりき。蓋し之が爲め其の統一を圖るため工部省營繕局が創立されしなるべし。卽ちこの時代に於いては西洋風の民間建築工事は極めて微々として振はず、唯、官衙建築のみに旺盛なりき。換言すれば政府に於いて範を示すの時代なりしなり。

次に建築構造は、明治初期に流行せし木骨石張造は漸次姿を消し、之に反し煉瓦造次第に頭を擡げたり。而して木造建築も亦盛に流行せり。これ經濟問題に基因すること勿論なり。

第二　外國人設計の建築物

明治七年頃、我國にては技術家養成なりしを以て、煉瓦造建築の設計は專ら外國人に委ねたり。工部大學校の教師コンドルは明治十年來朝したる以來工部省の御雇ともなりて、種々の建築に關與せしが、其の前には佛國建築師ボアンヴイル專ら官廳大建築の設計に當りたり。又佛人レスカスは多く民間の工事を引受け、英人ダイアツクは又夙に來朝して公私の建築に關係したり。而して伊太利人カペルヂーは、專ら陸軍關係の建築を設計したり。次に此の時代の主なる建物を揭げん。

(一)　赤坂の謁見所及び食堂　これは假皇居內に建築中なりしものにて、明治九年九月六日の起工なり。後年の正殿及び豐明殿にも匹敵すべき宏莊なる石造建築なりしが、都合により中途に於いて建築停止となりたるは前にも言へる如し。

(二)　工部大學校講堂　佛人ボアンヴイルの設計にして、明治八年四月一日起工、同十年六月廿日竣工、而して其の坪數等は次の如し。

一金拾萬〇四千四百圓　　精算高

建坪　六百九十六坪　　中堂正面昇降口左右教場其ノ他トモ煉化石造外部洗出シ內廻リ壁張付天井屋根洋形瓦葺

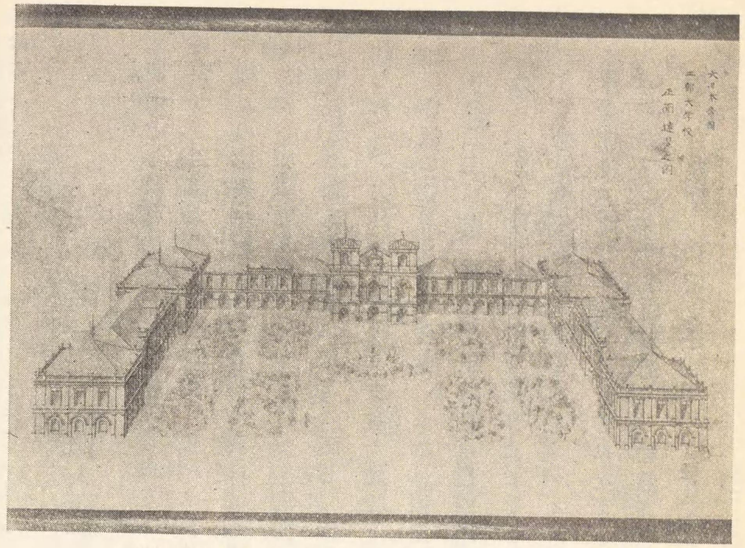

第十六圖　工部大學校正面遠景の圖（但右翼は實行されず）

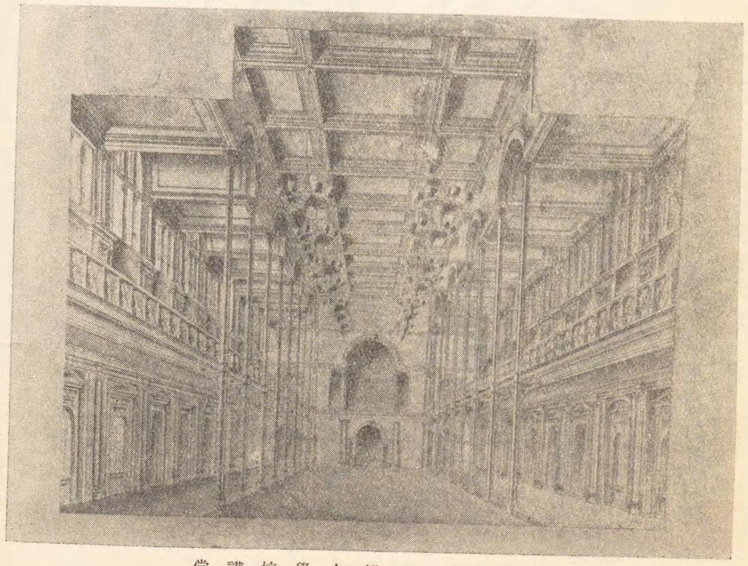

第十七圖　工部大學校講堂

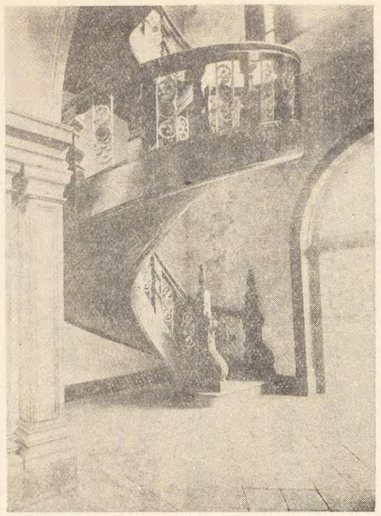

第十八圖　工務大學校階段

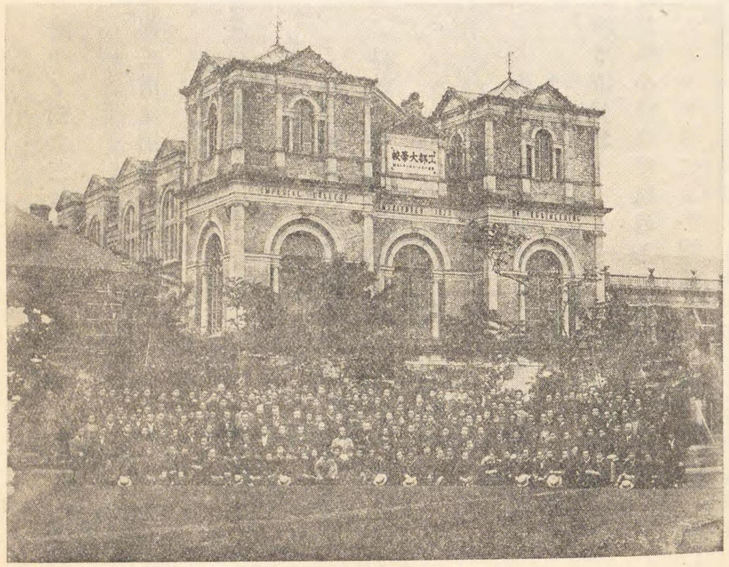

第十九圖　工部大學校講堂外部の圖屋根は佛蘭西風の瓦を以て葺けり

内

四十七坪八合三勺　　正面昇降口階子ノ間共三階建

軒高六十三尺七寸

百八十七坪五合五勺　　中堂大間外部三階建間内二階造

軒高四十五尺

四百六十坪〇六合一勺　　同左右教場其他二階建

軒高三十三尺六寸

次に左翼は時代を異にして建築されたり。こは前記講堂の長列に直角にして北方にある一翼なり。而して最初の案には右翼もありしが實施せられざりき。

左翼新築略仕様

一金參萬八千八百四拾四圓參拾六錢六厘

建坪　二百七十五坪一合四勺三才

軒高三十三尺六寸

右ハ明治九年九月十二日起工同十年九月廿五日竣工

右二階建煉化石造洗出シ張付天井廻リ壁屋根小棟造寄棟造トモ桟瓦葺

工部大學校講堂の建築實行に當りては、英人ダイアツクも亦關係せり。

(三)　紙幣寮製造場　正面軒上の裝飾として鳳凰のある大建築も亦ボアンヴイルの關係せしものなるが、最初は英人ウオートルス設計し、中途にてボアンヴイルが後繼者となりたるなり。故に鳳凰の飾などは全くボアンヴイルの意匠なるべし。其の精算高及び坪數等次の如し。

一金拾壹萬九千參百六拾五圓五拾七錢壹厘　　明治八年五月十八日起工 同九年十二月廿四日竣工

建坪　七百八拾六坪五合二勺三才

軒高四十一尺七寸五分

内

桁行十四間六分六厘七毛　梁間九間六分六厘七毛　　右翼

此坪　百四十一坪七合八勺

桁行十七間　梁間九間六分六厘七毛　　同中之間

此坪　百六十四坪三合三勺九才

桁行十三間二分五厘八毛　梁間九間六分六厘七毛　　中央之間

此坪　百二十八坪一合六勺五才

桁行九間六分六厘七毛　梁間一間六分六厘七毛　　同前面入口石造

此坪　十六坪一合一勺五才

桁行十七間　梁間九間六分六厘七毛　　左翼中之間

此坪　百六十四坪三合三勺三才

桁行十四間六分六厘七毛
梁間九間六分六厘七毛

此坪　百四十一坪七合八勺六才

外ニ

二坪六合七勺　左翼

二十七坪三合二勺三才　用場

仕様書中には次の文句あり。　蒸氣罐室

棟飾鳳凰青石ニテ彫刻据付云々

前面鏡石中眞圓形ニ彫抜繪様高彫ニシテ厚硝子菊ノ御紋仕付云々

抑菊の御紋の附しあるは、此建物と工部大學校中央大講堂なりとす。其の中後者の建築は、明治末年には殆ど不用に歸し、僅に物置として用ひられたるが、前者なる建物は印刷局工場として大正年代迄も役立ち居れり。

(四)　千住羅紗製造所。我國軍人の着用せる被服の品質優等なることは既に定評あり。而して之を製出せるは實に千住の羅紗製造所なり。煉瓦造なる同建築は明治十二年頃の落成にして、佛人ボアンヴイルの設計に係るとの説あり。

(五)　外務省本廳　明治十一年十一月一日起工、同十四年五月三十日竣工にして、建築費等左の如し。

一金四萬七千〇九拾八圓〇九錢五厘

精算高

建坪　二百〇一坪五合三勺

二階建

軒高三十尺七寸五分

平家

同　百十坪五合九勺九才

軒高十七尺

右洋館煉化石造外部洗出シ内廻リ壁塗天井屋根方形造桟瓦葺

この建築も亦ボアンヴイルの設計なりといふ。抑英人コンドルが工部省雇となりて、諸官省建築に關係せるは明治十年以後なりき。故に其の前に設計に着手せしものは概してボアンヴイルが干與せしなり。左記往復書面にて同人が重く用ひられたることを知るに足る。

來十五年一月朝拜可被　仰付御雇外國人本年一月朝拜之節通ニテ增減無之哉別紙本年朝拜に罷出候人員書御廻申入候條至急御取調來ル十日迄ニ增減共御申越有之度候也

十四年十二月三日

工部省御中

式部職

追テ御雇外國人之内　朝拜可被　仰付身分之者ト雖モ御通牒ニ相漏候者ハ臨時參內候共朝拜不被　仰付候條爲念此段申添候且明年初テ朝拜ニ罷出候者ハ平生

身分取扱御申越有之度候也

工部省雇

工學都檢　英國人　ヘンリー、ダイヤー

同　オーソール、スタンホープ、オルドリツチ

鐵道書記官兼會計長　同

鐵道建築師長　エドモンド、グレゴリー、ホルサム

營繕建築師長　佛國人　シー、デ、ボアンヴイル

是を以て之を觀れば、明治十四年一月に於いて工部省御雇外國人中、朝拜の資格ありし者は四名にして、其の中ボアンヴイルは營繕建築師長の資格を以て拜賀の光榮に浴せしなり。

(六)　上野博物館　これ英國人コンドルの設計せしものにして、印度サラセニック風の大建築なり。明治十一年四月一日起工、同十五年四月二十八日竣工、而して其の建坪等次の如し。

一金拾六萬四千九百八拾九圓貳拾七錢九厘　精算高

建坪　七百五十八坪四合六勺

右二階建煉化石造正面玄關及び兩袖トモ角屋根方形造棧瓦葺床惣體土間煉工(以上仕様書より抜萃)

(七)　海軍卿官舍　麻布飯倉の舊天文臺の門前にありたるものにて、河村海軍卿時代の建

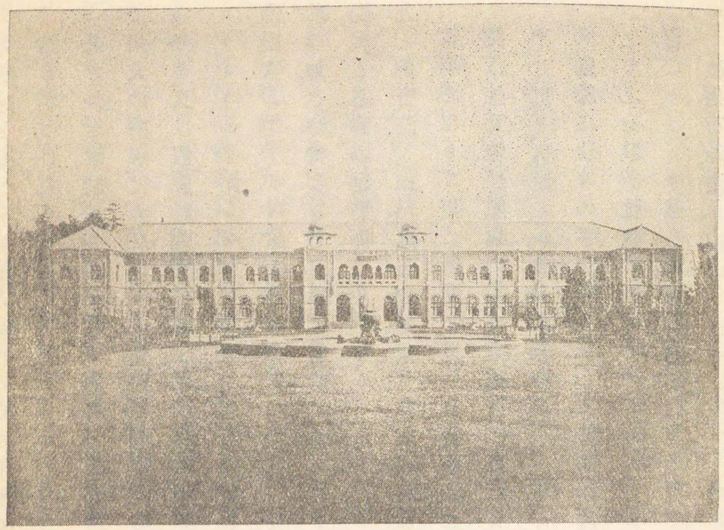

第二十圖　上野博物館

築なり。卽ち明治十三年起工、同十五年竣工にして、建坪六十七坪八合三勺三才、軒高三十一尺なり。洋風二階建木造屋根瓦葺、周圍イギリス下見板合決り取付け、木造之分及び軒樋とも總體ペンキ塗りなり。これ亦コンドルの設計せし當時の美建築の一なりき。

(八)　鹿鳴館　明治末葉より華族會館として用ひられ居る同建物は、明治十三年起工、同十六年竣工にして、煉瓦造二階建なり。これ亦コンドルの設計監督に成れるものなり。當時社交用の建築皆無なりしを以て、時のハイカラ連が發起して企圖したるものにて、伊藤博文、井上馨等が盛に之を利用したるなり。斯くて一は娯樂用となり、一は內外人の社交用となり、特に外國人

と親睦を厚うする點に於いて甚だ有效なりき。されば詩經よりして館名を採り鹿鳴館と名づけしなり。

此の如き建築なりしを以て、當時の先覺者は世の惰眠を覺醒せしむる目的にや、未だ曾て衆人の夢想だもせざりし外國風娯樂を盛に行ひ、大に世人を驚かしたり。例へば舞踏の如き、又は假裝舞踏會の如きは鹿鳴館利用者に大に流行せり。假裝舞踏會即ちファンシー、ボールに於いて、伊藤博文が官舍に於いて羅馬法皇に假裝し、其の娘が田舍娘となり、佛國人ボアソナードが熊に假裝して廊下を四這して一座を驚かしたる事ありきといふ。此の如き時代なりしを以て當時世人もファンシー、ボールの名稱を屢々耳にし、隨つて鹿鳴館も必需の建築物なりしなり。

(九)　訓盲院　山尾庸三の主裁たりし同院は、實に不具者教育所の魁たりしものなり。後官有となりて更に範圍を擴め、盲啞學校と稱するに至れり。抑、盲人教習所たりし訓盲院は煉瓦造二階建にして、築地三丁目に在りしが、盲啞學校の移轉後其の建物は商人の手に歸し、何時しか姿を消したり。

訓盲院は政府の手を借らずして民間に起れる煉瓦建築の最も早きものゝ一なり。而して之を設計監督せしはコンドルにして、現場主任は工部大學校第二回卒業生藤本壽吉なりき。今其の建築業錄(仕樣書を斯く稱せり)より拔萃し、其の概略を知らしめん。

煉化石外法

一桁行五十八尺六分　梁間三十七尺六分　中央二階家煉化石造屋根切妻佛瓦葺
軒高地盤ヨリ三十七尺
此坪五十九坪七合五勺九才

同斷
一桁行二十六尺八寸一分　梁間十七尺五寸三分　宛　左右二階家屋根方形造前同斷
軒高同斷三十尺五寸

同斷
一十七尺五寸三分　七尺五寸三分　左右平家同斷トタン葺
軒高同斷二十尺五寸
此坪七坪三合三勺
建坪合九十三坪一合九勺一才

さて此の時代に於いては往々佛形瓦を用ひたり。又方形造と稱せしは、ヒップルーフの事なり。又此の建築の中の間は階下は白漆喰天井にして、階上は化粧小屋なる優美なるホールなりき。兎に角此の建物は校舍なりしを以て、外容も質素に設計せられ、石を用ふること少く、蛇腹等には赤煉瓦に白煉瓦を混用して作られたり。屋根に用ひしトタンは眞のトタンにして大正年代の人々が慣用するトタン被せ鐵板の事には非ざるなり。歷史を見る者は宜しく此の邊に注意すべきなり。

就いては此の建物は建築方面よりしても、或は特種教育方面よりしても、吾人が記憶すべきものなり。

(十)　有栖川宮邸　これ亦コンドルの設計監督に成れる大建築の一なり。而して其の現場主任は工部技手(最後には三等技手)石川正員なりき。今仕様書より抜萃すること左の如し。

精算高

一金四拾七萬〇八百五拾九圓

參拾九錢四厘

內

金拾九萬四千百貳拾四圓參拾貳錢五厘

明治十四年二月十六日起工

同　十七年七月一日竣工

差引

金貳拾七萬六千七百參拾五圓〇六錢九厘　建築費

建坪四百五十九坪一合一勺一才

軒高二階建煉化石造內外壁塗天井屋根方形造桟瓦葺

建坪百十七坪四合九勺九才

煉化石藏及渡廊下共二階建門番所厨房平家煉化石造屋根桟瓦葺

建坪七百六十二坪三合三勺

木造平家居間向表座敷廣敷所長局向其他共屋根桟瓦葺

一外部壁下付砂漆喰村直中塗小村直中塗上塗色壁塗リ

一間內壁下塗前同斷舞踏之間居間トモ色壁塗其他白漆喰塗食堂窓間ダ魚鳥其外繪樣塗出シ

一木造之分惣體ワニス塗リ若宮館之分ペンキ塗リ

次に昇降口上の陸屋根及び屋根の大陸樋には鉛板を用ひたり。

本建築は霞ケ關一丁目にある大建築にして、後明治三十七年に於いて離宮となり、霞ケ關離宮と稱せらる。

(十一)　北白川宮邸洋館　赤坂見附內紀尾井町なる同宮邸も亦コンドルの設計監督に係る。而して建築の規模の概略は、次の仕樣書抜萃にて窺知することを得べし。

精算高

一金貳拾萬〇五千七百拾五圓拾錢七厘

明治十四年八月八日起工
同十八年十二月廿六日竣工

內

金六萬四百四拾六圓八拾七錢五厘　裝飾費

差引

金拾四萬五千貳百六拾八圓貳拾參錢貳厘　建築費

建坪二百七十八坪六勺一才

洋風二階建三階建共煉化石造内外壁
軒高三十四尺五寸
三階同五十一尺八寸
格天井張付天井塗天井トモ屋根桟瓦葺
外ニ
建坪三百九坪五合
和様平家二階家御殿向表座敷廣敷台所長局其他共屋根桟瓦葺

(十三) 帝國大學法文二學部校舎　こは時代により名稱を異にし、後には東京帝國大學法文科大學とも唱へしこともありき。さて東京帝國大學に於いて卒業式擧行の際明治天皇屢々　行幸あらせられて、優等生に銀時計を下賜せられたり。其の都度　便殿となりたるは本建築南端の二階の室なりき。又日露戰爭中卒業式に　臨御あらせられたるとき

軍國多事の際と雖も教育のことは忽にすべからず汝等之を勉めよと文部大臣を經て大學總長に　勅語あらせられしも亦此の建物に於いての事なりき。此の如き記念的建物も亦コンドルの設計にして、大學構内最古の煉瓦造建築なり。明治十三年三月九日工を起し、同十七年九月四日竣工せしものにして、其の坪數等は次の如し。

精算高
一金拾萬八千五百貳拾貳圓六拾六錢七厘
建坪三百八十七坪一勺一才
二階建煉化石造正面兩妻屋根桟瓦葺
軒高三十八尺二寸
兩袖角家八角造屋根銅板葺
建坪八坪八合六勺六才
兩妻渡廊下通路口木造屋根桟瓦葺
軒高拾貳尺五寸
建坪三十六坪八合七勺七才
渡り廊下前同斷
軒高八尺五寸　兩便所前同斷
建坪十八坪七合七勺七才
軒高十二尺五寸

此の建物の基礎工事中の構内四周何れも草茫々たりき。而して明治末葉に於いて正門の存在せし附近には、平家建木造の音樂傳習所ありて、奏樂の音賑かなりき。これ音樂學校の胚胎せし所なるべし。

基礎工事中麹室たりし大穴及び古井戸諸所に出現し、其の爲め元の塡充物を除去し、更に割栗砂利及び砂を交互に漸次投入れ、以て水締と爲し、確實に塡充し、尙ほ基礎コンクリートの厚さを五尺と爲したり。

基礎工事のみならず、總て鄭重に工事を施工したるを以て、大正の初年に於いても、大學構内に於いて最も堅牢なる建物の一なりしなり。

(ヒ)　開拓使北海道物産賣捌所並に饗應室　木造なりし永代橋の附近なる建物にして、コンドルの設計監督に成れる煉瓦造二階建の美建築なり。されば實に絶好の記念的建築物なり。或る日コンドル監督の爲め自宅より車に乘り、永代橋に行かんとて人力車夫に、エタバシと命じたり。然るに平常平時にして到着するに拘はらず、其の日に限り多くの時を費せしに、尙ほ車夫は非常の速度にて疾走し、中々到着の氣配も見えず。是に於いてコンドルは少しく不審を懷き、エタバシはまだ中々かと問ひたり。車夫は答へて、板橋は遙に遠しと言ひたり。コンドルはエタバシを連發し、車夫は板橋と呑込み、力爭せしが埒明かず、遂に非常に苦心してエイタイバシなることを解し、依つて永代橋に引返したるが如き一笑話あり。

此の建築は煉瓦造二階建の美麗なるものなるが、地質宜しからざるを以てコンドルは基礎工事に非常に注意し、遂に筏地形を施したり。依つて明治年代中毫も異狀なかりき。左に仕樣書の一部を拔萃す。

一、今回永代橋邊に於いて、開拓使北海道物産賣捌所並に饗應室新築相成候に付ては、其の仕方及び地形組立方有用の物品等は、總て大日本帝國御雇建築學士コンドル氏の製圖及び監督に從ふべし。(中略)

一、此の建築地所は甚だ粗惡の地質故、地形根切の外一切其の近傍に溝等を堀る可らず。但し當建築場所の後にある船着場取廣めの儀は、地形杭打込方成就の上建築創業前に着手すべし。

一、繪圖面の通り側石外面より凡六尺弘め、其の內都て堀る事深さ一尺五寸なるべし。但し堀坪は百三十五坪餘なり。

一、右堀坪の周圍に深さ二尺五寸の溝を堀るべし。是れ圍杭の横木を附くるが爲めなり。

一、繪圖面の通り、堀坪の周圍卽ち右の溝內に沿うて圍杭を設く可し。但し結構は次の通り、松材八寸角長さ二間半なるものを凡一間毎に打込み、其の兩側に二個宛都合四個の松材四寸角なるを横に切込み、其の兩側横木の間に厚さ四寸長さ二間なる松材を連列に打込むべし。而して杭は、大小共に圖面の通り互に切組むべし。

一、斯く設けたる圍杭の範內を猶ほ堀る事三尺三寸にして後、底面を平準に爲すべし。

一、右平準なせし底面上、都て松材の筏を設置すべし。右筏の結構及び大さに至りては繪圖面を見合すべし。

一、右筏の間並に筏の上場底面より高さ三尺三寸に至る迄、善良堅固のコンクリートを

凡七八尺の高足場より投込むべし。然し之を投込むに一ケ所づゝ此處彼處に積上ぐ可からず。一時に一層づゝ圍杭内へ萬偏なく投込むべし。

一右有用のコンクリートは堅質且鼠色のハイドローリツク、セメント、或は善良のポルトランド、セメントと清潔なる大粒砂利、或は燒粘土或は煉瓦屑とを能く混合せしものなり。煉瓦屑等の大さは二寸五分を越ゆ可からず。且調合の量はセメントの一斗に砂利或は煉瓦屑の五斗の割合たるべし。（後略）

後此の建物は日本銀行本店となりたるが、同行が新築して移轉せし後は、同行の倉庫となりて永く存在せり。

(古)　深川の岩崎邸宅　見事なる庭園を以て有名なる、深川清住町岩崎の建物も亦コンドルの設計及び監督に成れるものにして同人が心血を濺ぎて施工したるものなり。學術の頗る進みたる大正時代より之を見れば衞生設備等に於いては缺くる點無きにしもあらず、然れども其の當時に於いては、最善を盡して計畫されたるものにして、屋根用綠色スレートの如きは、特に海外より取寄せたるものなり。此の如くなるを以て幽邃にして、而も華麗なる庭園と對照して能く調和を保ち、眞に屈指の好建築たり。

明治中葉に於けるコンドルの主なる遺業は以上述べたる如し。是に於いて次に同人の略歷を記し、以て其の功績の幾分を後世に遺さんとす。

ゼー、コンドルは嘉永五年七月英國に生れ、明治九年十月十八日英國倫敦にて我が國全權と契約調印の上來朝して、日本帝國工部省に雇はれ、同時に工部大學校教師となり造家學を教授せり。斯くて幾多の建築を設計監督したりしが、大正九年六月東京に於いて永眠し、雜司ケ谷墓地に埋葬せられたり。

明治十五年に至り雇滿期とはなりたるも、更に繼續して明治十七年六月一日迄　皇居御造營の用務に從事せり。然れども御造營工事は種々の都合に依り方針不確定となりし結果、施工の際に於いてはコンドルは干與せざりき。

明治十七年雇滿期となりしが、我政府は更に雇延期を爲し、明治二十年迄官廳の建築配置の設計に從事せしめたり。さればたとひ實行せざりしと雖も、同人の遺したる多數の設計圖を見れば、計畫に於いて如何に熱心に、且如何に親切なりしかを明らかに窺知するを得ん。東京帝國大學の全配置圖及び諸官廳を一纏めにせし配置等は實に用意周到なりしといふべし。此の際閑を得て賜暇歸國を許され一時故郷へ歸りしが、數月にして再び來朝せり。時に明治二十年五月なりき。

明治二十一年更に雇繼となり、新に設けられた臨時建築局の要務に從事し、同二十二年迄繼續せり。

明治十八年四月廿七日勳四等に叙し旭日中綬章を賜はりたり。同廿五年勳三等に叙し瑞寶章を賜はりたり。

(十五)　木挽町電信中央局　京橋以南の改築に盡力せしウオートルスの設計なりといふ。

明治十年四月十日起工、同年十二月五日の竣工にして、落成當時は本邦に於ける西洋風建築の優美なるものに屬したり。後明治二十六年農商務省へ引繼となり、商業會議所、特許局等に使用され、最後に地質調査所となりたる記念的建物なり。其の外部腰石及隅石などは澤田青石にて造り、紗綾形の沈彫を施して、日本趣味を混へたる建築なり。又軒蛇腹は黒色及び白色の煉瓦積となしたり。次に仕樣書よりの抜萃を掲ぐ。

精算高

一金九千四百貳拾六圓四拾三錢

建坪八十坪一合一勺三才

二階建煉化石造外部洗出出張付天井内廻り壁屋根入母屋造棧瓦葺

軒高三十尺五寸

大正年代に於いて、農商務省が鐵筋コンクリートの陳列室を築造するに當り、此の記念的建物を取毀ちたり。

(六)　參謀本部及び遊就館　兩つながら伊太利人カツペルジーの設計監督なり。參謀本部は明治十二年の竣成にして、遊就館は同十四年の竣工なり。

(七)　日本橋區四日市の三菱倉庫及び永田町の元獨逸公使館

以上兩建物は佛人レスカスの設計監督。

(八)　霞ヶ關の露國公使館　明治七年起工同十年落成の同建築はスメドレーの設計なり

といふ。

(九)　築地の海軍兵學校生徒館　明治末葉に至りて海軍大學校となりしものなり。明治十五年の竣功にして英人ダイアックの設計なり。其の基礎は杭打にして、所謂ベタ地形なり。

四面環海なる我が國に於いて、特に肝要なる海軍々人の養成所たる此の建物は、明治三年六月一日起工、同十六年五月十八日竣工なり。今仕樣書の抜萃を左に掲ぐ。

精算高

一金拾萬〇百六拾五圓拾壹錢

此建坪五百七十坪〇五勺四才

洋風煉化石造屋根方形造棧瓦葺

内

四百〇六坪七合二勺七才　二階家

百六十三坪三合二勺七才　平家

第三　營繕局員設計の建築物

明治七年一月より諸官省の建築工事は工部省の營掌に歸し、同省製作寮建築局に於いて取扱ひ來りしが、同年十一月同省營繕寮建築局の手に歸し、更に同八年六月に至り同省

營繕局の管理となれり。是れ何れも官制改正の結果なり。

されば本項に於いては、明治七年初より同十八年終迄の主なる建築を網羅せんとす。

(一)　木　造

(一)　横濱郵便役所　明治七年九月十日起工、同年十二月十七日竣工せし同建物は、洋風木造にして建築費及び建坪は左の如し。(仕様書より抜萃)

精算高

一金壹萬四千八百五拾五圓貳拾九錢

建坪二百十坪八合三勺三才

洋風二階家平家トモ木造間内張付塗天井屋根桟瓦葺

軒高二十九尺

一、外部化粧附柱上下繪様操形刻ミ建テ通路之所櫛形迫持ニ取付廻リイギリス下見取付軒飾男柱繪様操形建地覆架木トモ取付

一間内地付之處胴縁入綿板打張付下張ヨリ上張迄張塗四ト壹打

一外部間内トモ總體ペンキ塗リ

(二)　元老院議事堂　祝田町にありし木造二階建の建築にして、明治八年九月九日起工、同年十二月廿三日竣工せり。次に仕様書の抜萃を左に掲ぐ。

精算高

一金九千九百八拾八圓五拾五錢

建坪二百十坪八合七勺二才

議事堂外部見付二層建屋根正面方形造同左右破風造後面切妻兩側控所平家桟瓦葺玉座八角造

一内外廻リ壁木摺木舞打下付ヨリ上塗迄漆喰塗リ

これ元老院議官連が國政に參與せし處　玉座の設けもありたる重要建築物なりしなり。後　皇居御造營竣工後其の附近一面に取拂はれて廣場となり、一隅に楠公の銅像獨屹立して東京名所の一となるに至れり。

(三)　鑛山寮　虎之門外にありたる同建築物は、明治八年十月廿二日起工、同九年九月十五日竣工、其の工費等は次の仕様書抜萃にて窺知し得べし。

精算高

一金九千九百六拾八圓〇貳錢貳厘

洋風二階建平家トモ木造屋根桟瓦葺

建坪百九十二坪一合六勺七才

軒高二十九尺五寸

一、階上下天井廻リ緣操形刻取付、野緣打渡釣リ木取付紙繼板打下張ヨリ上張迄廻リ塗

四分一打ランプ中眞飾木摺下地取付下塗ヨリ漆喰ニテ塗立上塗洋艸模様其他繪様塗リ

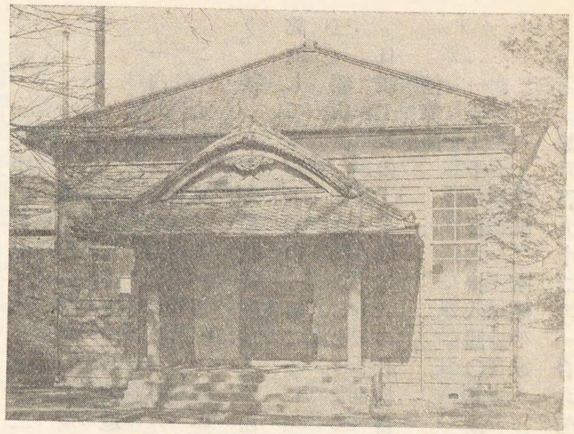

第二十一圖　一ツ橋講義室

(四) 電信寮傭外國人監督長居館　明治八年七月十一日起工、同年九月廿八日竣工、

一金七千五百四拾六圓六拾壹錢九厘

洋風二階建木造張付天井廻リ壁屋根桟瓦葺

・建坪百二十四坪三合七勺二才

軒高二十八尺七寸

(五) 一つ橋講議室　神田錦町開成學校の附屬たりし同建物は、明治十年の竣工なりき。同建物は下見板張木造にして、質素なるものなりしが、種種なる點に於いて記念すべき好建築なりき。

先づ當時知名の學者が、始めて此の講堂内にて演説せしことが記念すべき一なるのみならず、尚ほ其の一人西村茂樹が「演説」なる言葉の由來を説明し、尚ほ演説なる事柄に就いて縷縷解説を試み、以て當時世人の蒙を啓き、其他箕作麟祥、加藤弘之、田口卯吉も演説を試み、又矢田部良吉が英語演説を爲したるも此處なり。爾來屢々通俗講演會に用ひられ、學術普及の泉源たりしなり。而して各講演者の原稿は、多くは當時唯一の學術雜誌たりし學藝雜誌に登載されたり。

後取拂の必要生じたるとき、當局者は之を取毀つに忍びず、依つて之を東京帝國大學構内の池附近に移築したり。但、地面に限ありしを以て全長を容るゝことを得ず、之を短縮して移築し、以て法科大學の所用に充てたり。斯くて明治年代を通じて完全に此の記念建物を保存することを得たり。

(六) 大審院廳舍　丸之内に在りたる同建物は、明治九年六月十七日起工、同十年三月十八日竣工。

一金壹萬三千八百九拾貳圓拾四錢六厘

建坪百二十四坪

二階建木造内外廻リ壁屋根瓦葺同廻リ三方外廊石敷其他トモ平家

同　六十六坪七合五勺

以上の如く三方に廊下ありしを以て、遠方よりも眼に着く建物なりき。

(七) 大學の時計臺　嘗て龍岡町附近に於いて鐵門内にありて、大學本部の時計臺附の建物として著名なりしが、其の工事請負人は西郷某なりしといふ。竣工年代不明なりと雖も、これ亦林忠恕式の建築なり。後醫院建築のとき取拂の必要生じ、之を赤門内に移

築して、史料編纂所として使用し居れり。但、外觀大に變り全く最初の姿を止めず。舊建物の材料を以て移築せしと雖も、大學の鐵門内の時計臺は移築の際消滅したりと云ふも可なるべく、移築によりて舊態を毫も變へざりし一ッ橋講義室とは大に趣を異にせり。

第二十二圖　大學の時計臺

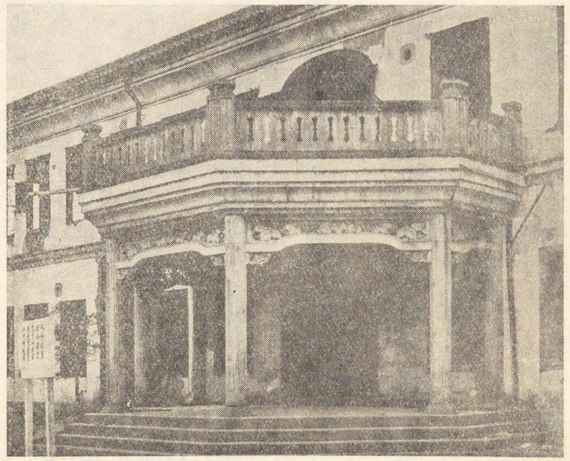

第二十三圖　大學の時計臺下玄關

大學總長たりし渡邊洪基加藤弘之は常に此の時計臺下の階上室に座を占めたりしなり。又嘗て帝國大學醫院に行啓ありしとき、此の時計臺下の室便殿に充てられたり。

時に明治二十一年五月二十九日にして、帝國大學總長は渡邊洪基なりき。

(八)　赤阪假皇居内太政官　明治十年十月三十一日起工同十一年七月二十日の竣工にして、建坪四百餘坪なること次の仕樣書抜萃の如し。

一金貳萬七千九百七拾五圓三拾貳錢貳厘

木造二階建張付天井廻リ張付外廻リ壁屋根入母屋造棧瓦葺

建坪四百十六坪五合

軒高三十三尺二寸

建坪六十四坪七合一勺四才

同平家建厠屋根棧瓦葺

軒高十尺

一隅々其の他柱張石青石面取上小擲据付錻掛平壁下地杉中貫斜ニ打板瓦角立ニ取付胴蛇腹軒蛇腹トモ繪樣操形刻ミ取付壁荒塗漆喰下付同斷村直小村直砂摺中塗上塗漆喰塗

夫れ敎育的建築などに於いては、漸次頗る宏莊なる建物を築造せしに拘らず、天下の政治を取るべき太政官の建築は夫れ此の如く質素なりき。これ當時の施政方針の美な

もしことを證するに足るべし。

後狹隘を感じたるを以て、明治十三年に至り五百餘坪の增築をなしたり。卽ち明治十三年正月十三日起工、同十四年二月十五日竣工せり。

精算高

一金六萬〇七百參拾壹圓參拾七錢貳厘

二階建木造張付天井廻リ張付屋根入母屋造棧瓦葺

建坪五百二十三坪二合五勺

軒高三十三尺二寸

同　二十六坪五合二勺

平家廻リ壁創リ小屋外イキリス下見

これ何れも林忠恕の設計なり。

(九)　東京上等裁判所　前記大審院に接して丸の內にありし此の建物は、明治十年六月二十日起工、同十一年四月二十五日竣工。

精算高

一金貳萬〇九百九拾壹圓拾五錢四厘

木造二階建廻リ三方外廊石敷屋根切妻洋形瓦葺

建坪百三十坪

同斷平家

同　百九十四坪

(十)　駒場農學校生徒寄宿舍及び教師館　林忠恕の設計にして、寄宿舍は明治九年十月十四日起工、同十年九月九日竣工。

精算高

一金九千〇壹圓五拾參錢五厘

二階建平家共木造屋根切妻破風造棧瓦葺

建坪二百二十坪八合七勺五才

これ從來幾多の農學士等の發生所にして、記念すべき建築物ならずや。次に同教師館は明治九年十月十日起工、同十年五月十三日竣工。

一金貳千七百四拾七圓參錢壹厘

洋風二階建木造屋根方形造棧瓦葺

建物四十八坪七合五勺

同　十六坪六合六勺四才

同　平家同斷

(十一)　文部省教師館　明治十一年十一月二十一日起工、同十二年二月十五日竣工。

一金貳千九百貳拾八圓拾參錢貳厘

洋風平家木造屋根桟瓦葺
建坪八十三坪二合五勺
軒高十四尺二寸

これ開成學校附近にありしならんが不明なり。

(十二) 元老院本廳　明治十一年七月十九日起工、同年竣工。同建物は元老院議事堂に接して造られたり。

一金九千參百參拾八圓七拾參錢八厘
木造二階建屋根兩妻破風造桟瓦葺
建坪百六十九坪
同　十四坪三合五勺
同斷平家

(十三) 上野教育博物館書籍覽閲所及び書籍庫　閲覽所を逆轉せしこと、少しく奇異なれども書き誤りにはあらず。

精算高
一金六千七百六拾八圓四拾五錢六厘

書籍庫二階建煉化石造屋根方形造桟瓦葺
此建坪三十二坪四合一勺

覽閲所二階建木造屋根前同斷
此建坪五十一坪八合三勺三才

こは明治十三年三月二十日起工、同年十月廿一日竣工、

一、書籍覽閲所地形丁堀コンクリート打側石二重ニ据付空氣抜明ケ鐵ヒゴ仕付
一外廻り胴蛇腹軒蛇腹共取付イギリス下見板張合

(十四) 文部省本廳　竹橋外竹平町の同建築は、工部大學校卒業生藤本壽吉の擔當せしものにして、明治十三年八月六日起工、同十四年三月十五日竣工せり。同人は明治十三年卒業なりし故之が處女作たりしなり。

精算高
一金貳萬〇貳百四拾四圓九拾四錢參厘

洋風二階建木造屋根方形造桟瓦葺外廻リイギリス下見
建坪百九十八坪二合三勺六才
平家同斷
同　二十七坪五合二勺五才

一、昇降口定規柱片蓋柱トモ建(中略)破風蛇腹繰形刻菊ノ御紋妻板トモ取付(下略)

(十五) 會計檢査院　明治十五年三月十三日起工同十六年八月二十一日竣工にして、久しく丸之内大手町に在りたる建築なり。

一金貳萬九千九百九拾八圓五拾錢六厘

洋風二階建平家トモ木造屋根方形造瓦葺

建坪三百三十二坪三合一勺六才

(六)　汐留電線製造場　明治十四年三月十八日起工、同十五年八月十七日竣工。

精算高

一金壹萬千六百四拾九圓五拾八錢七厘

四連棟平家木造二重屋根造外裏下見桟瓦葺

建坪四百三十八坪三合二勺四才

(七)　文部省附屬事務所　明治十五年三月十三日起工、同年八月二十二日竣工。

精算高

一金六千六百貳拾圓七拾貳錢六厘

二階建木造屋根小棟造桟瓦葺外イギリス下見

建坪六十坪

(八)　赤坂假　皇居内宮内省本廳建增　明治十年十一月二十九日起工、同十一年七月二十二日竣工。

精算高

一金六千四百八拾貳圓四拾八錢八厘

木造二階建張付天井廻リ張付外廻リ壁屋根入母屋造桟瓦葺

建坪百十五坪

軒高三十三尺二寸

(九)　品川工作分局硝子製造所（フリント瓶壹基トモ）　これ明治九年九月十日起工、同十年十月二十八日竣工。

精算高

一金壹萬〇四百六拾五圓六拾貳錢九厘

硝子製造平建煉化石造屋根洋形瓦葺

建坪百十三坪六合八勺三才

軒高拾九尺

徑（他面ニテ二十尺頂上八尺）

高八十尺

(十)　長崎製作所　明治九年竣工。

煙筒煉化石積内廻リ

高十五尺通

白煉化石積ミ敷キ

白煉化石敷込

(二)　煉瓦造の部

(一)　太政大臣官舍　林忠恕の設計にして、明治八年頃の建築なりといふ。永田町一丁目にありたりしが、後には樞密院として使用し、大正年代に於いても現存せし記念建築な

り。新しき議院建築の構内に當るを以て、早晩取毀の運命に遭遇すべし。

(二)　内國勸業博覽會美術館　これ明治十年に開かれたる第一回内國勸業博覽會のとき用立てたる美術館にして、明治九年十二月二十六日起工、同十年八月十一日竣工せり。

精算高

一金五千九百四拾壹圓九拾六錢七厘

洋風平家煉化石造屋根切妻西洋形瓦葺

建坪八十二坪五合九勺三才

軒高二十一尺五寸

此の建物は帝國博物館の一部として、大正年代の初に於いても、尚ほ依然として保存され、鑛物類の陳列室として用ひられたり。

(三)　潮留電信分局内器械所　明治十一年七月十五日起工、同年十一月廿五日竣工なり。

精算高

一金五千百拾八圓拾壹錢

洋風煉化石造屋根桟瓦葺

建坪百〇七坪九合九勺

内

二階建廻リ壁床板張

二十五坪五合二勺

軒高二十九尺五寸

八十二坪四合六勺

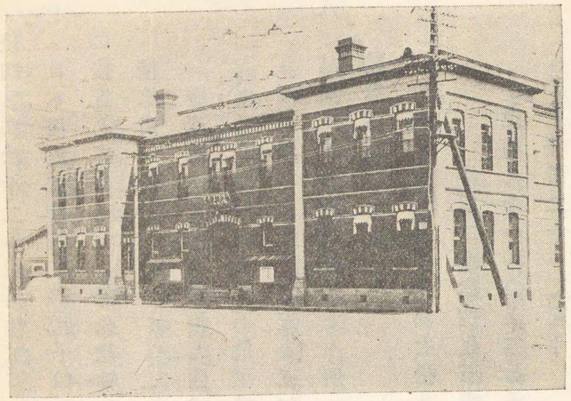

第二十四圖　神戸郵便局

(四)　神戸郵便局　明治十年頃の建築なりと云ふ説あり。仕樣書中に左の記事あり。

建坪九十七坪六合三勺八才

洋風二階建煉化石造屋根桟瓦葺

軒高二十九尺七寸五分

平家廻リ胡粉塗土間石敷

建坪五十六坪

軒高十五尺

軒高二十二尺五寸

(五)　品川工作分局藥品庫　これ明治十二年の建築なり。

精算高

一金貳千四百參拾四圓四拾五錢八厘

同十五坪一合六勺六才

同平家煉化石造屋根同斷

同平家煉化石造屋根切妻洋形瓦葺

(六)　鑛山佐渡分局亞鉛精銀所並に精鋼所壹棟　こは煉瓦造にて長延百九十二尺、梁間三十尺、桁行六十六尺、此の建坪五十五坪、高煉瓦部十三尺、工費豫算は金貳千拾七圓五拾壹錢四厘、明治十二年六月竣工。

(七)　日本橋電信分局　明治十四年十月十八日起工、同十五年十月十七日竣工、こは日本橋に接近してありたる記念建築物なり。

精算高

一金壹萬四千七百參拾九圓貳拾壹錢

二階建煉化石造屋根方形造棧瓦葺

此建坪六十五坪五合五勺二才

(八)　品川工作分局硝子仕上ヶ所　明治十三年十月七日起工、同拾四年十二月廿五日竣工。

精算高

一金九千六百參拾六圓七拾八錢壹厘

洋風二階建煉化石造屋根洋形瓦葺

建坪九十一坪〇八勺七才

軒高二十一尺五寸

此の硝子製造所は工部省工作局にて創設せるものにして、外國技師を雇ひて邦人にランプのホヤ其の他器具の製造を傳習せしめたるなり。後拂下られて民有となれり。

(九)　品川工作分局坩堝製造場　明治十三年十一月二十日起工、同十四年十二月二十八日竣工。

精算高

一金五千百四拾壹圓五拾參錢四厘

洋風二階建煉化石造屋根洋形瓦葺

建坪五十坪

軒高十八尺二寸

これ亦硝子製造所の一部にして、其の工業沿革上特に記念すべき建築なり。

(十)　外務省屬舍　明治十三年九月一日起工、同十四年六月十四日竣工。

精算高

一金貳萬〇五百七拾五圓參拾壹錢八厘

洋風二階建煉化石造内外壁塗天井屋根方形造棧瓦葺

建坪百四十坪〇八勺一才

軒高三十尺五寸

(十一)　外務卿官舍　これ卽ち外務大臣官舍となれるものにして外務省構内にあり。明治十四年一月廿六日起工、同年七月七日竣工とあれども餘り速き感あり。起工の年月に誤りあるが不明なり。建坪百九十五坪七合五勺、軒高十八尺とあり。これ二十八尺の

誤りならんか。工費は壹萬八千六百九拾八圓貳拾六錢餘にして、現場主任は工部技手清水義高なりき。これ亦内外漆喰塗なり。

第四　營繕局以外の工事

皇居御造營の工事は、設令御造營事務局を特設せられありしが、實質に於いては營繕局と内匠寮と聯合にて造營に從事したる故、營繕局以外の部に入るべきものに非らず。

(一)　華族銀行

明治十五年竣工の同建築は、十五銀行の前身にして藤本壽吉の設計監督なりき。此の建物は木挽町七丁目に於いて嘗て蓬萊舍のありたる位置に建築せしものなり。これ工部大學校卒業生の設計せし民間煉瓦建築の最も古きものゝ一なり。

(二)　華族女學校々舍

明治十七年竣工の同舍は、新家孝正の設計監督に係る。本建物は赤坂見附内にありたる好建築なりき。

(三)　山縣邸

こは麹町區富士見町にある煉瓦造建築にして、後年永く農商務大臣官舍として用立ちしものなり。明治十八年の竣工にして、工部大學校卒業生片山東熊の處女作なりき。

(四)　理科大學本館

明治十八年の竣工にして、文部技師たりし山口半六の設計監督なりき。此建物は多數の理學研究者に使用されたるものにて好個の記念建築なり。

(五)　第一高等學校

初は單に高等學校と稱せられ、中頃高等中學と唱へられ、終に第一高等學校となりて、多年教育界に役立ちし此の建築も亦山口半六が文部技師たりしとき設計監督せしものなり。

(六)　京都停車場

明治十年一月十二日竣工にして、明治年間役立ちしものなりしが、後改築されて大正年代には舊形を存せず。

(七)　上野停車場

明治十八年七月竣工せし木造建築なりき。

(八)　横濱稅關事務所

稅關の設計にして清水滿之助の請負なりき。これ明治十八年の竣工なり。

第六節　工部省終期の工事

第一　工部卿の通知

明治十六、七年頃に於いては、工部省營繕局長始め主なる營繕局員は　皇居御造營事務局專務となり、專ら御造營事務局の工事に軼掌せしなり。次に營繕局の用務は漸く閑散となりたる結果、民間工事をも引受ける事となりたり。赤坂豐川稻荷の社の工事も亦同局に於いて設計監督せしなり。隨つて其の時代には縮小され既に局は廢されて營繕課となりたり。各省等への通知次の如し。

去明治七年舊土木寮中營繕之事務當省へ被屬候以來諸官廳等之新築ハ當省營繕課ニ於テ取扱來候處今般營繕課之職制ヲ改正候ニ付テハ同課ニ於テハ官私之委托ヲ受ケ建築之圖ヲ製シテ概算ヲ定メ其建築ヲ監督候事ニ止メ度旨太政官へ上請候處裁可相成候ニ付以來新築ト雖モ營繕之事業ハ負擔不致候間此段爲御心得兼テ及御通達置候也

明治十七年二月十三日

外務卿代理
參　議　伊藤博文殿
內務卿　山縣有朋殿

工部卿　佐々木高行
大藏卿　松方正義殿
文部卿　大木喬任殿
陸軍卿代理西鄕從道殿
海軍卿　河村純義殿
農商務卿　西鄕從道殿
司法卿　山田顯義殿
會計檢查院長代理
檢查官長岡　義之殿
元老院議長佐野常民殿

第二　終期の建築

工部省終期に於いて、營繕課の擔當せし官公私の建築は次の如し。局時代に於いては民間工事を引受けしこと無かりき。

(一)　官廳の部

(一)　電信本局　京橋區木挽町にありたるものにして、明治十七年二月起工なり。豫算高

一金四萬六千五百拾八圓七拾五錢

洋風二階建煉化石造屋根方形桟瓦葺

此建坪二百八十五坪一合八勺

(二)　東京職工學校機械場及び鑄造場　淺草區藏前片町にある建物にして、明治十七年七月起工同十八年六月竣工。

一金壹萬四千七百五拾六圓七拾九錢六厘

二階家平家共洗出煉化石造屋根切妻桟瓦葺總體土間

建坪二百二十二坪五合五勺八才

內

六十三坪〇四勺一才

機械場之內平家

十五坪八合八勺八才

同　兩袖二階家

合

百四十三坪四合二勺九才

鑄造場二棟平家

(三)　赤坂葵町鐵道局事務所　明治十七年十一月起工同十九年七月竣工

精算高

一金四萬圓

建坪二百坪

二階建煉化石造屋根方形造桟瓦葺

(四)　赤坂葵町工部省文庫　明治十八年九月起工、同十九年二月竣工。

精算高

一金千〇四拾八圓七拾四錢六厘

建坪九坪七合三勺四才

文庫一棟二階建煉化石造屋根方形造桟瓦葺

(五)　驛遞局倉庫　日本橋區四日市にある同建物は、明治十八年八月起工、同十九年四月竣工。

精算高

一金壹萬貳千六百九拾八圓拾錢

洋風二階家三階家共煉化石造屋根桟瓦葺

建坪七十九坪三合

二階家軒高二十四尺五寸

三階家同三十六尺五寸

(二)　民間建築及公共建築

(一)　坂本町銀行集會所　日本橋區坂本町の同建築は、工部技師の資格にて辰野金吾が設計監督せしものにて、辰野の處女作たりしなり。

仕上ヶ高

一金壹萬五千六百八拾九圓六拾錢

洋風二階建煉化石造屋根室形桟瓦葺

此建坪六十二坪二合五勺

明治十六年十月起工
同十八年十一月竣工

(二)　神奈川縣府中郡役所　明治十七年六月起工、同十八年八月竣工。

精算高

一金千九百參拾五圓五拾錢

洋風二階建木造屋根方形造桟瓦葺廻リイギリス下見

建坪五十八坪七合五勺一才

久留正道が工部技手の資格を以て、此の建築を擔當したり。

(三)　東京府集會所　芝公園内の同建物は後府知事の官舍となり。明治十八年十月起工、同十九年十一月竣工。

一金壹萬六千四百〇六圓四拾五錢壹厘

洋風煉化石造二階建三層建内廻り壁塗天井

建坪七十四坪

軒高三十四尺九寸五分

これ亦工部省技手久留正道の設計監督せしものなり。

(四)　平川町の橋本綱常邸　麹町區平川町六丁目の同建物は明治十八年十月起工、同十九年十二月竣工。

一金五千貳百四拾壹圓八拾七錢六厘

二階建煉化石造屋根切妻桟瓦葺

建坪三十四坪七合一勺三才

(五)　豊川吒枳尼眞天堂宇　赤坂區にある豊川稻荷の堂なり。明治十九年三月廿二日起工、同二十年二月十日竣工。

これ工部省營繕課が設計せしものにして、明治十八年十二月同省が廢されたる後起工せしなり。同十九年一月よりは工部省の殘工事は、總て内務省土木局營繕課に於いて繼承せしなり。營繕課技手中津某が此の工事を擔當したり。

精算高

一金八千六百八拾參圓貳拾壹錢四厘

拜殿向拜法用殿内拜所共

建坪三十九坪〇二勺一才

内

桁行三十一尺六寸八分　梁間十七尺六寸

丸桁口脇迄軒高十六尺八寸　軒出八尺二寸

拝殿側通丸柱二重長押化粧榊和様形出組二タ軒磐垂木正面両妻トモ千鳥破風造廻リ二重畦入羽目内法長押平格天井疊敷屋根銅瓦本葺

此坪十五坪四合八勺八才

向十四尺八分　曲十五尺五寸五分

向拝柱虹梁繋海老虹梁重ネ三ツ斗組流鉋破風軒唐破風屋根前同斷

此坪四坪一合三勺

桁行三十六尺〇八分　梁間十九尺三寸六分

法用殿側通リ角柱外三重長押化粧榊三ツ斗二タ軒磐垂木入隅取合捻シ揚ケ内三方二重長押平格天井屋根前同斷

此坪十九坪四合〇三才

(六)　富山縣上新川郡々會議場　明治二十年七月起工、これ亦營繕課殘業掛の擔當なりき。

豫算高

一金四千五百圓

建坪百十八坪九合六勺七才　洋風二階建木造正面角家同左右三階造

同　三坪七合九勺二才　車寄平家

同　三坪三合三勺三才　後面昇降口

同　六坪　便所及渡リ出椽トモ

(七)　富山縣々會議事堂　明治二十年八月二日起工、同年十一月竣工。

豫算高

一金六千五百圓

建坪百二十七坪六合三勺　洋風二階建木造中央議事場外部見付三階造屋根桟瓦葺

同　三坪八合八勺八才　正面車寄

同　十二坪七合五勺　渡リ土椽便所共

之を要するに、工部省終期及び殘業掛時代に於ける建築工事は、甚だ微々として毫も振はざりしこと此の如し。

第三章　明治後期の建築

第一節　獨逸風流行時代

第一　獨逸風傳來の由來

明治二十年以後數年間は、獨逸風建築の隆盛時代なりき。今其の原因を繹ぬるに、明治十八年十二月二十二日工部省廢され、隨つて工事管掌の營繕課も自然消滅の運命に出遇ひたり。然るに議院建築は焦眉の急を要すること勿論にして、尙は諸官衙建築も亦荏苒日を曠うして打捨て置くべきにあらず。是に於いて政府に內閣直屬の臨時建築局を設置し、以て議院及び諸官衙の建築工事に當らしむる事となし、先づ井上馨を其の總裁に任じ、且、各課長及び技師屬僚等夫れぞれ任命したり。時に明治十九年初頭なりき。而して工部大學校教師兼工部省雇教師たりし英國人ゼー、コンドルも亦同局の御雇教師となれり。是に於いてコンドルは誠心誠意議院及び諸官衙建築の計畫に當りたり。

然るに孰れの時代にも政略の必要あるものなり。當時我が國の時勢は條約改正の氣運に迫られ、朝野擧つて其の促進を熱望せり。是に於いて種々の手段を以て外國人の歡

心を買ひ、專ら其の嗜好に投合することに努めたり。彼の鹿鳴館（後華族會館となれり）に於いて外國風舞踏會を屢々催したるが如きは其の一例なりしなり。其の他外國人を裁判する時に於いては、百歩を讓り、我の不利を省みずして、彼に花を持たせ、或は內外合議體を採り、或は外人の顧問を置きし等の如き、何れも條約改正の爲めに焦慮せし結果なり。

さて當時獨逸國は歐洲の覇權を握り、彼のビスマーク在世中の權威旺盛たりしことは何人も知る所なり。是に於いて我が國陸軍の如きも亦獨逸式に則ることゝ成りし程なり。

斯の如き時勢に於いて、臨時建築局の創建せられしこと故に、其の局にも亦獨逸風の吹き始めしことは自然の勢なるべし。當時外務次官たりし青木周藏は、獨逸仕込にして、妻は獨逸人なりき。而して建築局の最初の工事部長たりし松崎萬長は、久しく獨逸に於いて建築學を學びし者なり。此の二者相合して獨逸風を吹かせ、遂に臨時建築局に同國の建築技師を招聘することゝ爲りたり。

而して青本次官にエンデー、ビヨクマン建築事務所を推薦せしは實に松崎萬長なりき。當時獨逸には建築の大家に乏しからず。而るに松崎が特に同事務所を推薦せし理由は他なし、エンデーは美術建築に卓絕し、癖の少き作家にして、且、如才なく、而も溫厚なる人物なるが故なりとの事なり。此の推薦に基き青木は井上總裁に說きたるに井上は卽座に

之を納れたるなり。

斯くて明治十五年五月同事務所のバウラアト、ビヨクマーンは、助手メンツを伴ひ來朝して鹿鳴館に止宿し、諸建築の略圖案の作成に努めたり。後同七年ビヨクマンは東京を去り、歸國の上エンデーと協議し、更に議院、裁判所、控訴院、大審院、司法省、總理大臣官舍等本建築の圖案を作成せり。

司法省の圖案は、最初東京に於いてビヨクマン指導の下にメンツが作製して伯林に送り、之を更にエンデー指導の下にアルキテクト、ギーゼンブルヒが修正せり。又本議院はバウマイスター、ゲーラア、裁判所は同ハルトング、總理大臣官舍はアルキテクト、シーブリツヒに因り作製せられ、日比谷諸官衙バノラマの繪と共に建築局に提出せられたり。

本議院建築は都合により後廻しとなり。先づ假議院の建築を急速施行する事となれり。其の圖案は東京に於いてステヒミラーと吉井茂則が作成し、其の內部議場の圖は伯林に於いてケーラーが作成したり

此の如き徑路に由りて、我が國に獨逸風建築流行し始めたるなり。然れども今一つの原因ありしこと次項に於いて、述ぶるが如し。

第二　技師職工の獨國留學

ビヨクマンは實地家にして、頗る理財の才に富める人物なりし故、時の總裁など信ずること極めて厚かりき。當時我が國に於いて、西洋建築に關し良好のホアマンに乏しき事を知り、實地經驗ある青年職工を獨逸に送りて、磨きを懸くれば三ケ年にして有爲の材と爲る事を唱道し、之を井上總裁に力說せり。總裁亦之を容れ技術者を特派することに決したり。而してビヨクマンは六名の職工を選拔してビヨクマン貸費生となし、往復旅費及び在學滿三ケ年間を負擔せり。其の卓見と熱誠なりしこと夫れ此の如かりき。政府より派遣員左の如し。

技師	妻木頼黄	渡邊譲	河合浩藏		
職工八名	石工	大工	人造石左官	煉瓦職	飾職
	家根職	石膏職			

淺野總一郎より依頼同行者二名は

坂內冬藏	淺野喜三郎	

深谷煉瓦會社より

大高庄衞門

ビヨクマン貸費生は次の六名なり

加瀨正太郎	山田信介	齋藤新平
宇野澤辰雄		

以上正木工業學校長の推薦にして、加瀨は鍵及び煉鐵工、山田は飾職、齋藤は壁天井等の繪職宇野澤はステインド硝子及びエッチング。何れも工業學校の第一期卒業生

なり、外の二人は、内藤陽三美術家清水米吉(建具職)にして清水は河合浩藏の推薦なり。是に於いて技師三名と高等職工十七名は、明治十九年十一月十六日出發して翌廿年一月獨逸に渡航し、各擔當用務を研究し、三年を經て明治二十二年歸朝し、諸工事の實施に當れり。但、工部大學校美術學校卒業生たりし内藤陽三は歸途船中に於いて病歿し、外一名は先に病を得て歸朝せり。

斯くして諸職の者揃へば、他日諸官衙及び議院建築實施の役に立ち、外國人を雇はずとも出來るといへる事がビヨクマンの理想なりき。

ビヨクマン貸費生六名の監督は、河合浩藏、同人より特に依囑されたり。依つて河合等は伯林着後直にビヨクマンの邸に入り、翌日より獨逸語の教授を受けたり。語學の教師は豫めビヨクマンが伯林に於いて傭聘し置けるドクトル、グロートにして、通譯の勞を取りしは河合技師なりき。而してグロートは、嘗て我が東京師範學校の教師たりし人にして、日英兩語を解せり。斯くて二ケ月速成終日獨逸語學の教授が始りしなり。斯の如く河合は通譯となり。妻木、渡邊の兩人は、エンデ、ビヨクマンのアトリエへ通勤せり。

二ケ月の後彼等職工等は、ビヨクマンの周旋によりてそれぞれ各專門親方の工場へ勤務する事となり、各十二時間勞働し、夜間はグウエルベー、シウレルへ通學し一意專心勉强せしなり。此の間に於ける彼等の苦心實に察するに餘り有り。尙ほ工場の勞働時間長く體力獨逸人に及ばざる彼等は、間々病に罹れり。因つて醫師の診斷の上八時間以上の仕事は中止せし事ありきとぞ。

明治二十年三月頃諸官衙及び議院建築の設計が、伯林の建築事務所に於いて完成せしにより、同事務所員バウヒウレル、チーツエ及び同ムテジウス並に書記ワイテマンを伯林より我が國に派遣せり。又其の後四月頃エンデーは、上席技師ステヒミラーを伴ひ同地を發して東京に向へり。

又妻木、渡邊、河合等の我が國技師は、同建築事務所に於いて、日本諸官衙の製圖に從事し、旁、ポリテクニクムへ通學し諸教授の講義を聽聞せり。

後、彼等は明治二十二年歸朝し、各、專門職務に從事せり。其の中裁判所司法省及び假議院建築所に就職せるもの四名にして、他は民間に於いてそれぞれ業務に從事せり。

歸國後彼等の中特に卽效を奏せし者はスレート職にして、假議院建築屋根工事中暴風雨に際會せしが、スレート一枚の飛散もなく大に聲價を揚げたり。實に是より以前に於ける我が國のスレート葺は、大風毎に吹飛され、世間の物笑となりたりしなり。

是より先、在北京の日本公使館建築を竣工せしめて歸朝したる片山東熊も、臨時建築局技師を拜命せし後、亦獨逸派遣を命ぜられたる一人なりしなり。然るに故あつて之を辭し、且、臨時建築局技師をも辭したり。片山は井上總裁の性質を呑込み居りしを以て、辭表を直接井上に差出すことの不利なることを察し、山縣有朋に依頼して井上馨に說かしめ、以て難無く辭任する事を得たりとはこれ片山の親から知人に語りし所なり。

蓋し片山は　皇居御造營事務局の內命を受け、既に渡歐の內定ありしに因り、臨時建築局よりの獨逸派遣を謝絕せしならんか。後片山は　皇居御造營事務局の命により、家具裝飾類製造監督の爲め明治十九年二月獨逸に向け出發し、同二十年十一月歸朝したり。されば片山は臨時建築局より留學の爲め派遣されたる技師及び職工連と殆ど同時代に獨逸國に在りしなり。但、片山は漢堡にありて妻木等の技師は伯林に在りしなり。

されば當時獨逸風が、我が國に傳來して如何に隆盛を極めしか察知すべきなり。

第三　獨逸建築師の失脚

斯の如く、昇天の勢を以て、日本國の建築界を風靡せし獨逸建築師も圖らざる失脚に因り、我が國官民の信用地に墜ち、遂に久しからずして我が國を退却するの止むを得ざるに至れり。今其の顚末を次に記さん。

ビヨクマンは實地家にして理財の才に富み、卓見を披瀝して井上總裁等の信用を得しことは既に記せり。されば日比谷練兵場のボーリングの結果土地柔軟にして到底厚重なる建築に耐ふべからざるものと斷定し、之を思ひ切りて麴町隼町等の如き高地に建築することに變更したり。但、日比谷練兵場の西部にして霞ヶ關に近き低地は、硬地なるを以て其處にも建築することに定めたり。卽ち現今裁判所等の建築しある處なり。

然るに其の後ビヨクマンの合棒なるエンデー來りて、ビヨクマンの良き計畫を覆へしたり。其の時ビヨクマンは既に歸國して最早日本には居らざりしなり。

元來エンデーは美術建築家にして、ビヨクマンの如く實地家ならざりき。さればエンデーはビヨクマンの最初の立案の如く日比谷練兵場內へ八省を建築せば、便利上無比の模範的官衙と爲るとの事に心醉し、毫も地質の柔軟なることを顧みざりき。是に於いて先づ司法省建築を始めんとし、其の位置を大正年代の日比谷公園と司法省敷地との間なる道路の近傍に定めたり。元來其の位置に於ける地質は、嘗て河合浩藏等がビヨクマンの指揮に由りボーリング試驗を爲して、終に柔軟なる不良地質なることを確めたる所なり。

然るにエンデーはビヨクマン河合等が獨逸に在りて、外に自案に抗議するもの無きに依り、遂に自說を斷行せんとしたるなり。エンデーは先づボーリングの結果に毫も信を置かず、一大試驗穴を堀りて實際の地質を眼前に見んと希望したり。是に於いて技師ォー、チーツエ及び吉井茂則を主任として大穴を堀らしめたり。其の大さ百尺方にして深さ六十尺程なりき。

斯の如き大袈裟なる坑穴なるに拘はらず、地質は依然として柔軟なるのみならず、穴內には水が充滿して從業員を驚かしたり。是に於いてチーツエと吉井との間に議論起れり。チーツエ曰く此深さにては卿筒の效力なしと、吉井曰く余は必ず水を掻出だしめん、故に若し掻出だし得たらば地質の實檢は汝之を爲すべし。余は穴外に在りて瞰下し

居らんと。チーツエ曰く諾と。是に於いて吉井は穴の途中に中繼喞筒を設け見事に水を掻出だせり。是に於いてチーツエは前約を履む爲め桐油合羽を着し、穴内地質の檢査を爲したり。

元來エンデーは此位置に於いて司法省建築基礎として、ザンドヲフドングを施さんと企てたるなり。卽ち矢板を基礎の周圍に打込み、砂貳メートル以上を段々に入れ、毎回水を喞筒にて掛け、締付け突上ぐる方法なり。

斯の如き方法にて進み、砂地形殆んど完成の後、既定の重量を掛け試驗せしに、沈下多くして到底厚重建築の出來ざる事を始めて悟り得たり。而してこの費用は三萬餘圓なりき。

右の如くエンデーが司法省の位置と定めし處に大穴を堀れるが、其の前に建築局技手佐藤豐次郎が主任となりて、日比谷原の東南隅及び西南隅に穴を堀り耐重試驗を施したり。西南隅のは穴の大さ上方十米四方底邊三米四五深四米三五、而して穴底より四米厚さに砂を締付け、其上に重量を載せて沈下を檢せしなり。卽ち砂地業上の耐重力を試驗せしなり。これ現今の海軍省に近き處にして、地質は砂層及び粘土層交互にありて頗る堅牢の所なり。次に東南隅の方は、試驗穴の大さ十米四方底邊六米四方深さ二米二なり。而してこれはコンクリート基礎として試驗するためコンクリートを打てり、其の大さ五米平方厚さ八十センチにして、其の調合は大砂利四分、小砂利四分、川砂二分、淺野製ポートランドセメント一分なりき。

右二穴の上に煉瓦柱を築き、其の上にレールを數多載せて沈下を檢せしなり。

東南隅の土質は地下十數間の間は、無底の沼泥にて無類に惡しき土質なり。

斯の如く耐重試驗を爲し、尙ほ嘗てボーリング試驗をも爲し、種々なる手段によりて、日比谷原の地質の良否は明に知り得たるなり。夫れにも拘らず、エンデーは司法省の位置を柔軟地に定めんとなし、大金を費して大穴を堀り失敗を招きたることは、甚だ殘念なりしなり。後に至りビヨクマンは之を聞きて、定めし足踏して遺憾に思ひしならん。

是に於いて、司法省建築の位置を更に變更して、西方硬地に移すことに爲せり。卽ち現在の位置なり。

以上はエンデーの大失策にして、我が官憲の信用を失せし原因なりき。

其の後獨逸派遣員の歸朝せし時は、總裁たりし井上馨は既に其の職を去り、芳川顯正が兼任にて總裁の職務を取り居たりしが、間もなく山尾庸三之に代りて臨時建築局の跡始末を爲すことゝなれり。山尾は之が爲め先づエンデ、ビヨクマン建築事務所と漸々手を切ることの必要を認め、一時に製圖料を支拂ひ工事の關係を絕ちたり。海軍省建築の如きは、此の手段にて打切りたるなり。

其の後エンデビヨクマン建築事務所にては、東京の失敗に驚き、更に實地家なるゼールを派遣し、上席技師と爲せり。同人は明治二十一年十二月着京、妻木頼黄と共に裁判所建

築に從事し、旁司法省の工事にも携れり。されば前に來り居りしステヒミラー以下とゼールとの折合ひ惡しく、ゴタゴタの內にワイトマン及びメンツ先づ去りたり。これ雇傭期滿ちし故なり。次いでステヒミラーも去り、殘りしはチーツエとゼーのみなりき。以上は獨逸建築師の失脚原因なり。

是より先、エンデーが日本より歸國し彼が理想とせる和洋折衷の建築圖を作り之を日本の諸官衙議院建築に應用せんとせし事あり。これ日光廟其の他神社佛閣の寫眞に基づき取捨鹽梅せしものにて、和風七分洋風三分の奇圖なりき。建築局の日本技師等は、之を賞玩に値せずと爲し、大に反對して、其の筋へ建言せしかば、遂に沙汰止みとなれり。

第四　臨時建築局職員

議院諸官衙建築の必要目前に迫れるに拘らず、工部省廢止せられし結果、工事統一の一大建築局の設置せられたることは自然の勢なり。是に於いて井上馨を總裁とせる臨時建築局の設置を見るに至れるなり。これ明治十九年初頭なりき。

臨時建築局の最初の主なる職員は次の如し。

總裁	井上馨
庶務課長	兒玉少介
會計課長	末松房泰
御雇教師	ゼー・コンドル
工事部長	松崎萬長
准奏任御用掛	妻木賴黃
一等技手	渡邊譲
二等技手	河合浩藏
同	瀧大吉

後井上は總裁を辭せし結果、一時芳川顯正が其の職を兼攝せしが、間もなく山尾庸三が總裁と爲りて、明治二十三年の廢局迄其の職に止まれり。

次に工事部長たりし松崎萬長は辭職し、辰野金吾が其の後を繼げり。然るに辰野が日本銀行の用務を帶びて洋行せしを以て、渡邊譲が後を繼ぎて工事部長の椅子に就きたり。後渡邊は建築局を辭して清水組の技師長と爲れり。

妻木、渡邊、河合其の他の獨逸派遣員が不在中に於いて、吉井茂則は建築局の技師となりて、專ら假議院建築主任に從事し、旁ら司法省建築の地質檢査を施行したり。

諸建築の實施に當り、各分擔して工事主任となれり。假議院建築は吉井茂則、裁判所建築は妻木賴黃、司法省建築は河合浩藏にして、各主任となりて執掌せり。而して海軍省及び海軍大臣官舍のは渡邊譲なりしが、渡邊辭任して清水組に入りたる後は船越欽哉其の主任となれり。

明治二十三年三月二十七日臨時建築局廢され、殘務は渾て内務省土木局に於いて管掌することゝ爲れり。而して時の土木局長は古市公威なりき。中村達太郎が内務技師となりて、一時海軍省建築場に籍を置きしは其の頃の事なりき。

又當時臨時建築局に於いては、獨逸文飜譯又は通譯を爲さしむる爲め八木秀太郎を事務官に任命したり。

第五　獨逸風建築

(一)　獨逸技師の設計に依るもの

甲　帝國議會假議事堂

これエンデ、ビョクマン建築事務所員の一人、ステヒミラーと吉井茂則の設計に基き施工せしものにて、建築主任は吉井茂則なり。二階建木造にして建坪千七百五十三坪高地盤より軒迄六十五尺七寸五分、議場の高床より天井迄五十一尺九寸八分、議場の大さは議員一人に付き約十六平方尺の割合に當れり。又煖房設備は大學教授三好晉六郎に囑託して設計せしめ、機械及び附屬其の製造及び据付は石川造船所の請負なりき。

此の大建築は明治二十一年起工同二十三年首尾好く竣工し、第一回帝國議會の開催に間に合ふことを得たり。然るに議會開會中明治二十四年一月忽然として出火し、全建築悉く烏有となれり。是に於いて、時の總理大臣山縣有朋は時を移さず、貴族院を虎之門舊工部大學校に、衆議院を帝國ホテルに移して會議を繼續せしむることゝなしたり。且、當局者をして速に燒跡に議院を再築せしむるやう命じたり。是に於いて前現場主任たり吉井茂則は、乃ち晝夜兼行拮据奮闘し、數月ならずして能く復舊の大任を全うすることを得たり。而して當時工場管掌者は、最早臨時建築局に非ずして内務省土木局なりき。依つて其の局長古市公威も亦與つて大に力ありしなり。

初め火災突發して假議院建築が俄然烏有となりしにより、建築當局者は急遽集合して復舊の事を議せり。衆皆曰く次期議會迄は僅に六ケ月程なり、到底此の如き大建築工事は間に合ふこと能はざるべしと。この時主任建築師たりし吉井茂則進んで曰く、我能く間に合はせんと。然るに衆皆之を危み問うて曰く、汝如何なる策あるかと。吉井卽ち自若として曰く、我に策あり、卽ち先づ建築場内に特に電柱を建て之にアークライトを設け、以て晝夜兼行施工せば間に合ふこと必せりと。局長古市案を打つて嘆じて曰く、善哉策やと。卽時其の策を採用し、吉井をして決行せしむることゝ爲したり。

是に於いて、吉井は急遽準備し、一式請負方法により、請負人を定むる事にしたり。當時請負規則なかりしを以て入札者非常に多かりしと云ふ。終に長郷泰輔に落札し獅子奮

迅の勢を以て工事を始めたり。

長郷泰輔の部下に吉澤友太郎なる者ありて、其の現場主任たりき。長郷が吉澤を用ひし事は、長郷の長郷たる所以を明に發揮せしものと言ふべく、其の豪放にして雅量ありしことを證明するに足るべし。

斯の如くなりしを以て工事の迅速なりし事は賞すべしと雖も、工事の粗にして手直の多かりし事も亦甚だしかりき。而して吉澤は吉井技師の命を聞かずして、工事を急ぐのみなりき。是に於いて、吉井技師は、某日吉澤を拉して日比谷原に行きたり。吉澤は其の何の意たる事を解せず、怪しみながら技師に從ひ行きたるなり。吉井技師は曠漠たる日比谷原の眞中に至りて、上衣を脫ぎ時計其の他携帶品を皆地上遙に離れたる處に置き、吉澤に言て曰く、我汝と角力せん。我勝たば汝我の命に從ふべしと。是に於いて吉井と吉澤は忽ち角力を始めしに、吉井技師は首尾よく大勝を博せり。是に於いて吉澤に言つて曰く、爾後我が命に從ふや如何と。吉澤はこの際抗言することを能はず、竟に之を諾せりと言ふ。當時主任技師の苦心實に察するに餘りあり。因に吉井技師は身體大柄の男なり。

此の如く晝夜兼行の結果、豫定の如く次期の會期前に落成せしむることを得たり。

明治二十四年十月再築成りたる假議事堂は假令假議事堂とは稱せざるも永く其の用務に堪へ、明治年代を無事に經過せしのみならず、時々適宜の修繕を加へて大正年代に及びても尙能く度々の議會開催に堪ふることを得たり。これ全く吉井技師の功勞なりしなり。

乙　東京裁判所

大正年代に於いても尙ほ依然として存在し、大審院東京控訴院地方裁判所等を網羅せる一大建物にして、日比谷公園外に聳立するものなり。こはエンデ、ビヨクマン建築事務所員の一人ハルトングの設計に係るものにして、工事主任は明治廿一年六月獨逸より歸朝せし妻木賴黃なりき。

此の建物は所謂べた地形にして、卽ち建物全體の下を遍く堀下げて基礎を作りたるものなり。先づ斯の如く堀下げたる根切の周圍に嚴重なる圍杭を施し、以て土の橫出を防がしむるに備へたり。次に根切全體に漸次砂を水締となし、三回にして厚さ二米突となし、其の上にコンクリート層の厚さ一メートル半を加積したり。斯くて此のコンクリートと砂との層が建物全體を支承し居るなり。（地面より五メートル下に土丹岩あり）

此の工事實行中に彼の有名なる濃美の大地震ありたるを以て、技術家は何れも災害地に出張して研究材料を拾收し、歸りて實行中の工事の補強を施せしもの多し。本建築に於いても亦相當の補強を施し、以て耐久の策を運したり。後大正十二年の大震災に於いて此の建築の大害を蒙らざりし事は、全く此の補強用意の周到なりし事と地質の堅固な

りし事に歸すべきことゝ思はる。

本建築の從業員の中大正十年後にも存在せし者は次の如し。

製圖　小林金平

豫算　沼尻政太郎

現場主任　大迫直助（後川口と改姓）

丙　司法省

此の建築は櫻田門外にある二階建煉瓦造にして前記裁判所と同じく堅硬なる地質の上に在る故、大正年間の大地震にも能く堪へ得たり。

司法省建築の圖案は、最初東京に於いてビヨクマン指導の下にメンツが作製し、其の豫算四拾萬圓の見當となれり。斯くて之を伯林に送り、更にエンデー指導の下にアルキテクト、ギーゼンブルヒが修正せり。

司法省建築主任は、明治二十一年六月獨逸より歸朝せし河合浩藏にして、其の年七月三日命ぜられたり。

是より先獨逸建築技師ビヨクマンは、我が國諸官衙及び議院を總て日比谷原に纏めて建てんと爲し、司法省の位置を原の北端にして、中央より稍西方なる處に選びたり。卽ち現在の位置より大に東に寄れる處なりき。然るにボーリングの結果土質の軟弱なるこ

とを發見せしかば、ビヨクマンは止むを得ず其の位置を放棄して、三宅坂の西北高地に司法省の位置を變更したり。これ賢明なる至當の處置なりき。然るに其の後ビヨクマン日本を去り、エンデー來朝するに及んで、同人はビヨクマンの最初の計畫を固執し、先づ大袈裟なる穴を堀りて砂地形の荷重試驗を爲し、初めて不適當なる地質なることを知りたり。之が爲め三萬餘圓の大金を空しく費し隨つて司法省の建築豫算はそれだけ減少せし形となれり。

河合浩藏が獨逸より歸朝して司法省建築主任となるや、直ちに現場を實驗せしに、砂地形荷重試驗の失敗の跡なる大穴は徒に水溜となりて、散々に荒れ實に手の付けやうもなかりきと云ふ。是に於いて河合は同僚等と協議の上再調査を爲し、十月頃に至りて現在の處卽ち櫻田門附近へ敷地變更の必要なることを具申して允可を得たり。

明治二十三年三月二十七日建築局廢され、殘務は內務省土木局の管轄に歸せり。時に局長は古市公威なりき。同二十四年十月二十八日濃尾大地震の時は、司法省建築工程は既に三階窓上に達し居りしも何等損害なかりき。然りと雖も此の大震に鑑み、爾來セメント及び鐵材を增加し、專ら耐震の方法を講じ、其の他從來の建築方法にも注意を加へたり。

元來濃尾大震災の以前に於いて、我が國はセメントを用ひしこと極めて少なかりき。司法省建築に用ひしモルタルは、獨逸の建築規程に習ひたるものにて、一と二、若くは一と

三の如きセメント、モルタルは、最も必要なる處例へば大迫持、又は高き煙突若くは薄き高き壁其他最大重量を支承するものにあらざれば用ひざるを例とせり。卽ち普通の工事に於いては、石灰モルタルにセメントを入れたるものを使用したるなり。

司法省建築に使用したるモルタルの調合は次の如し。

普通モルタルは

砂	六分		
石灰	二分	下積用	

セメント、モルタルは

セメント	一分	荷持柱、鐵梁下等	
砂	三分		
砂	四分		
セメント	一分	表積煉瓦用	
石灰	四分ノ一		
砂	九分		
セメント	一分半	張間二米半の迫持	
石灰	一分半		

コンクリートは

セメント	一分六六
砂	四分
砂利	十分

以上の如くなりしに、大地震後は是等モルタルにセメントを增加せしなり。

前陳の如く、司法省建築の豫算は四拾萬圓にして、竣工年度は明治二十九年中の豫定なりしが、砂地形試驗に消費せし三萬圓不足の爲め、建築主任河合浩藏は節約に節約を加へ、一ケ年繰上げ雜費を省き種々苦心せしも及ばず、加之重荷に小付にて耐震の爲めセメント及び鐵材の增加により、一層の苦痛を生じ、非常なる困難に陷れり。然るに幸にして河合主任は敏くも一條の血路を見出だしたり。卽ち海軍省の建築費に剩餘金を生せしことを探知し、砂地形失敗の件を理由として、局長古市公威に懇願し、終に流用の允可を得漸く無事に竣工せしめ得たり。その苦心は今に至るも忘るゝこと能はずと河合浩藏は往時を追想しての物語なり。斯くて竣工後明治二十八年十二月、時の司法省營繕課長岩原性一に無事引渡を了せりといふ。

司法省建築の基礎工事は割栗石突堅めの上コンクリートを打ちたるものにて、地質は赤土の地山なり。

丁　偕行社增築

九段坂上に聳立する二階建洗出煉瓦積の建築にして、建坪百四十一坪なり。日本土木會社雇たりし獨逸人カフマンの設計にして、同社の高原弘造其の現場主任たりき。明治二十二年二月十九日起工。

戊　河田町の小笠原邸

市ヶ谷河田町の同邸西洋館の一部なる二階建七十五坪平家九坪合計八十四坪餘の建築は、明治二十一年八月起工、同二十二年七月竣工にして、これ亦前記カフマンの設計せしものなり。

(二)　邦人中の獨逸風建築家の造りし建物

番町の青木周藏邸　霞ヶ關のデニソン邸　青山北町の桂太郎邸　外務省構内の某官舍

右は永く獨逸に留學して其の國風の教育を受け、特に其國に在りて建築學を修め、歸朝して之を本邦に實施せし松崎萬長の設計監督に成りしものにして、請負人は孰れも長郷恭輔なりき。

第二節　邦人建築家時代

第一　明治年間に物故せし建築家の遺業

虎の門の工部大學校に於いて、初めて造家學科の卒業生を出したるは、明治十二年にして、其の數僅かに四名なりき。爾來毎年卒業生若干を出せしを以て、是等卒業生は漸次社會と接觸し、學びし處を實地に應用し得るの機會に到着し得たり。此の如く建築術は漸く發達し、遂に外國技師に頼らずして、邦人のみにて大工事をも首尾能く仕遂げ得るの時代に到達したることは、全く工部の當局者なりし先覺者の賜なりと謂ふべし。

(一)　鍋島邸の西洋館其の他

坂本復經が畢生の力を揮つて誠心設計に從事せしは、實に其の舊藩主なりし鍋島邸の西洋館にして同館は坂本復經が清水滿之助と共に歐米を漫遊し、明治二十年三月歸朝して最新智識を齎らし其の設計に當り、計畫既に成り同年九月起工の運となりて着々工事の進捗を圖れり。然るに翌二十一年五月三十日坂本忽焉として世を去りたるは實に殘念なりし。然れども良友ありて能く原設計者の意志を尊重し、力めて原設計に依りて工事を竣成せしめ得たることは、地下に在りて坂本の滿足せし處なるべし。

坂本の歿するや、注文者の意により辰野金吾工事を監督することゝなれり。然るに同人は日本銀行の用務により、明治二十一年八月出發して渡歐の途につき、翌二十二年十月

歸朝するまでの間は片山東熊之に代りて監督の任に當れり。此の如き經緯を經て遂に明治二十五年七月竣工せり。

本館は二階建煉瓦造にして、建坪二百十七坪六合一勺、其の内五坪三合八勺は三階なり。外に煉瓦の附屬家と木造附屬家ある故合計八百三十二坪〇五五なり。

此の建物の施工に就いては定傭及び分擔請負の法によれり。

坂本復經は清水滿之助の顧問技師たりし故、同店に於いて引受けたる工事は一切關渉せしなり。其の中二三を次に掲ぐ。

日本橋區佐内町内國通運會社事務所

明治二十年四日二十一日起工、同年十月二十五日竣工、建坪七十九坪七合五勺而して構造は木造二階建なり。

深川福住町澁澤倉庫

富士見町三井邸倉庫

日本煉瓦製造會社工場及事務所等

これ埼玉縣棒澤郡上敷免村にある煉瓦製造の大工場にして、燒窯等の設計は獨逸人チーゼーなり。

(二)　箱根堂ケ島離宮其の他

箱根堂ケ島離宮(大正年代の函根離宮)　木挽町の厚生館

三田の慶應義塾講堂　半藏門外の麹町電燈會社

愛宕山上の愛宕館

右は藤本壽吉の關係せし工事なり藤本の工部大學校を卒業せしは、明治十三年にして、病歿せしは同二十三年七月なりき。

(三)　帝國大學理科大學本館其の他

帝國大學理科大學本館　第一高等中學校

高等中學と稱せしは、高等學校の舊稱にして、第一高等中學校とは、本郷區森川町附近なる後の第一高等學校なり。右は山口半六の設計監督せし主なるものにして又同人は文部省建築課長の位置として自然干與せし建築は頗る多し。高等商業學校、高等師範學校等の建築の如き是なり。

山口半六は佛國に於いて土木建築の學を修め歸朝後久しからずして病を以て辭職せしが病身をも顧みず民間に在りて活動したり。氣候良き關西地方に移りて靜養しつゝ、他人の委託を受けて設計監督を爲し居りしが明治三十三年八月終に病歿せり。

(四)　富山縣會議事堂其の他

富山縣會議事堂

富山縣上新川郡々役所兼郡會議事堂

深川區外上大島村綿布會社（請負人、富樫文治及和泉孝次郎）

小石川區茗荷谷ヂクソン邸（請負人、星野巖）

神田區淡路町萬代軒（請負人富樫文治）

宇都宮の川村傳兵衞別莊（請負人、村田重二郎）

右は瀧大吉の設計監督せしものなり瀧は明治十六年工部大學校を卒業し、初め陸軍省建築課にありて畫策宜しきを得しが、意に充たざる處ありて、明治二十年八月職を辭したり。後暫時臨時建築局に仕へしが、間もなく再び辭し、後民間に入りてプライヴエート、アーキテクトとなり、明治三十五年十一月逝去するに至るまで諸方面に活躍せり。

（五）横須賀製鐵所其の他

工部省に在りて諸建築の仕樣を書きたるは、細大となく朝倉なりき。されば此の點に於いて工部省唯一の人物なりき。同人は明治三十六年七月歿せり。

維新前横須賀製鐵所の諸機械工場建築の監督に從事したるは朝倉清一なり同人は明治七年には工部省製作寮十一等出仕となり、英國人ウヲートルスに就いて銀座の建築に從事せり。されば前には佛人に就き、後には英人に就き外國の建築風を會得せし實地家なり。外國建築風傳來に就いて大に功勞あり、工部省及び東宮御所御造營局に於いて仕樣設計の仕事には同人は缺く可らざる人なりし。

（六）皇居御造營中の第一區及び第二區

京都平安神宮の大極殿

右は木子清敬の設計監督せしものにして其の他木子の從事せし建物甚だ多し。明治四十六年六月病歿せり。

木子は日本風建築の泰斗にして、東京帝國大學に於いて時の大學教授辰野金吾は、建築學科中に日本建築科を入るゝの必要を看破し、大臣の許可を受けて之を實行することゝ爲し、木子を聘して講師となし授業を委ねたり。時に明治二十二年なりき。是に於いて建築學科中に改正を行ひ、二年生に毎週三時間づゝ之を授くることにしたり。後ち日本建築に名あるものは皆木子の講義を聽講せし者なり。

（七）上野博物館參考館其の他

右の計畫は高山幸治郎にして、施工は日本土木會社なり。同社の代表として高原弘造實行の任に當れり。而して此の建物は明治二十一年十月起工、同二十二年十二月竣工。

伊勢の徽古館も亦高山の設計監督に成れり。

表慶館は片山東熊の設計監督の下に高山幸次郎は設計主任たりき。

第三回内國勸業博覽會式場　明治二十三年二月十一日起工、同年三月二十五日竣工、建坪は六百〇五坪七合八勺にして工事請負は、清水組なりき。

兩國矢の倉の櫻井邸住宅　明治十九年十二月十九日起工、同二十年七月二十日竣工、二階建煉瓦造建坪三十九坪なりき。

右も高山の設計監督に就りしものなり高山は實地家にして、又非凡なる製圖家なりき。

工部省營繕局に仕へ、又　皇居御造營事務局に出仕して、設計課長たりき。次に臨時建築局に奉職したり。明治二十年八月建築局を辭して、後民間に入りて活動せり。明治四十一年四月病歿。

(八)　海軍省部内の諸建物及び南滿洲鐵道會社の諸建物

海軍部内の諸建築は明治三十四年に病歿せし鳥居菊助及び翌年物故せし渡邊五郎之に從事し又南滿洲鐵道會社の諸建物は明治四十四年に病歿せし太田毅之に從事せり。

第二　大正元年乃至同十年の間に於いて病歿したる建築家の明治年間の遺業

(一)　東京市ケ谷加賀町秀英舍工場、名古屋市德川邸

右は大正三年に病歿せる久留正道の設計監督せしものなり。久留は、初め工部省營繕局に仕へ、後永く文部省に在りて技師となり、或は建築課長となり是等官衙の建築殊に學校建築に於いては、久留の手を經ざるもの無かりき。

(二)　三橋建築事務所の設計監督せし建築物

陸軍省にある諸建築物は大正四年十一月に病歿したる三橋四郎の設計監督によりしもの多し、三橋は後ち官を辭して三橋建築事務所を設立せり。

三橋は文才ありしを以て、建築設計の傍常に好んで文筆を弄せり。大建築學と稱する三冊物なる建築上の著述の如きは、其の一例なり。

(三)　日比谷の裁判所、東京商業會議所、東京府廳

右は妻木賴黃の關係せしものなり妻木は初め工部大學校に在りしが、中途退學して米

國に留學し、イサカの大學校に於いて建築學を學び、歸朝して間もなく臨時建築局より派遣されて獨逸に渡航することゝなり、明治十九年十一月東京を發して伯林に赴き、三年の後歸朝し臨時建築局技師又は內務技師として日比谷の裁判所の大建築を擔當せり、後に大藏省の建築課長として諸種の建築にも從事せり。東京府廳は明治二十二年五月一日起工同二十七年七月竣工、建坪千二百十五坪三三六、其の府廳舍議事堂は面積百三坪三五七高さは地面より避雷針上迄百三十三尺餘なり。而して煖房設備は三好晉六郎擔當せり。

横濱正金銀行

これ亦妻木の設計に成れる好建築の一なり。

(四)　スタンプ、アーキテクト

田島擠造(大正六年病歿)は初、海軍省建築課員となりて各種の建築に從事し、後辭して民間に入り、戲に自ら稱してスタンプ、アーキテクトと言へり。蓋し當時にありて陸軍部內の建築に於いては、請負人の資格の一として必ず工學士の建築家を聘して居る者たることを要せり。是に於いてプライヴエート、アーキテクトなる田島は、請負人の資格の一として必ず工學士の建築家を聘するの必要に迫られた。而してプライヴエート、アーキテクトなる田島は、請負人の資格を充たさしむる爲必要書面に捺印を肯んせしなり。是自らスタンプ、アーキテクトの名を稱したる所以なり。

(五)

目白椿山莊　帝國奈良博物館

清國北京日本公使館　帝國京都博物館

伏見宮邸　表慶館

閑院宮邸　一條邸

東京郵便電信局

右は大正六年に病沒せし片山東熊の宮內省御用以外に關係せし多數の建物中の主なるものなり。蓋し宮殿建築と片山とは離すべからざる關係を有す。隨つて他の莊嚴なる建築も亦其の得意とする所なりしなり。依つて宮殿建築に於いては一として內匠寮技監若くは內匠頭として片山の關係せざるものなかりき。

(六)　一ツ橋高等女學校

明治二十年五月十七日起工同九月三十日竣工の一ツ橋高等女學校敎師居館は、小島憲之大正七年病歿)の設計監督せしものにして、建坪八十八坪八合四勺なり。

小島は米國イサカの大學に於いて建築學を學び歸朝後第一高等學校に於いて永く製

圖の教授を爲せし故、後年の建築家にして其の教授を受けざりしもの極めて尠し。

（七）市村座、歌舞伎座、麻布兵營

右は大正七年に病歿せし高原弘造の設計したるものなり。高原は初、工部大學校に於いて造家學科の助手となり、又工部省營繕局に出仕して工部權少書記官となり、後日本土木會社に入りて諸建築に從事せり。

（八）坂本町銀行集會所

右は辰野金吾の處女作なり辰野は明治十二年工部大學校を卒業し、直に官費留學を命ぜられ歸朝後工部大學校教授、工部省權少技長となり、次に工科大學教授として建築學の主任教授となりたり。其の間公私の建築を設計監督せしこと頗る多かりき。

明治三十五年官を辭し、翌年八月建築事務所を設立して、辰野葛西建築事務所と命名せり。

辰野は大正八年逝去に至るまで建築界に重要なる種々の委員會の委員となれり。

（九）伊國公使館

ニコライ教會堂の建築監督

海軍省

海軍大臣官舍

モンデクー、カークット邸

右は明治の後期に於ける英國人コンドルの遺業なりコンドルの前半生は英國人にして、後半生は日本人と言ひても敢て不可ならざるべし。コンドルは大正九年東京に於いて死し、雜司ヶ谷墓地に葬られたり。又同人は日本の美術及び藝術を外國に紹介せしこと頗る多かりき。

（十）

鶴見の總持寺（明治四十四年十一月竣工）

京都の東本願寺大師堂（明治二十八年五月竣工）

函館東本願寺別院本堂鐵筋コンクリート造（明治四十五年竣工）

右は伊藤平左衞門滿作の事業なり蓋し伊藤滿作は初代平左衞門より九代目にして名古屋の名匠なり。其の先祖は帶刀御免なりき。

其の他社寺建築に手を掛けしこと頗る多かりき。伊藤博文の恩賜館、卽ち赤坂より荏原郡大井村へ移築せし記念建物も亦平左衞門の關係せし處なり。伊藤は明治二十七年京都美術工藝展覽會審査員を囑託せられ同二十九年六月帝室技藝員を拜命せり。

桔梗門内の内閣

深川の岩崎邸

高輪の岩崎邸

大正二年九月病歿せし九代の跡目たる十代伊藤平左衛門(吉太郎)も亦社寺建築を擔當し、九代の死後相續して專ら社寺建築に從事せしも、後大正九年十一月に逝去せり。

(七)　大阪工場、海軍鎭守府、及び住友家の建築等

大阪方面に於いて各所に工場の建築あり主として大正二年に病歿したる茂庄五郎の設計監督せしものなり。海軍各地の鎭守府の建築物は大正四年に物故せし森川範一之に與り住友家の諸建築は同年病歿せし野口彌一の設計監督せしものにして清水組の請負たる諸建築は大正七年に死したる同組技術長岡本鑒太郎之に從事せり。

第三節　東宮御所御造營

第一　官制

明治三十一年八月十七日、宮內省達甲第六號を以て宮內省中に東宮御所御造營局を置き、其の官制を定めらる。

明治三十一年八月二十三日、宮內省調査課甲第三六號を以て、大臣より省中一般へ御造營局に庶務課、設計課、現業課、監材課、會計課を置き、其の分掌を定めたる旨達せらる。

明治三十九年十二月十八日、宮內省達甲第十三號を以て三十九年十二月三十一日限り、本官制を廢せらる。

廢局後は內匠寮にて殘務を取扱ひ、明治四十二年六月之れが整理完結せり。

第二　關係職員

(一)　東宮御造營局々長

明治三十一年八月十七日、樞密顧問官杉孫七郎東宮御造營局々長兼任となる。

明治三十二年三月十六日、杉孫七郎局長を免せられ、內匠頭兼宮中顧問官堤正誼局長兼任となる。

明治三十七年四月一日、堤正誼內匠頭を免せられ、東宮御所造營局々長本官となる。

(二)　事務官

明治三十一年八月十七日、文事祕書官股野琢東宮御所御造營局事務官兼任となる。

明治三十五年二月一日、帝室會計審査官兼帝室會計審査局主事馬場三郎東宮御所御造營局事務官兼任となる。

(三)　技監

明治三十一年八月十七日、內匠寮技師片山東熊東宮御所御造營局技監兼任となる。
三十二年六月六日技監片山東熊米國へ出張被仰付。
三十五年二月一日技監片山東熊歐米各國へ出張被仰付。
明治三十七年四月一日技監片山東熊內匠頭技監兼任となる。

(四)　技師

明治三十一年八月二十三日、高山幸次郎東宮御所御造營局技師に任せらる。
同日內匠寮技手足立鳩吉東宮御所御造營局技師に任せらる。
同十二月二十八日、東京帝國大學工科大學助教授石井敬吉東宮御所御造營局技師に任せらる。
同三十四月一月四日、田中林太郎東宮御所御造營局技師に任せらる。

(五)　御用掛

明治三十一年八月二十三日、內匠寮技師樋口正峻同木子清敬並に白川勝文朝倉清一は何れも東宮御所御造營局御用掛仰付らる。
明治三十二年十二月五日、津田皐二御用掛仰付けらる。
同三十六年十二月二十六日、內匠寮技師山本直三郎御用掛仰付けらる。
同三十七年三月二十三日、佐伯種知御用掛仰付けらる。
同年六月二十一日、佐野昭御用掛仰付けらる。
同年十二月十二日、主獵局主事櫻井安定御用掛仰付けらる。
同三十八年五月一日、休職秋田縣技師山口直昭御用掛仰付らる。

(六)　囑託

明治三十二年十二月十四日、帝國大學工科大學教授眞野文二東宮御所御造營爐房機械裝設の事を囑託す。
同三十三年四月十九日、美術學校教授黑田清輝文部省より佛國へ派遣の序を以て東宮御所御造營に關する室內裝飾の取調を囑託す。
同年六月十一日、農商務省技師巨智部忠承農商務省より佛國へ派遣の序を以て、東宮御所御造營に關する大理石の取調を囑託す。
同三十四年一月四日、帝國大學工科大學教授中島銳治東宮御所御造營に付、給水並排水工事の監督を囑託す。
同三十七年十二月二十一日、木子幸三郎東宮御所御造營局設計課勤務を囑託す。
同三十八年五月一日、京都高等工藝學校教授淺井忠東宮御所御造營東二の間壁飾額面の圖を囑託す。

同三十八年十二月九日、池田稔東宮御所御造營局設計課勤務を囑託す。

(七)　無辭令囑託員

セメント試驗	遞信省通信技師	高山甚太郎
電氣工事の設計	東京帝室博物館部長	五十嵐秀助
模樣圖案の取調	帝室技藝員	今泉雄作
室內裝飾用孔雀花瓣の圖作成		今尾景年
電燈に關する諮詢に應じ並に實施監査のこと	東京帝國大學教授	中野初子
同	遞信技師	淺野應輔
同	休職鐵道作業局長官	古市公威
裝飾用七寶燒下繪の作成		藤岡市助
同　七寶燒の製作		荒木寛畝
壁飾額面遊獵の圖及洋館用油繪の作成	京都高等工藝學校教授	並河靖之
裝飾參考の製圖		淺井　忠
同	東京美術學校教授	黑田清輝
同		岡田三郎助
食堂裝飾七寶燒下繪の作成		渡邊省亭
洋館用油繪の作成		渡邊審也
同		西　三雄

(八)　雇外國人

米國ピツ、ボルグ、カーネギー製鐵會社技師	アール、デー、ゴツトリーブ、ゼー、ユー、ブラデー	
同社技手		

第三　東宮御所

こは大正年代に至りて赤坂離宮と稱せられたる建物にして、本編に於いて明治後期と稱せらるゝ時代に於ける一大建築物なり。其の構造法は厚壁式鐵骨構造にして、頗る堅牢なるものなり。而して鐵材は米國のカーネギー製鐵所の供給せしものなり。其の他は第五編第一章第三節に室內裝飾又第六篇第三章に詳細の說明あり。

第四節　結　局

之を要するに、維新前より外國と互市を開くに及びて、百事革進の途に就きたり。隨つて建築も亦舊來の習慣を改め、西洋風を模倣するの時期に達せり。是れ實に我が國の建

築改良を促すべき準備時代たりしなり。

斯の如く先輩の先見の明により改良進歩の氣運漸く進み、或は學校教育に依り、或は洋行見學に依り、其の他種々の手段に依り、終に明治末葉に於いては全く邦人のみの手にて能く大建築をも難なく竣工せしめ得るに至れり。

大正年代に及んで盛に摩天閣を築き、或は外國に對して恥ぢざる建築法規を制定するなど、何れも明治年代に於ける蕾花の後を承けて美果を結びたるものに外ならざるなり。明治の盛代は建築界に於いても亦後世仰慕すべき光輝ある時代なりきと謂ふべきなり。

第二編　建築行政

第一章　建築執行官公署

第一節　官　廳

明治初期に於いて、建築工事は大藏省に於いて管掌し、其の營繕司の管理する處なりき。後土木司と爲り、又營繕司となれるが、明治四年十月土木寮となりたり。斯くて工事は大藏省土木寮の擔當する處となりて明治六年末迄繼續せり。

然れども特種建築の如きは、各官廳に於いて實施したるが如し。例へば陸軍の諸建築は兵部省築造司に於いて處理されしが、後陸軍省第四局の管理に歸し、更に經營部が出來六鎭臺の建築を實行せしなり。

ひとり明治初期のみならず、陸軍建築は總て陸軍省自ら實行せしが如し。

明治七年一月に至り、諸官省の工事は總て工部省製作寮の所管となり。其の建築局に於いて各省の建築工事を實行せり。翌八年十一月同省内に營繕寮が新設せられて建築工事を管理することゝなれり。後時代によりて營繕局若くは營繕課となりたることあれども、そは時代に伴ふ浮沈の跡を語るものにして、孰れにしても永く工部省の管掌に歸したるなり。

斯くて明治十八年末工部省の廢止せらるゝ迄は右の如く繼續せしなり。尤も明治十七年前後に至りては營繕課の事務大に縮少せしを以て、官廳の建築工事のみならず、郡役所類、私邸若くは社寺をも營繕課に於いて引受くる事となれり。

工部省が諸官廳の建築工事を管掌せし時代と雖も、宮内省の建築は一種特別なるを以て、特に内匠寮に於いて取扱ひたるなり。但、皇居御造營の如き、東宮御所御造營の如き大建築工事に於いては特に各御造營事務局を設立して建築工事を實行せしめられたり。

既に工部省が廢せられて後明治十九年初頭臨時建築局が設置せらるゝや、議院建築は勿論諸官廳の新築工事は總て同局の管理に歸したり。後明治二十三年同局廢せられたる後、其の殘務は内務省土木局に於いて取扱ひたり。

爾來明治末葉迄建築工事に關する統一官廳無く諸官廳に於いて各省任意に實行したり。

第二節　地方廳舍

明治初年に於いて、地方廳舍の建築は民部大藏兩省の管掌なりき。其の際民部省と大藏省とは合體にして恰も一省なりしなり。後明治六年内務省の設置せらるゝや、其の管掌に歸したり。

然れども工事實行方法に就いては各地方長官に一任したり。

第二章　建築に關する法規類

第一節　概說

建築取締の目的は、主として防火衞生保安にあること勿論なり。然れども我が國に於いては往時より行はれたる建築制限の原因となれるもの尚ほ他にありたり。即ち格式及び奢侈防止是なり。

第一　格式

往時尊卑の區別顯著なる時代にありては、住宅及び其の附屬物に制限ありて、安に之を超ゆること能はず。明治年代にありては平民と雖も資力あるものは、大厦高樓を意の如く建築し、得々然として衆に誇ると雖も、敢て之を咎むるものなし。然れども往時は萬事身分相應なること必要にして、衣食住等總てに就いて萬一身分を超ゆる者あらば忽ち規則に制せられ、隨つて他人に指彈排斥せらるゝことを免かれざりき。

斯の如く身分に基ける制限は、今より約千年前に規定ありき。六位以下に築垣並に檜皮葺を禁ぜられたる如きは其の一例なり。

德川時代に於いても諸大名の建築物に就いても格式に應じて制限せり。殊に衆目に觸れ易き門及び附屬物の建築風に就いて嚴重に規定を設けられたり。例へば五萬石以下の大名にありては、兩門番所を禁じ、五萬石以上十萬石以下の者には、兩潜門番所を設くることを得しめたれども、出格子には破風を設くることを禁じたる如き、何れも格式より割出したる制限なり。

次に我が國に於いて高屋のなかりしは、種々なる原因あるべし。地震も一原因なりしならんと雖も、其の一は今より約千二百年前なる大寶二年に發布ありたる左の條が深き根源となりたるものならんか。

凡て私の第宅は皆樓閣を起し、人家を臨視することを得ず。

これ西洋紀元後七百二年のことなり。斯の如くして我が國に於いては矮屋のみ建設さるゝことが、自然に習慣となりて、多年平家建に甘んじたるなり。斯かれば大寶年代より約三百年の後に於いて藤原道長が私邸に二層樓を建築したる時、世人は之を豪奢なりとして攻撃せし程に、因習は根強く深入したるなり。

第二　奢侈防止

往時尊卑の區別甚だ嚴なりし時代にありては、階級の卑き者は假令巨萬の富あるも宏莊なる邸宅を構ふることを得ざりき。德川時代に於いて普通の家屋に長押造、杉戸、障子襖の緣塗、彫物、組物、書院、入側等を禁せし如きは、全く奢侈防止の主意より出でたるものなり。

第三　火災防止

德川時代に於いては、火災防止の目的を以て建築物に制限を加へたること一再に止まらず。瓦葺のこと、塗家のこと、二層門停止のこと等に就いて江戸大火の都度、何等かの布達は必ず告示せられたるなり。然れども之を委曲記載することは本書の主意にあらざるなり。

第二節　明治年代の建築法規類

第一　建築條例準備

(一)　東京府知事の發意

明治年代に於いては、一般的性質を有する建築取締の如きは皆無なりしなり。然れども具眼者ありて盛に建築條例制定の必要を說き、又は其準備行爲を爲せし者尠からず。

明治二十二年十月九日開會せる、東京市區改正委員會に於いて初めて建築條例の草案が同委員會の議に上り、隨て卽時七名の調査委員が議長指名にて選ばれたり。議長芳川顯正の指名せし七名中には、古市公威犬養毅がありたり。又當時の市區改正委員中には原敬、澁澤榮一などもありき。而して其の會に表はれたる建築條例案は、市區改正委員會の囑託により妻木賴黃の起草せしものなり。

斯の如く準備夙に成りたりと雖も、當時の實際に照して千障萬難起り、終に明治年代に於いては建築條例の實現を見るに至らざりき。

是より先、芳川顯正が東京府知事たりし時、東京市區改正を發意し、尙ほ建築條例をも制定せんとし、山口半六をして起稿せしめんとせり。山口公務多忙なるを以て之を辭せしかば更に妻木賴黃に囑託したり。妻木之を引受け終に脫稿して其の筋へ提出したり。

東京府知事たりし芳川顯正が發意せし東京市區改正の件は、忽ちにして實現し、其の委員會は成立したるを以て、芳川が知事より他へ轉任せし後も尙市區改正の委員たりき。

次に明治二十二年十月の委員會の經緯を詳記し、以て當時の事情を示さん

東京市區改正委員會議事錄第三十七號

明治二十二年十月九日午前第十一時廿分開議

關席　須藤時一郎　藤田茂吉

福地源一郎　田口卯吉

角田眞平　武藤直中

原敬　黑田久孝

若宮正音　沼間守一

出席十六員

二十六番、二十七番、二十八番、二十九番、三十番、三十一番、ハ召集セス、又八番補缺樋田魯一、十番同原敬各其席ヲ充タス

委員長曰　本日ハ建築條例ノコトヲ相談スル積リナルガ、條例ハ市區改正ノ設計中最モ肝要ニシテ、其關係重且大ナリ。曩ニ山口半六ニ之レガ起草ヲ囑託シタリシニ、公務多忙ノタメ辭セシニ依リ、更ニ妻木賴黃ニ囑託シ、漸ク稿ヲ脫シテ拙者迄差出セリ。就テハ本案ヲ以テ直ニ逐條議ニ取掛ルモ可ナルベシト雖モ、重要ノ問題ニシテ尋常ノ規則ト異ナリ、專門家ノ考究ヲ煩ハスベキ條項少ナカラザレバ、豫メ調査委員ヲ選ミ、充分審査ヲ遂ゲタル後、本會ニ於テ議スル方便宜ナルベシト思考セリ。如何。

十六番長與曰　無論委員ヲ組マレ、專門家ノ如キハ本會ニ關係ナキ人ト雖モ、差加ヘ、調査ヲ遂ゲタル上本會ニテ議スル方然ルベシ。

十九番銀林曰　十六番ノ說ノ如ク、委員ヲ設ケ調査スルコトニナシタシ。

委員長曰　異議ナケレバ委員ヲ選ムコト、シ、之ヲ指命スベシ。十四番、十六番、十七番、

十九番、二十二番、二十四番、二十五番ノ七名ニ其調査ヲ煩サン。而シテ他ノ專門家ノ如キハ調査委員ニ打合ノ上囑託スルコト、爲スベシ。

又曰　次ノ議案ハ丸ノ内拂下ノ件ニシテ、只今ノ建築條例ニ關係アルモノナリ。是ハ皇居ニモ接近スル場所ユヘ餘リ見苦シキ建築ヲセヌ樣ナル方法ヲ設ケテ拂下ヲ爲サントスルニアリ。然ルニ建築條例ハ未タ發布ノ運ニ至ラス。依テ之ニ代ユルノ條件ヲ付シテ拂下ルカ爲メ、故ラニ本會ノ意見ヲ問ハレタルモノナリ。卽チ朗讀セシムベシ。

朗讀略

委員ハ左ノ如シ。

一	櫻井勉	二	須藤時一郎	三	藤田茂吉
四	福地源一郎	五	田口卯吉	六	角田眞平
七	武藤直中	八	樋口魯一	九	田坂虎之助
一〇	原敬	一一	黒田久孝	一二	若宮正音
一三	斯波有造	一四	前田利光	一五	桐原捨三
一六	長輿專齋	一七	成川尙義	一八	伊藤正信
一九	銀林綱男	二〇	村上楯朝	二一	沼間守一
二二	古市公威	二三	山本讓介	二四	犬養毅
二五	芳野世經	二六	益田孝	二七	原口要
二八	澁澤榮一	二九	松本莊一郎	三〇	舟木練太郎
三一	肝付兼行	三二	渡邊暢		

委員長内務次官　芳川顯正

斯の如き東京市區改正委員會第三十七號を見て注意を逸すべからざることあり。それは丸之内拂下に關することなり。卽ち從來久しく三菱が原若くは三菱村の名ありし丸之内の廣き原野に於いては、明治末葉以後漸次新式洋風建築なる多層建築大に行はれ、大正年代に於いては街衢井然として巍峨たる高厦相並び、最早三菱村は變じて東京市中最も文化的の中心地となれり。而して其の淵源を繹ぬれば遠く明治二十二年頃の政府當局者及び東京市區改正委員會の用意周到なる指導ありしに胚胎するものゝ如し。

(二)　東京市長の發意

尾崎行雄が東京市長たりし時にも、亦建築條例制定の必要を認め、特に建築學會に依囑して、之れが起稿を求めたり。是に於いて同會長は委員を選定して之に從事せしめしが、數年を費して稿全く成り、之を東京市長に提出したり。時に尾崎行雄既に市長の位置を退き、阪谷芳郎其の椅子を占めたり。

建築學會々長辰野金吾が指名せし委員は（いろは順）

岡本鑒太郎　曾禰達藏
矢橋賢吉　山下啓太郎
佐野利器　三橋四郎

の十二名なりき。而して委員會に於いて互選の結果。

委員長　曾根達藏　副委員長　中村達太郎

當選したり。初、尾崎東京市長より建築學會々長に依囑ありしは、明治三十九年十一月五日にして、建築學會役員會の決議により、會長指名にて東京市建築條例起草委員の定まりたるは同月十四日なりき。

斯くて、起稿委員は、各、分擔項目に就いて愼重熟慮起稿に從事し、各目稿成りたる後統一を圖るため委員長副委員長の下に於いて屢々會合をなして協議し、同時に內田祥三補助を囑託して有終の美を得んことに努めたり。然れども其の事業たるや重大なるを以て、愼重に愼重を重ねざる可らず。依りて脫稿迄には思はざる多くの日子を費せしことは已むを得ざりしことなるべし。遂に成案を得て之を時の市長に提出せし時は實に大正二年六月なりき。

次に尾崎行雄が東京市長たりしとき、市の營繕課長として三橋四郎ありたり。されば建築學會々長が起稿委員の一人に三橋を加へしことは故なきに非ざるなり。

以上の如く、建築條例の必要を認め、其の準備行爲をなせしものあり。且、世間建築條例

制度の必要を叫ぶの聲頗る高かりしに拘らず、未だ實現の氣運に達せざりしにや、府及び市に於いて求めたる草案は、何れも空しく倉庫裡にあり唯、塵埃を友として居れるのみ。

然れども其の後大正時代に於いて機漸く熟し、終に我が國最初の建築條例なる「市街地建築物法」及び之に關聯せる法規類の實現を見ることの甚だ容易なりしことは、全く明治年代に於ける研究調査及び其の他の準備行爲が與つて大に力ありきと信ずることを得べきなり。

第二　府縣の取締規則類

府縣に於いては、防火衞生及び其の他の事項に關して劇場屠獸場其の他特種建築物に就いて、特に取締規則を設け、構造を制限し、其の他の取締を爲したり。何れも多少の變更を經て明治末葉迄效力の繼續せしもの多し。

(一)　東京府の取締規則

府縣によりては、明治年代中既に建築取締規則を發布せしが、東京府若くは東京市に於いては、前記の如く專ら建築條例に留意せしを以て、建築取締規則の影響を受けしこと毫もなかりき。

東京府又は市に關する取締規則は次の如し。但、年月は最初公布のものなり。

防火線及び屋上制限規則　明治十四年二月
燃質物置場規則　同　十六年四月
鍛冶鑄物及鑄掛工場取締規則　同　二十二年十月
秣藁置場取締規則　同　二十三年七月
觀物場取締規則　同　二十四年十月
宿屋營業取締規則　同　二十八年三月
清潔保持に關する取締規則　同　三十三年五月
道路取締規則　同　三十三年六月
演劇取締規則　同　三十三年十一月
湯屋取締規則　同　三十三年十二月
寄席取締規則　同　三十四年九月
勸工場取締規則　同　三十五年三月
軒楹取締　同　三十六年四月
魚獸化製場取締規則　同　三十六年九月
遊技場取締規則　同　三十七年十月
畜舍取締規則　同　三十八年三月
倉庫取締規則　同　三十八年

製造所取締規則　同　三十九年
演劇取締規則及寄席取締規則改正　同　三十九年
長尾構造制限　同　四十年

以上東京府若くは市の規則類は、警視總監の管掌に歸し、警察令を以て布達せしものなり。

(二)　京都府の小學校建築類

京都府に於いては、明治元年に於いて既に小學校建築に關する規則を定めたり。卽ち左の如し。

甲　京都府小學校建營規模

此度建營スル小學校ハ別紙圖面ノ通ニ建營スベシ。尤モ坪數方向等其組ノ町數人數ノ多少場所之模樣ニヨルベキ事ナレバ、其組之好ミニ任ズ。間取ノ位置ハ圖面ノ通ニスベシ。

一、小學校ノ場所ニスベキ地ニ有ガ、リノ建家アリテ是ニ建ソヘテ可然分ハ勿論少々間取カワリテモ不苦。シカシナガラ成ルベキダケハ此圖面ノ位置ヲ失フコトナカレ。

一、小學校建營ノ入費ハ當府ヨリ下リ渡スベシ。乍然所組ノ會所ト合併之事ナレバ半分ハ利ナシ。十ケ年賦ニテ返納スベシ。殘リ半分ハ返納ニ及バザルナリ。

一、組々ニテ有志ノモノヨリ別段ニ小學校入費之獻金願ヒ出ル分ハ竈別半季一分ノ出金ト共ニ其組ノ小學校永世ノ修補ニ別當置也。

一、組内ニソヅカ五家カ十家カ貧窮ノ者アリテ半季一分ノ出金調ハザル故、斷申出一組之小學校建調先差控ヘ置候組アリ。殘念ノ事也。又貧窮ニテ出金調ヒ難キモノアリテモ其町其組ノ富有篤志ノ者ヨリ相助ケ竈數ノ出金高ヲ調ベ、建調之請ヲ申出タルモアリ。是則比隣相救ヒ隣町互ニ助クルノ趣意ニ叶ヒ、最モヨロシキ事ナレバイヅレモ其心得ニテ少々貧窮ノモノハ相互ケテ、組内ノ竈數ニ引合、出高相調フベキ組アラバ申出次第卽時建營之達シニ及ブベシ。

一、小學校之場所ニ宜敷土地ニテモ社寺等之地故下ニ於テ示談難調處コレアラバ其趣申出ベシ。當府ヨリ其計ヒニ及ブベシ。

一、小學校建營之入費金前段之通下ゲ渡スベキニヨツテ諸世話ハ組々ニオキテスベシ。右之通相達候條早々建營ニ取掛ルベキ者也。

（但右圖面はなし）

又京都府に於いては、明治八年四月小學校の教室ニ使用すべき机腰掛の雛形を定めたり。次に明治十一年四月小學建築地所選定校舍建築式器具樣式等を定めたり。卽ち左の如し。

乙　小學建築地所選定等

一、小學下等一級小檢査濟ノ生員ハ次回小檢査ノ節必下等小學全科受檢可致事。

但、次回小檢査ヲ待タス受檢致シ度輩ハ願出次第中學ニ於テ檢査可致遣事。

一、小學下等一級小檢査濟ノ生徒ハ、各科復習ノ爲メ下級生徒授業セシムル事、ハ不苦トイヘドモ、該生受業ノ障碍ニ不相成樣注意スベキ事。

一、教場間取リ不都合ノ校往々有之、以來新築ノ節ハ別紙建築法概略書並第一圖ノ内ヲ斟酌シ可設立事。

一、教場ノ塗板ハ別紙第二圖ノ通枠或ハ臺ヲ構ヘ、而シテ機關或ハ錘ヲ設ケ、遷移昇降自在ナラシメバ、幼稚ノ生徒地圖等ヲ畫ク便利ナルベク候條、該圖中ニ照準シ製造可致事。

一、生徒ノ机椅子ノ寸法其體軀ニ適合セザル向モ往々有之、甚健康ニ害アルニ付、各校生徒ノ體軀凡適スル樣第三圖ノ内ヲ斟酌シ可製作事。

小學校建築法概略書

學校建築ノ地所ハ學童往返ニ便利ニシテ健康ニ害ナキ處ヲ選定スベシ。乃チ左數件ニ注意スベシ。

第一條　生徒通學道路ノ距離ヲ計リ、高燥ノ地ヲ擇ヒ竪緻ノ木材ヲ用ヒ、寒威ヲ防キ暑ヲ凌ギ、新氣流通ニ宜シキヲ得ルコトヲ專トスベシ。

第二條　學校ヲ新築セントニハ學區內ノ學齡幾名アルヤヲ計算シ、然ル後經營ニ及ブベシ。

第三條　敎場ハ土地ノ實際ニ依ルト雖モ、可成丈ケ北ヲ入口トシ、南ヲ窓トシ、二階ヲ用ヒザルヲ宜トス。

第四條　敎場ノ床ハ高サ二尺ヨリ低カラズ、天井ハ床ヨリ一間半以上ノ高サタルベシ。且、每敎場ノ中間ハ隔ツルニ壁ヲ以テスルヲヨシトス。

但壁ヲ以テスルモ暑中風路ニ注意スベシ。

第五條　附屬ノ建物ハ區務扱所生徒控所、校番部屋、便所、水使場等トス。

第六條　凡學校敷地中ノ建物ハ廻廊ヲ造リ、雨中タリトモ相互ノ往來ニ便ナルヲ要ス。

條七條　遊步場ハ平坦ナル地、大凡二百坪以上ナルヲ要ス。

（圖面略）

丙　京都府其の他規則

明治十六年十一月學校幼稚園圖書館の建築に付き取締の布達を發せり。

明治二十五年三月小學校設備規則を發布せり。（明治三十七年四月改定）

明治三十四年六月劇場興行場規則を定めたり。

（三）　府縣の建築取締規則

大阪市に於いては、明治四十二年建築取締規則を發布せり。

兵庫縣に於いては、明治四十五年建築取締規則を發布せり。

（四）　臺灣家屋建築規則

臺灣に於いては、明治三十三年に臺灣家屋建築規則及び其施行細則を定め、明治四十七年七月三十日に至り施行細則を改正し、總督佐久間左馬太の名にて發布せり。

第三　古社寺保存法

古社寺保存法の發布されたるは、明治三十年六月にして、二十條よりなる。而して之に伴ひ古社寺保存委員會なるもの設けられ、會長及び委員二十五名以內より成りたり。

明治三十年該法の發布せられたる以來、同四十五年七月迄即ち明治年代に指定せられたる特別保護建造物の點數及び修理竣成點數は次表の如し。

道府縣	指定點數	修理竣成點數
北海道		
東京	九	五九
京都	二四六	一〇
大阪	二四	一
神奈川	二	二
兵庫	一四	
長崎	一七	
新潟	四	
埼玉	一	
群馬	四	
千葉	一	
茨城	六	
栃木	五六	
奈良	一六一	
三重	二	
愛知	一八	
静岡	一〇	
山梨	一〇	
滋賀	八六	
岐阜	九	
長野	一一	
宮城	九	
福島	六	
巖手	二	
青森	三	
山形	五	
秋田	一	
福井	四	
石川	四	
富山	二	
鳥取	五	
島根	五	
岡山	二	
（工事中）	二六	四
	二五	三
	一九	二
	一	一
	一	一
	一	一
	三	一
	一	一
	一	一

廣島	二八	一五	
山口	一〇	一	
和歌山	一七	四	
德島			
香川	四		
愛媛	九	一	
高知	五		
福岡	一〇	二	
大分	六		
佐賀		一	
熊本	一		
宮崎			
鹿兒島			
沖繩			
合計	八二九	一八五	

以上の如く特別保護建造物として明治年代に指定せられたる點數に於いて、最多なるは京都府にして、次なるは奈良縣なることは何人も豫期する處なるべし。而して次に位するは滋賀縣及び日光廟を有する栃木縣なり。其の他の府縣に於いては點數遙に及ばざること表にて明かなり。今參考の爲め東京府及び隣接諸縣に於ける明治年代中の指定建造物を次に掲ぐ。

東京府

本門寺塔婆	荏原郡池上村	明治四十四年四月
同　仁王門	同　上	同　上
東照宮社殿（本殿、幣殿、拜殿）	上野公園	同　上
寛永寺塔婆	同　上	同　上
圓融寺本堂	荏原郡碑衾村	同　上
淺草寺本堂	淺草公園	同　上
同　塔婆	同　上	同　上

神奈川縣

鶴岡八幡宮大鳥居	鎌倉町	明治三十七年八月
圓覺寺舍利殿	鎌倉郡小坂	同　三十二年四月
千葉縣		
笠森寺本堂	長生郡水上村	同　四十一年八月
埼玉縣		

金鎖（カナサナ）神社塔婆	兒玉郡青柳村	明治四十五年二月

山梨縣

長谷寺本堂	中巨摩郡田三岡村	明治四十年八月
大井俣神社本殿	東山梨郡八幡村	同　上
金櫻神社中宮本殿	中巨摩郡宮本村	同　上
同　神社東宮本殿	同　上	同　上
大善寺本堂	東山梨郡勝沼村	同　上
山梨岡神社本殿	同　岡部村	同　上
富士嶽神社東宮本殿	南都留郡福地村	同　上
惠林寺四脚門	東山梨郡松里村	同　上
淺間神社攝社山宮神社本殿	東八代郡一宮村	同　上
清白寺佛殿	東山梨郡後屋敷村	同　上

これ東京府及び隣接諸縣に於ける明治年代の指定建造物なり。而して京都奈良兩府縣のものは實に枚擧に遑あらざるなり。次に明治三十年初めて特別保護建造物として指定せられたるものを擧ぐれば次の如し。

京都府

六波羅密寺本堂	下京區轆轤町	明治三十年十二月
鹿苑寺金閣	葛野郡衣笠村	同　上
法界寺本堂	宇治郡醍醐村	同　上
法觀寺塔婆	下京區八坂上町	同　上
豐國神社唐門	下京區茶屋町	同　上
本派本願寺飛雲閣	下京區本願寺門前町	同　上
東福寺山門	下京區本町通	同　上
男山八幡宮本社	綴喜郡八幡村	同　上
醍醐寺塔婆	宇治郡醍醐村	同　上
同　三寶院殿堂	同　上	同　上
大報恩寺本堂	上京區溝前町	同　上
大德寺唐門	愛宕郡大宮村	同　上
念佛寺本堂	下京區弓箭町	同　上
三千院本堂	愛宕郡大原村	同　上
敎王護國寺金堂	下京區九條町	同　上
同　塔婆	同　上	同　上
清水寺本堂	下京區清水坂町	同　上
妙法院蓮華王院本堂	下京區三十三間堂	同　上

淨瑠璃寺本堂	相樂郡富尾村	同	上
平堂院鳳凰堂	久世郡宇治町	同	上
奈良縣			
法隆寺金堂	生駒郡法隆寺村	同	上
同　中門	同	同	上
同　塔婆	同	同	上
同　東院夢殿	生駒郡富郷村	同	上
法輪寺塔婆	同	同	上
法隆寺塔婆	奈良市雜司町	同	上
東大寺南大門	同	同	上
同　法華堂	同	同	上
同　鐘樓	生駒郡都跡村	同	上
唐招提寺金堂	北葛城郡當麻村	同	上
當麻寺東塔	同	同	上
同　西塔	宇陀郡室生村	同	上
室生寺塔婆	生駒郡都跡村	同	上
藥師寺東塔			

興福寺北圓堂	奈良公園	同	上
同　塔婆(三層)	同	同	上
同　東金堂	同	同	上
同　塔婆(五層)	同	同	上
新藥師寺本堂	奈良市高畑町	同	上
大阪府			
觀心寺本堂	南河內郡川上村	同	上
滋賀縣			
西明寺本堂	犬上郡東甲良村	同	上
嚴手縣			
中尊寺金色堂	西磐井郡平泉村	同	上

斯の如く特別保護建造物として最初に指定せられたるは、京都府及び奈良縣に最も多かりしは自然の勢なり。

第四　工場法

工場法の發布されたるは、明治四十四年なりき。而して其の施行されたるは、大正五年九月一日よりなりき。故に明治年代に於いては唯發布の曙光を見たるのみ。

第五　土地建物保管規則

文部省が他省に卒先して文部省土地建物保管規則を制定せしことは、明治二十一年九月二十八日なりき。而して同二十二年一月より施行せり。同規則は五款二十五條より成り、第一款總則第二款保管手續第三款修繕期限及び保存期限第四款檢閲委員第五款雜則なりき。

右規則に附屬して、文部省土地建物保管規則施行細則をも定めたり。依りて第一保管第二修繕期限及保存期限第三檢閲委員の各項に就いて細目に亙り規定せり。而して其の細則は十二條より成れり。

第三章　建築事務所

第一節　請負をなさざりしもの

(一)　瀧の建築事務所

瀧大吉は陸軍省及び臨時建築局に歴任せしが、其の後官を辭して、明治二十三年建築事務所を大阪市西區江戸堀南通三丁目四番地に設置したり。而して瀧の死去せしは明治三十五年十一月なりき。

瀧の性質として官に在りて上官に屈するに忍びず。これ明治十七年工部大學校造家學科を卒業せし以來僅に六年後斷然官を辭して、民間に入りし所以なるべし。當時尚ほ官尊民卑の風盛にして、人々の向ふ所概ね官界に在りしなり。此趨勢を顧みず、奮然民間に入りしは、是瀧の瀧たる所以を發揮したりと謂ふを得べし。

(二)　辰野葛西建築事務所

明治三十六年八月二十五日、辰野金吾、葛西萬司連合して、東京市日吉町二番地に建築事務所を創立し、設計監督等の業務を開設したり。辰野は明治十二年工部大學校造家學科を卒業し、直ちに官より歐洲留學を命ぜられ、專ら英國の建築學大家なるバルヂスに就い

て專心誠意建築學を研究し、滿三年の後歸朝せしは明治十六年三月なりき。是に於いて、工部權少技長を初とし、最後に工科大學教授工科大學長となりしが、明治三十五年を辭し、葛西と共に事務所を創立せしなり。葛西は日本銀行本店の建築に關與し、又同銀行大阪支店の建築にも與り、其の他幾多の經驗を有せり。故に本建築事務所は明治年代に於ける屈指の事務所なりき。

(三)　辰野片岡建築事務所

辰野金吾は又片岡安と連合して、建築事務所を大阪市中之島二丁目に創立したり。片岡も亦日本銀行大阪支店の建築に與り、施工計畫に就いて大に手腕を揮ひたれば、明治年代の建築事務所中關西に於いては當事務所が首位を占めたるものと稱すべし。

以上二建築事務所は、連綿として永く大正年代迄も繼續し、建築を設計監督せしこと極めて多かりき。

(四)　曾禰中條建築事務所

曾禰達藏、中條精一郎相連合して、東京市麹町區八重洲町一丁目に建築事務所を創立せしは、明治四十一年二月なりき。曾禰は明治十二年工部大學校造家學科を卒せし以來、專ら海軍省に奉職し、鎭守府等の建築に從事したり。後官を辭して三菱會社の建築技師となり、大に手腕を揮へり。彼の廣漠たりし丸之内の三菱ヶ原をして立派なる市街化たらしめしことは、コンドルと共に曾禰は與つて力ありしなり。中條は明治三十一年工科大學建築學科を卒業して以來、專ら文部省に奉職して學校建築に從事せしが、後故ありて官を辭し、英國に至りて研究し、滿三年の後歸朝して、直に曾禰と共に建築事務所を創設せしなり。依りて曾禰の老練と中條の新鋭と相合して建築事務所を大ならしめたり。されば明治年代に於ける建築事務所中有數なるものゝ一なりき。

第二節　請負の伴ひしもの

横河工務所

横河民輔が日本橋區三代町楓河岸六番地に工務所を開設せしは、明治三十六年なりき。横河は明治二十三年工科大學造家學科を卒業せし以來、種々の工事に携りし後、專ら三井銀行の諸建築を設計監督し、大に手腕を顯はし、非凡の力量を示せり。是に於いて、三井行本店の成りしを期として工務所を起したるなり。

第四章　建築請負

第一節　建築請負業の發達

建築請負業の未だ發達せざりし時代に在りては、社會上に其の專業者と認めらるゝもの無かりき。當時建築を企圖せんとする者は、必要に應じて專門の技術者を招致し、部署して各職を分擔せしめ、而して建築主自ら統一の任に當り、又自ら監督の任にも當りたり。之を換言すれば明治後期に於いて直營と稱する方法の形式に由りたるなり。

然れども此の方法に依れば、各技術者間の連絡統一甚だ乏しく、隨つて建築主は細心の注意を爲さざれば好結果は到底見ること能はざりしなり。斯の如く不利なりしを以て、漸次其の形式に轉化を來すに至れり。

是に於いて、明治維新前に於いては、從前の例に倣はず、却つて大工棟梁が其の職名の下に工事の統一を圖る立場に置かれたり。隨つて各技術者の連絡を保ち、且建築主に對して全然工事完成の責に任ずるの習慣を爲すに至れり。これ建築施行上の一進歩なりと謂ふべし。蓋、日本建築に就いては大工が最も各職に關係深く、常に工事の中心となり、仕事を纏めて行く點に於いて、最も便宜なるを以て自然右の結果を生ずるに至りしならん。

故に當時大工棟梁なるものは、建築に就ては相當の理解と手腕とを有し、且人格の點に於いても高尚にして能く眞摯に其の職務を完了するだけの勤格者に非れば、他より敬意を拂はれざりしならん。

然れども此の時代に在りても尚ほ別に大工棟梁以外のものにして、全然建築の素養無きものが、請負人と爲り濟まして仕事を引受け、材料を供給し、各職方を使役して工事進捗の任に當りし事實は無論ありしなり。

眞正の棟梁は斯の如く重要なる立場に於いて仕事を進むるものなるが故に、當時にありては相當權威あるものとして重きを爲したり。されば各藩に於いても功勞ありし者に對しては、特に拔擢して士分に取立て、苗字帶刀を許せしこと有りき。蓋、當時にありては士農工商の區別極めて嚴格なりしことと勿論なりき。隨つて所謂百姓町人として蔑視されたる者忽然士分に拔擢され、而も苗字帶刀御免と爲ることは、非常の名譽なりしなり、卽ち斯の如き者は必らず人格頗る高く、且、能く他人を統轄するの材なりしを立證すべきなり。

次に官廳にて工事を施行するに際しては、入札請負と定式請負との二種の方法ありたり。入札請負とは明治末葉の各官廳に於いて實行せしものと大同小異なりき。卽ち平素着實に工事を仕上ぐべき手堅き信用ある者を豫め吟味選擇し置き、以て他日工事施行の場合に當り、是等の者をして見積書を提出せしめ、其の結果によりて下命を決する制度

なりき。これ正しく明治末葉に於ける所謂指命入札に該當するものなり。

次に定式請負とは、或る程度以下の工事卽ち定用的工事に對して、出入の者の中より月番なるものを設け、或る一定の期間内に生ずる工事は其月番をして擔當せしむる形式なりき。斯くて見積書提出の煩を省き得しなり。尤も各職方の工賃及び市場普通の材料の價格を定めて記せし、本途帳と稱せしものに因りて工費を定めしなり。此の方法は各縣に於いて多少取扱に相違ありしことは免れざりしが、大體此の形式に依りて實行せしこと多かりき。

尙ほ當時にありては學理上研究せし專門技術者無く、概ね大工棟梁の手に依りて成りたる設計圖面、仕樣書等に由り工事を進めたるなり。隨つて西洋建築に於いては何人も設計施行の經驗なかりしが故に、多くは西洋人の手に依て設計せられたるなり。されど歲月を經るに從ひ、大工棟梁等が外國人より實地指導を受け、且、研究し、以て漸々大要を理解するに至れるなり。

世運は何時迄も斯る狀態の持續を許さず、技術的方面に於ける養成施設も漸く整ひ、學理を學習研究せるもの次第に多きを加へたり。是に於いて、技術家は主として設計方面を擔當し、請負者は專ら施工方面を負擔するの傾向を示せり。斯の如く設計と施工との區分稍明瞭なるに及び、特に請負を一事業として經營する者次第に輩出したり。斯くて請負業者の姿態漸く整ふに至れり。

右は施工のみを分擔する純粹の請負業のことなり。然るに茲に又變態請負者と稱し得べきものゝ出現を見るに至れり。卽ち一は單に施行方面のみに止らずして、事業發展上設計方面をも兼營するもの、他の一は專ら設計方面を經營すべき建築事務所に於いて施工方面をも兼營するもの卽ち是なり。

次に、請負の形式は、殆ど一式請負なりしが、明治二十年頃より所謂分擔請負なる制度行はるゝに至れり。是形式に於ては工事を部分的に分離し、順次に請負はしむるの制度にして、全く技術家の監督指導の下に行はるゝものなり。

最近に於いて委託工事なる形式生じたり。此の方法は所謂實費報酬加算式にして、注文者が一定の金額を以て請負はしむるに非らずして請負者は注文者の委任を受け、注文者に代りて工事を施行し、之に要せし費用は其の都度注文者より交付を受けて支拂手續を爲す等、總て注文者の代理たる位置に在りて工事の進捗を圖るものなり。而して之に對して請負人は一定の手數料を得る方法なり。こは物價の高低に準據して施工し得べき便宜ある故に、請負人をして決して損失を招かしむることなく、隨つて工事の粗笨を致すことなり。

想ふに、請負なる事實は、相當古き時代より行はれたるならんも、當時請負者が注文者に對する責任なるものは明治末葉の如くに明確なるものには非らざりき。隨つて請負者が萬一損失を招きたる時に於いて注文者が補給することを普通の習慣としたる時代も

ありたるが如し。斯かる次第なるを以て、往時の請負なるものと明治末葉のものと比較するに等しく請負とは稱せしも、内容に於いて餘程逕庭あるが如く、前者は寧ろ却つて雇傭契約又は委託契約に近似するものと謂ひ得べし。而して其の請負なる範圍は、初めは單に建築土木に限られたる如くなりしも、法規制定に際し其の包容する範圍を廣汎にし、苟も或る仕事の完成に對し一定の報酬を與ふるものを總て請負と稱し、其の權利義務を明確に規定するに至りしなり。

斯の如く、遂に請負業が、一種の事業として認められるゝに至り、法規上又は社會上に確立したる位置を占め、且注文者に對し双務的に契約を締結し得べき地位を確保することを得るに至れり。

是に於て、請負業の組織も漸く完全の域に達し、其の一流の者に至りては、特に專門的智識を有するものを聘して、設計施工監督等の要所に配して專ら技術の精巧を期し、尚ほ外に在りては、眄めて斯業の向上を圖ることを怠らず、斯くて其の進境歴然として、眞に隔世の感ありと謂ふべし。

第二節　請負に關する法規類

第一　工部省營繕局の入札定則

請負に關する規則中、明治八年十月工部省營繕局に於いて定めたるものは、最も早き規則の一なり。其の第十則を摘記す。

第十則　石造及ビ煉化造ノ家屋ハ落成ノ後ヨリ三ケ年間木造ノ家屋ハ一ケ年間ノ中ニ非常天災ノ外築造ノ粗惡ニ由リ毀損ノ箇所等出來スルニ於テハ請負人ヘ無代價ヲ以テ堅固ニ修覆セシムベシ尤請負本人死亡スルカ或ハ他國ヘ轉居シ不在等ニ至テハ請負證人ヨリ修覆方相辨ヘサスベキ事。

之を明治末葉の規則と對照するに甚だしき相異なきのみならず、却つて類似の點ある ことは奇とすべきなり。兎に角先輩の功勞は眞に多とすべきならずや。

第二　工事定請負規則

官廳公署に於いては概して入札を以て請負人を定むるを規定とせしが、地方廳などに於いて小工事の場合には豫め定の置きたる定請負なる者に請負はしめ、以て工事執行の敏速を圖れり。今左に明治二十二年七月に告示せし東京市工事請負規則を記す。但、明治二十六年九月第一條を改正せり。

工事定請負規則市會の議決を經て左の通之を定む

工事請負規則

第一條　市費に屬する工事にして、金額貳百圓以下のものは公の入札を附せず、定請負

を以て之を請負はしむるものとす。

第二條　定請負の約期は滿二箇年以内とす。

第三條　定請負期限中は身元保證物として、實價金五百圓に相當する公債證書又は當廳の指定する銀行諸會社の株券を當廳へ差出置き諸工費の合金額五千圓を超ゆるときは百圓毎に其十分の一に當る增保證物を工事施行の都度更に差出すべし。

第四條　定請負人は當廳より下付する工事仕樣書及圖面に基き諸材料の代價竝に職工人夫の工數賃錢等を詳細に積り立差出すべし。

第五條　定請負人より差出したる工事積り書相當と認むる時は直に請書を徵して工事の着手を命ず。若し積書不相當なる時は之を再案せしめ、尙ほ適當を得るに至らざれば更に入札請負に付すべし。

第六條　前條請書を差出したる後は請負の罷免を許さず。若し强て之を乞ふときは定請負を解き施行中に係る他の工事をも總て差止むべし。

第七條　諸工事の中臨時急施を要し第四條の手續を履むに遑なき場合又は其費額金拾圓未滿に屬する工事は直に起工せしめ、使用の材料代金並に職工人夫の賃錢等は既約の定價に據て之を支拂ふべし。

第八條　諸工事に用ふる材料代價並に諸職工人夫賃等は三箇月を以て一期とし、時價に基き各一個當りの調書を差出さしめ、審査の上相當と認むるときは一期内の定價と爲す。若し調書不相當の廉ある時は之を再案せしめ、尙適當を得るに至らざれば其部分は公の入札に付し、若くは他の者より購買することあるべし。

第九條　前條期限中と雖も時價二十分の一以上の高低を生じたる時は臨時更正するものとす。此場合に於て已に請書を差出したる諸工事は總て既約中の定價に據らしむべし。

第十條　工事施行に方ては左の檢査規程に據り其部掛員へ屆出檢査を受くべし。

第十一條　各工事場には定請負人より事務に熟達したる手代を差出し、諸事取締を爲さしむべし。若し掛員に於て人物不適當なりと認め、引替を命じたるときは之を拒むことを得ず。

（中略）

第十六條　認許を經て起工若くは竣工の期日を遷延するときは違約に付き生ずる損害辨償として、一日に付、其請負金百分の一の割を以て遷延したる日數に乘じ算出せる金額を納めしむべし。

第十七條　工事竣工の後所定の請負期日内に天災又は他に害を受くるに非ずして損所を生じたるときは定請負人の費用を以て之を修繕すべし。

（以下第十八、第十九兩條略）

又工事檢査規程あれども省略す。以上により定請負なるものゝ性質を知り得べし。

第三　會計法及び會計規則

會計法は明治二十二年二月十一日、法律第四號を以て發布されたるものにして、其の第八章には政府の工事及び物件の賣買貸借に關する事項あり。卽ち請負人を定むるには總て競爭に付すべき旨規定せり。

第四　各省の工事請負契約書

會計法及び會計規則の既に實施されたる時代に於いては、最早工部省營繕局又は臨時建築局の如き建築工事管掌の統一官廳なかりしを以て、諸官廳は會計法規の範圍内に於いて實施上の手續を任意に規定したり。

諸官廳の工事請負契約書は、各、大同小異なりしを以て、茲に之を記載するの必要なかるべし。唯、陸軍省に於いて規定せしものゝ中、特に他省のそれと異なれるもの有りき。卽ち一萬圓以上の建築若くは土木の工事を請負はんとするものは、各工學士を採用し居る者に限れり。請負人資格の一を斯の如く定めしを以て、工學士を採用し居らざる請負人は一策を案じ、プライベート、アーキテクトの袖に縋り、其の捺印を乞うて僅に資格を備へたる顏を爲せし向もありき。是先に言へる田島穉藏が自らスタンプ、アーキテクトと稱せし所以なり。後五萬圓以上と改正し、次いで數月にして此の條項を廢したり。

第五　建築學會の建築請負契約書作成委員會

建築學會に於いては明治四十三年二月建築請負契約書案作成委員會を設置し審議の後同四十五年一月建築請負契約書並に工事請負規程を決議確定し之を發表せり。

同委員は池田稔伊藤吉大郎、星野男三郎、岡本錂太郎、大倉喜三郎、大江新太郎、笠原敏次、葛西萬司、長野宇平治、中村達太郎、山下啓次郎、福岡常次郎、佐野利器、木子幸三郎、三橋四郎、滋賀重列、柴垣鼎太郎、遠藤於菟なり而して委員長は中村なりき。

第三節　建築請負業者

第一　維新前より大正年代迄連綿として建築業に從事せる店舖

建築請負業者中、明治以前より引續きて建築業務に從事し、大正年代に至りしも尙ほ其の業務を繼續し、基礎益鞏固なるものは甚だ少く其の主なるものを擧ぐれば左の如し。

(一)　清水店

初め、清水店と稱せしが、大正年代に至りて合資會社清水組となれり。さて清水家の祖

先が文化元年建築土木の請負業を開始せし以來、明治四十五年迄星霜を經しこと實に百十九年にして、代を累ねしこと四代なりき。其の間終始渝らず營業を繼續して大正年代に及べり。而も店運益發展し、明治末葉に於いて支店を有すること橫濱支店等總て七店なり。而して大葬場殿建築等の如く、極めて火急を要する工事の突發せる場合に於いては、必らず特に其の筋より指命さるゝを常とす。而して命を受くるや急速工事を開始し、遲滯なく之を完成し、以て注文者の滿足を得ることを常習とす。これ同店の信用甚だ厚かりしことを證すると同時に、常に急速工事の準備を怠らざりしことをも語るに足るべきなり。

初代喜助は、天明三年越中國小羽村に生る。夙に江戸に出でて大工職に從事、具に辛酸を嘗む。其の性勤儉篤實常に濫費を戒め貯蓄に勗めたり。嘗て平素交際ありたる請負人清水屋某歿し、遺族の葬送費に窮するを見て、卽時蓄ふる所の小判五十兩を贈り、以て生前の誼に報ひたり。聞く者敬服せざるもの莫し。以てその爲人を知るべし。後遂に棟梁となりて多くの徒弟に仰がるゝに至れり。安政六年五月八日遂に病を得て歿す。享年七十六。

二代目喜助亦越中の人、文化十二年十一月井波に生る。熱誠職に從事したるを以て、忽にして初代喜助の知る所と爲り、終に養はれて其の長女に配せらる。其の世に處するや着眼宜しきを得事業益發展せり。當時恰も橫濱の開港に當り、喜助は機逸すべからずと爲し、直に同地に赴きて支店を開設し、專ら外國人の所望に應じて洋館建築に從事せり。而して其の利する處を以て附近の池沼荒地の拂下を請ひ、之を埋立て以て遠大の謀を爲せり。其の機材と先見の明ありしこと夫れ斯の如し。

喜助資性堅忍隨つて世の信用を受くること厚く、特に上野宮殿下を始め、幕府及び井伊、鍋島、本莊其の他諸大名の知遇を受けて、定式御用を務め、扶持を賜り、殊に苗字帶刀を許されたり。又上野宮殿下に於いては喜助を寵遇せられ、特に出雲の名稱を賜りたる程なりき。

嘗て穴八幡の建立に當り、喜助は選拔されて施工の任に當り、拮据黽勉事に當りしも、不幸にして千餘兩の損失を招きたり。然れども毫も之を意と爲さず、終始責任を重んじて、竟に能く之を完成したり。是に於いて位を賜はり、素袍着用を許さるゝに至れり。

明治維新前に於て、幕府は江戸築地に洋式の一大ホテル建築の企圖ありたり。其の時喜助復拔擢せられて其の工事を擔當し、細心苦慮以て能く竣工せしむることを得たり。後間もなく喜助は該ホテル經營の任に當ることに遭遇せしを以て、一時本業の傍ら獨力資を投じて其の營業を繼承存續せり。後之を數人の共同營業と爲し、各自資本の分擔を行へり。蓋事業上本邦に於ける合資會社の濫觴ならん。此ホテルは無論外國人の旅客用として創設されたるもの故、英米獨佛等の士官及び商人にして本邦に來遊せしものは、必ず是處に宿泊せりと云ふ。而して當時の宿帳は大正初年に於いても尙ほ清水組に現

存せりと云ふ。惜哉、同ホテルは明治五年の大火の際類燒に遭ひて烏有に歸したり。

明治四年喜助は三井家より兜町の三井爲替座の新築工事全部の設計施工を委囑せられたり。後年第一國立銀行となりたるものにして、五階建和洋折衷の樣式なりき。是明治四年より同五年に亙りて施工せしものなるが、當時洋風建築の絶無なる時代に於いて、他に龜鑑と爲すべき何物もなかりしが、全く獨創を以て苦心慘憺の末遂に卓絶せる高閣を案出築造して、滿都の賞贊を招きたり。當時坊間之を錦繪に畫き、繪草紙屋の店頭に於いて盛に掲揚したり。地方人は江戸みやげの一として競うて之を購求し、以て東都名勝の一を故郷に持ち歸りて知己に示すことを誇と爲したり。其の後明治十七年獨逸建築師エンデ及びビョクマン兩人之を觀て感嘆措かざりきといふ。

又これと殆ど同時代に於いて、日本橋駿河町の舊三井銀行も亦喜助の設計施工せし處にして、最初は之を三井組と稱せし建物なりき。而してそは宏莊なる三階建の和洋折衷の樣式なりき。斯の如く當時の代表的建物の樹立と共に喜助の信望益々加り、三井家理事三野村の信任を得るに至れり。三野村亦喜助を澁澤榮一に紹介せり。これ清水家が澁澤の知遇を受くるに至れる經緯なり。

明治十年十月澁澤邸を深川福住町に建築するに當り、喜助は復委託を受け、日夜精勵終に當代の傑作を巧に完了し得たり。後明治十四年八月九日に至り、遂に病を得て歿す。享年六十有七。

三代は滿之助と稱したるが、丹後宮津の藩士村田六左衞門の次男にして、嘉永五年江戸虎之門藩邸內に生る。幼少の時より學を好む。維新の初藩主本莊侯藩中の子弟を選拔し、費を給して奬學に努めたり。滿之助亦其の選中にありき。後橫濱に赴き、英人バラーに就き益々英學を修めたり。當時滿之助は清水の橫濱店に寄寓せり。居ること數年學業愈々進む。二代喜助其材幹に見る所あり、遂に養つて嗣となし、其の長女を配す。時に明治四年九月なりき。後同七年八月神奈川縣定式請負人と爲る。

滿之助の事に當るや、頗る快駿にして、往々人をして驚嘆せしめたり。明治十一二年の交相州長浦檢疫所の工事の極めて火急を要せしに拘はらず、滿之助は奮つて之を引受け晝夜兼行して滿足に責任を果すことを得たり。斯の如きこと前後二回、衆皆其の熱誠と迅速とを嘆賞して措かざりしと云ふ。滿之助は實に資性謹直信義を重んじ、身を持すること嚴に養父母に對する孝養亦怠らざりき。又英語の素養ありしが故に思想自ら文明的にして、工事に就いては常に成るべく新式を採用することに努めたれば、益々斯界に重きを加へ、特に明治十七八年頃より曾禰達藏と辰野金吾との誘掖指導を受け、愈々建築界の信用を博するに至れり。

滿之助は又一般請負人の帳簿の不整理なるを慨嘆し、業務の餘暇を以て專心簿記學を研究し、直に之を店務に應用せり。常に思へらく大業は人材に俟たざる可らずと。卽ち盛に人材を網羅し之を敬愛せり。尙ほ店員奬勵法なる店則を設け、以て盛に業務の刷新

を圖れり。然るにそれにも滿足せず、進取の念甚だ押へ難く、終に意を決して歐米視察を爲さんとし、明治十九年八月坂本復經を伴ひて渡歐の途に就き、明治二十年四月歸朝せり。後病に罹り其月二十二日長逝せり。病篤く回復の望なきを悟り、家事一切を日頃尊敬せる澁澤榮一の指揮を受くべき旨を遺言せり。澁澤乃ち之を快諾し、且、曰く兎角請負業者間には從來惡風潮あり、之に感染せずして徹頭徹尾正道を以て店是と爲さば卽ち援護せんと。乃ち遺子喜三郎をして家督を繼ぎ、且、同時に襲名せしめたり。是明治末年に於ける滿之助にして、之を二代目滿之助と爲す。

次いで敏腕達材なる原林之助支配人に擧げられ、一切の店務は同人の統轄する所と爲れり。明治二十四年小野釘吉を迎へ、滿之助の長姉竹子に配し、更に同三十三年入江一雄を迎へ竹子の妹靜子に配せり。依つて當時の營業幹部は清水釘吉清水一雄及び支配人原林之助の三名にして、各其の職務を分擔し協議戮力して經營の任に當れり。而して澁澤の指導を仰げること從前と異ならず。後明治四十年慶應大學出身菊地揚之助を先代滿之助の三女德子に配し、前記三名と共に事業經營の任に當らしめたり。

明治四十五年青山に大葬場殿の建築あるに當り、清水店は選ばれて一式請負の命を受けたり。是に於て、謹嚴任に當り、幹部自ら交互に夜警し、專心誠意遺漏なきを期したり。隨て僅々一ケ月にして重命を完うすることを得たりといふ後幾もなく支配人原林之助病歿せり。原は澁澤の信任を受けたる程なるを以て、店務の經營宜しき得、且、部下統御の妙を得たるを以て、店員一同其の恩威に感じ、喜んで店務に從事せり。原は又請負業者の世人に卑下厭忌せらるゝ事實を慨嘆し、卒先して同志を說き建築業協會なるものを設立し、以て同業者の位置の向上を圖ると同時に從來慣習的に行はれ來りし醜惡行爲の防止に努め、着々其の效を奏することを得たり。斯の如く原が正々堂々世評を意と爲さずして、卒先して同業者の改善向上を圖りたることは、全く澁澤の薰陶感化に基因するものと謂ふべし。

大正四年從來の個人經營を法人組織に改むるの必要迫りたるを以て、澁澤の同意を得て、十月十五日合資會社清水組と改稱し、無限責任社員に清水釘吉、清水一雄、有限責任社員に清水滿之助、清水揚之助を擧げ、日常の業務は釘吉、一雄、揚之助の三名之に當り、業務の益々發展することに努め、初代より百餘年間依然として同業を繼續し居れり。尙ほ清水組が是迄請負たる工事の重なるものは左の如し。

二條離宮大饗宴場、大極殿、青山御大葬場殿、代々木御大葬場殿、靖國神社第一銀行本店及び各支店、森村銀行、朝鮮銀行、參謀本部、御茶ノ水橋、厩橋、永代橋、日本女子大學校、女子學習院、生命保險協會、明治座、有樂座、東京モスリン紡績會社、富士瓦斯紡績會社各工場、日本火藥製造所、東京キャリコ製織會社、鐘ケ淵紡績會社、日清紡績會社、下野紡績會社、淺野セメント會社各工場、日本橋倶樂部、京都商業會議所、東京米穀商品取引所、橫濱開港紀念會館、長崎停車場、新橋停車場、橫濱停車場、朝鮮ホテル、大分縣廳、三井銀行大阪支店、第一生命保

險會社、日本屋呉服店、日本倶樂部、東京株式取引所、東洋モスリン工場、陸軍幼年學校、陸軍飛行器工場、野戰重砲兵第二聯隊工事、其の他は省略。

尙ほ現在支店は、横濱、名古屋、京都、大阪、博多、京城大連の七箇所にあり。

(二)　竹中工務店

竹中工務店の祖先竹中藤兵衞正高は、信長に仕へて普請奉行を勤め、祿八百石を食みしが、偶々主家の滅亡に遇ひて刀劍を棄つるに至れり。次いで慶長十六年名古屋開府に際し、清洲より此の地に移住し、專ら神社佛閣の造營に當り、大隅流の繪樣を肇めたり。之を同店の初代とす。

爾來連綿として家道を傳へ、茲に十四世三百餘年に及びしが、明治維新後は一般建築を營みたり。後明治四十二年に至り合名會社に改めて、便宜上本店を神戸に移し、名古屋を支店として大阪、東京、京都の各地に營業所を設置せり。

因に曰ふ。維新前に建築せしものゝ棟札には棟梁從六位竹中和泉守とあり。住昔京都御所より官位を賜りたるものゝ如しと云ふ。次に同店に於いて明治年間引受たる主なる工事は下記の如し。

明治六年　名古屋鎭臺　兵營八棟其の他二十二棟、此の請負高金拾萬參千四百圓也、當時の賃銀大工貳拾五錢柿及木挽も貳拾五錢、石工は四拾壹錢土工は拾六錢なりき。

明治十六年　三井銀行名古屋支店　土藏造り總檜二階建なり。

明治二十年　山門　下總國東葛飾郡妙法華院の山門にして總欅造なり。

明治二十年　東福寺大方丈　京都東山にあり。

明治二十五年　清淨光寺本堂　相州藤澤にあり。時宗の本山にして十八間四面なり。

明治二十七年　龍口寺五重塔　相州鎌倉にあり。總欅造りにして方二間半。

明治二十八年　三井製糸所　名古屋金城村にあり。坪數二千餘。

同　三十二年　三井倉庫　神戸小野濱にあり。煉瓦造にして坪數二千餘坪。

同　三十五年　浪速銀行鹿兒島支店。同支店。鴻池銀行神戸支店等　何れも土藏造にして當時の流行建築。

同三十六年　住友銀行京都支店　住友建築部の設計にして混凝土造なり。

同　四十年　大阪十合呉服店。日本火災京都支店等　以上土藏造り。浪速銀行神戸支店　以上二階木造。

名古屋織布會社　煉瓦造工場にして一千坪。

以上の外明治四十一年に、五千三百坪にして煉瓦造なる鐘紡男工場。明治四十二年に、煉瓦及び石造なる三井銀行廣島支店、同和歌山支店、鐘紡洲本工場、明治四十三年に、三階建鐵骨煉瓦造なる日本生命保險會社名古屋支店。二階建鐵骨造なる三井物産門司支店。

三階建木造なる名古屋の伊藤呉服店。明治四十四年に、二階建石造なる大阪貯蓄銀行京都三條支店、二階建煉瓦造なる大阪合同紡績本店。二階建煉瓦造なる京都共保生命保險會社。神戸の煉瓦造の劇場なる聚樂館。三階建鐵筋混凝土造なる高島屋本店等は同店に於いて手掛けたる主なる建築物なり。

第二　明治年代に活躍し同年代に廢絶せしもの

長郷泰輔の建築會社

長郷泰輔は初横濱に行きて建築術を修得し、後建築會社を創設し請負に從事せり。佛國公使館は、長郷の手に成れるものなり。又ニコライの知遇を得たるを以て、コンドル監督の下に於いて駿河臺のニコライ教會堂の建築を請負ひたり。其の他松崎萬長の設計なりし霞ケ關デニソン邸、番町青木周藏邸、青山北町桂太郎邸及び外務省構内の一の官舍は皆長郷の請負なりき。其の他明治三年乃至同　三十二年の間に於いて設計若くは請負に從事したること尠からず。特に議院建築を請負ひ迅速工事を施して、火災後火急の復急工事を完成したるは、賞すべき事なり。

然るに後轉業して全く建築と關係を絶ちたり。

第三　明治年代に萠芽し大正年代にも繼續せるもの

(一)　日本土木會社

明治二十年三月、日本土木會社創立、同二十六年六月土木組と改稱同四十四年十二月大倉組に併合、大倉組土木部となる。

大正六年十二月分離して、再び大倉組土木株式會社と改稱したり。營業目的は土木建築工事の請負及び受託並に之に附帶する事業なり。

是より先、明治二十年頃、時の政府は最初各省建築の統一を計らんとする趣旨を以て、臨時建築局を設置し、各省の建築工事全般を經營し來りしも、種々の障碍を生ぜし爲め當初の目的を遂行すること能はざる事情を生じたり。

是に於いて財界有力者は、其の筋より有力經驗者の合資によりて設立せる營業者あらば、それに諸官衙の重なる土木建築工事を設計と共に請負はしめんとの內命を承けたり。是に於いて明治二十年三月十四日、大倉喜八郎、澁澤榮一、藤田傳三郎の三名は、資本金貳百萬圓を投じて有限責任日本土木會社を創立し、普く水利土木工事及び家屋堂宇の建築請負業を營むの目的を以て、之が認可を其の筋に出願し、同年三月十七日時の東京府知事高崎五六より指令を承けたり。其の全文左の如し。

第六九八號

書面會社設立ノ儀ハ追テ一般の會社條件制立相成候迄人民ノ相對ニ任セ候條其旨可

相心得事

明治二十年三月十七日

是に於いて本社を東京市京橋區鎗屋町一番地に置き、左の職員を以て營業を始めたり

社長兼東京支店長　東京府知事　高崎　五六

大阪支店長　取締役　大倉喜八郎

東京専務取締役　取締役　藤田傳三郎

同　相談役　澁澤　榮一

同　會計役　伊集院兼吉

大阪専務取締役　桑原　深造

同　會計役　木村　靜幽

技術部　部長　山田　虎吉

土木部

大島　仙藏　野邊地久記

江森　盛孝　大田　六郎

高田雪太郎　香取　多喜

鳥越金之助　杉山　輯吉

笠井愛次郎　久米民之助

渡邊　嘉一　河野　天瑞

三浦　建　岸　金三郎

岡　實康　山田市太郎

宮城島庄吉　野口　粂馬

建築部

高原　弘造　新家　孝正

中濱西次郎　田中　豐輔

鳥居　菊助　船越　欽哉

金澤　大吉

これ我が國請負會社の創始たるべし。然るに明治二十三年會計法の發布により、其の會社の目的を遂行すること能はざるに至りたるを以て、之を解散し、大倉喜八郎は之が殘工事施工と精算事務一切を繼承し、次いで明治二十六年七月大倉土木組と改稱したり。而して大倉粂馬之が店主となりて、營業を主宰することゝなれり。

爾來日清日露の戰役に於ける經濟界勃興と共に、事業界の振展を誘起し、隨つて相當請負業者の發展を喚起し、以て明治四十四年十二月株式會社大倉組に合併し、之を大倉組土木部と稱したり。大正年代に至り更に改稱したること前記の如し。

同店に於いて明治年代に請負ひし主なる建築工事を擧ぐれば次の如し。

麻布第三聯隊兵舍、大分縣會議事堂、横濱衞生試驗所、偕行社增築、帝國ホテル、第三内國勸業博覽會參考館、日本赤十字社管理室及び病院、海軍大臣官舍、大學博物館、靜岡縣廳、大阪株式取引所、第三師團司令部、第三高等學校教室、支那公使館客室、呉鎭守府工廠等、第十師團司令部其他砲步兵聯隊兵營、福知山步兵聯隊、北海道第七師團各兵營、第十六師團司令部及騎兵營舍、第十三師團各兵營、第一高等學校理化學實驗室、一條邸、細川邸、洒井邸、横濱

高島町中央倉庫會社倉庫三十六棟、竹橋近衞兵營、橫濱貿易倉庫、第十二師團輜重兵營及び衞戍病院厩舍等、對馬要塞砲兵司令部兵舍及び衞戍病院等、東京府立第一高等女學校講堂等、第三高等女學校本校舍等、帝國大學附屬病室及臨床講義室等、大里檢疫所、東京勸業博覽會場第一號及第四號館、東京府立工藝學校實習室等、東京製鋼株式會社深川工場倉庫及鐵製耐震煙突、遞信省本館三階建及電氣局、海軍省造兵廠構內鐵筋コンクリート二階建倉庫、東海道國府津停車場構內鐵筋コンクリート構造機關車庫、高山邸鐵筋コンクリート構造二階建倉庫及書齋、東神倉庫會社深川區鶴田町倉庫鐵筋コンクリート構造、

右の中大倉土木組及大倉組土木部の時代のもの多數也。

(二)　大林組

大林組は明治二十五年大林芳五郎に依りて創業せられたり。芳五郎の非凡なる才幹と之を圍繞せる白杉伊藤等の健闘とにより年と共に實力の堅實味を加へ、明治末葉に於いて既に土木建築界の重鎭を以て目せらるゝに到れり。斯の如く長足の發展を爲せしにより、當時一驚を喫せざるものなかりき。

芳五郎は元治元年九月大阪靭吳服商の二男に生れたり。其の先天的の慧眼は夙に斯業の勃興を覺り、空拳遂に其の大業に成功せり。これ實に明治立志傳中の一人たりと謂ふべし。芳五郎は資性豪宏にして磊落、容貌亦魁偉にして恰も老西鄕に髣髴たるものありき。平常健啖健飮にして、且事物總て大を好みたり。耳目鼻口孰れも大にして、何れも大を以て終始せし觀ありき。

而も芳五郎は、半面に於いては情に脆く部下に對すること慈父の如くなりしを以て、其の歿後に至りても尙ほ彼れを敬慕せる者尠からざりき。眞に人を用ふるの材に長じたりと謂ふべし。これ終に成功せし所以なるべし。

創業當時より明治年代を通じ、芳五郎の施工せる工事は頗る多く、就中第五回勸業博覽會の大阪に開かるゝや、其の營造物と大阪灣築港工事を請負たり。これ兩つながら關西未曾有の巨業として斯界の視線を惹きたり。後日露戰役中に於いて軍用鐵道の敷設並に廣島、善通寺大阪等に建設せられたる陸軍病院等、總面積六萬坪の工事を百日を出でずして竣成せしめ、更に濱寺浮虜收容所二萬八千坪を僅に三週間を以て急設せし等其の手腕眞に驚くべし。後師團增設の際豐橋、岡山の二箇師團及び岐阜、德島、篠山、奈良、津の五箇聯隊の造營を施工したり。尙ほ明治天皇昭憲皇太后兩度の御大喪に方り特に御陵の造營を命せられたるは、實に大林組の名譽と稱し得べし。

又帝都の關門たる東京中央停車場(後に東京驛と稱す)の建造は、關東方面に於ける芳五郎の處女作として其の手腕を益々認知せられしものなり。而して土木工事も亦頗る多かりき。生駒山隧道等亦大林組の請負ひしものなり。

同組に於いて明治年代に請負ひし主なる建築工事を擧ぐれば次の如し。

明治廿五年一月起工、同年八月竣工せし大阪阿部製紙所の煉瓦造倉庫を拔出しとして、諸會社の工場及び倉庫頗る多く其の外若干を次に記す。

大阪府第三及び第四尋常中學校舍等、滋賀縣尋常師範學校、大阪府師範學校、大阪府第七中學校、第五回內國勸業博覽會諸館、大阪陸軍豫備病院、大阪砲兵工廠諸工場、濱寺浮虜收容所、韓國駐劄軍經理部の諸建築、臨時陸軍建築部の名古屋大阪支部廣島支部の諸建築、日本醬油釀造株式會社の尼ヶ崎分工場、箕面有馬電氣軌道株式會社の寶塚溫泉場、浴場及び三國橋發電所等、中央停車場本家及附屬家、

最後に明治四十五年五月三十一日に竣工したる大阪土地建物株式會社の天王寺新世界の鐵骨高塔、其の他諸建物竝に大正年代の初に於ける桃山御陵の造營等。

(三)　石井工務店

先代石井權藏は千葉縣中山の人、明治十八年頃東京に出で建築請負業を開始し、約三十年間文部省大學其の他諸學校建築を請負ひ、其の業務に活動し、大正二年死去したり。其の子亦父の名を襲ぎ權藏と稱す。

明治年代に於いて石井權藏の請負ひたる主なる建築工事は次の如し。

東京帝國大學の農藝化學教室同中央教室、同農學右翼教室、同工科大學電氣工業實驗所、同醫科大學醫院、同理科大學教室、同正門、附屬門衞所等、京都帝國大學教室、東北帝國大學事務室等、學習院本部及寄宿舍等、東京工業試驗所本館增築等、豐山中學校々舍、土浦中學校本館及校舍、麴町高等小學校、共立女子職業學校學校舍等、其の他學校建築を請負ひたること頗る多し。尙ほ學校建築の外、警察協會本家、大日本圖書株式會社印刷工場、仙臺陸軍兵器支廠兵器庫等あり。

(四)　安藤組

安藤組の前代表社員は安藤庄太郎にして、現代表社員は安藤德之助なり。同組は明治二十五年營業を開始して以來、大正年代に至りても引續き益々昌なり。明治二十五年より同三十四年迄十ヶ年間、同組の請負ひし建築工事は合計壹百四拾七萬四百貳拾五圓餘なりき。而して其の次の十ヶ年間卽ち明治三十五年より同四十四年迄のは六百四拾貳萬八千貳拾參圓餘なりき。又其の次の十年間は無論大正年代に至るを以て此處に記載するの範圍外にありと雖も、請負金高は壹千萬圓を超過せしことを記し置かん。

同組の請負ひし建築の多數は、東京砲兵工廠及び千住製絨所等の如き陸軍關係のものの及び郵便局電話局の如き遞信省關係のもの極めて多く、唯、稀に他の建築を散見するのみ。今明治二十九年以來明治四十五年迄の主なる新築工事を列擧すること次の如し。

遞信省關係のもの

東京電話交換局、番町第三分局、東京電話交換局、赤間關郵便電信局、遞信省電氣試驗所事務室、京都郵便電信局本館、青森郵便局及附屬舍、芝電話局、郵便爲替貯金管理所、京橋

電話局、那覇郵便局、遞信省電氣計器試驗及檢定室、本所電話分局、大阪中央電話局北分局、以下省略。

陸軍省關係の分

東京砲兵工廠諸建築極めて多き故省略す。

其の他萬世橋停車場、本町淺沼商會、明治三十七年落成の愛國生命保險株式會社本館、明治三十四年落成の農商務省標本陳列館は同組の請負に關す。

注意

以上の外尚ほ明治年代に於いて活躍せし者あるべし。然れども編者よりの聞合せに對し回答なきもの、又は回答ありても災害の爲め記錄を失へりと言ひ越せし者等あり。止むを得ず以上にて擱筆す。

第三編　建築教育

第一章　建築學官公私學校

第一節　大學の建築學科

建築に關する規則正しき教育は、工部大學校を以て權輿とす。さて工部大學校時代に於いては建築學と唱へずして、造家學の名稱を用ひたり。又工部大學校なる名稱は、明治十年工作局の廢局よりして起れるものにして、其の以前に於いて、大學校は時代に應じて工學寮又は工作局に屬し、其の一部と成り居たり。（以下何れも工部大學校と稱す）

工部大學校に於いては、初二年を普通學、中二年を專門學、後二年を實地研究と規定せり。依りて造家學の授業のありたるは明治八年より後のことなり。爾來引續き繼續し、明治十八年工部省廢せらるゝに及んで、文部省の管轄となり、東京大學と合併して明治十九年三月一日より帝國大學となり、其の中の工科大學に造家學科置かれたるなり。後明治三十年より東京帝國大學の一部となれり。而して造家學科が建築學科と改稱されたるは實に明治三十年なり。

斯の如く、幾多の變遷ありたれども、大學に於ける建築教育は明治八年よりして絶ゆることなく、學生數も益々多きを加ふるに至れり。蓋し明治年間に於いて大學の建築教育は

獨り東京帝國大學のみありしに因る。

工部大學校時代に於いて、建築學々生に課せし學科は之を明治末年の夫れに比すれば、科目も少く、又時間も少かりしなり。次に其の學課等に關する規則中專ら建築學に關係あるものを拔萃す。同規則は明治十年三月改正の分なり。

大學校學課並諸規則より拔萃

普通部敎師名及び受持課目

一都檢　蘇國グラスゴー大學及第（シウヰル、インジニーア、マストル、オフ、アート、ハチエロル、オフ、サイエンス）

一理科學　英國龍動公學成學（ヘンリー、ダイヤー）

一數學　蘇國エヂンボルク公學及第（オノラリ、セクレタレー、フオル、ジヤパン、オフ、ゼー、ソサイエテー、オフ、テレグラフ、インジニーア、ロンドン、マストル、オフ、アート、ダブリユ、イ、エヤトン）

一化學　愛國クヰンス公學及第（ダビツト、エツチ、マーシャル、メヂコール、ドクトル）

一製圖　英國龍動礦學校成學（エドワルド、ダイバース）

蘇國グラスゴー大學及第

一英語　（エドモンド、エフ、モンデー）

一、助手

專門學部敎師名及び受持課目

一土木學兼機械學　愛國クイエンス大學及第（ウヰリアム、ジ、デイキソン、ロベルトクラーク）

一造家學　（都檢シヴヰル、インジニーア、マストル、オフ、アート、パチエロル、オフ、サイエンス）

一鑛物地質學　（ヘンリー、ダイヤー）

一電信學　（ジヨン、ペリー）

一實地化學　（ソアネ、メデルリスト、ロヤール、インシチット、オフ、ブリチス、アルキテクツ、ゼー、コンドル）

一冶金學　（ヘロー、オフ、ジオグラヒコール、ソサイチー、キングス、コーレージ、エンド、ロヤール、スクール、オフ、マインス、ロンドン、ジヨン、ミルン）

一土木測量學　（ダブリユ、イ、エヤトン）

一器械學　（メヂコール、ドクトル、ヘロー、オフ、ケミコール、ソサイチー、エドワルド、ダイブルス）

一書記　（エドモンド、エフ、モンデー）

（レチアード、オライメル、ジョンス）

（ゼオルジ、コーレー）

（ウヰルアム、ジ、デイキソン）

實地作業教師　ゼオルジ、コーレー
一圖畫兼實地工術教師　ゼオルジ、エス、ブリンドリー
一職工教師
各科助手
一化學　小出秀正
森甚平
中島勝正
杉重敏
花和安年
高原弘造
小川資源
荒尾邦雄
一圖學
一造家學
一測量
一理學

工部大學校學課並諸規則

第一章　大學校建置ノ大旨及生徒修業ノ順序竝ニ入校免許

第一節

大學校ハ工作局ニ屬シ、工部ニ奉職スル工業士官ヲ教育スル學校ナリ。

第二節

生徒在校修業ノ期ヲ六年トス初二年ハ校中ニ於テ修學シ、其後二年間ハ毎年六ケ月間校中ニ於テ修業シ、六ケ月間ハ實地ニ就テ各志願ノ工術ヲ修業セシメ、後二年ハ全ク實地ニ就テ執業セシム。如此ク修學ト實地執業ト相交互スルニ因テ各生徒前半年間在校修學スル所ノ諸術ヲ以テ後半年間實地ニ就テ經驗スルヲ得ヘシ。故ニ教授ノ法ヲ立テ教師講義ノ外生徒自ラ講究スル者ヲ助ケ以テ之ヲ勉勵セシム。

第三節

在校修學ノ季ハ十月一日ヨリ起業翌年三月三十一日迄ヲ限リトス其間定式ノ休課ヲ與フ。

第四節

毎年四月五月六月ノ三ケ月間ハ其年入校スル所ノ生徒ニ諸術ノ初歩ヲ教ヘ、修學正季ニ入ルノ階梯トス。休課中ニ獨學セシムル學課ハ夏期ノ末ニ於テ之ヲ出スベシ。

第五節

七八九ノ三ケ月ヲ以テ校中ノ休課トス。此三ケ月間ハ第一第二年生徒ヲシテ校内ノ各試驗場或ハ圖學場ニ於テ執業セシメ、又第三年第四年ノ生徒ハ四月五日ヨリ九月二十六日ニ至ルマデ實地ニ就キ士官ノ下ニ在テ實地作業セシム。

第六節

入校免許ハ試驗ヲ以テ及第スル者ヲ撰ミ命ス。凡日本ノ臣民族ヲ問ハス、十五歳ヨリ

二十歳ニ至ルマテ、體質健康ニシテ行狀端正ナルモノヲ試驗シ、及第スル者ヲ以テ入校ヲ免許スヘシ。

第七節

入校試驗ノ學課左ノ如シ(原本ハ何レモ行ヲ異ニスレドモ、本抜萃ニ於テハ棒書ニス)

一、英文和譯　二、和文英譯　三、英文書取
四、算術　五、英文典作文　六、幾何學初步
七、代數初步　八、地理學

第八節

入校試驗ノ學ハ初二三ケ年間ハ輕易ノ學ヲ主トスト雖モ、國民ノ學識進步スルニ從テ追年學課ヲ變制シ終ニ萬國ト階級ヲ同スルヲ度トス。

第九節

工學志望ノ者追々增加セシニ因リ、向後入校試驗ノ前ニ於テ假試驗ヲ設ケ、飜譯地理並ニ算術ヲ試驗スヘシ。故ニ此試驗ヲ經ルニ非サレハ本試驗ヲ受ルヲ許サス。

第十節

每年四月上旬試驗ヲ設ケ、生徒ヲ精撰ス。故ニ入校ヲ望ム者ハ三月中願出ツヘシ。

（中略）

第四章諸術學課

第一節

校中ニ於テ敎授スベキ所ノ諸算術學課左ノ如シ。

一、土木學　道路橋梁ヲ經營シ港ノ堤防等總テ土木ノ術ヲ云學課條目略ヲ見合スベシ
二、機械學　機械ノ製作茲ニコレヲ建造スルノ術ヲ云學課條目略ヲ見合スベシ
三、電信學
四、造家學
五、實地化學及治金學
六、礦山學　（中略）

第二節

生徒修業ノ目ヲ分テ三科トス。

一、預科學　二、專門學　三、實地學

第五章　預科學（略）

第六章　專門學

各生徒志願ノ一科ヲ研究スル爲ニ專門學ニ入ル

甲、土木學　（中略）

丁、造家學

一、測量學　二、物品堅脆　三、地質學
四、造家學　五、圖學　六、畫學

（中略）

其校學課並諸規則改正別冊之通伺濟ニ付此段相達候也

十年八月十八日

大學校御中

大鳥　局長

右は工部大學校學課並に諸規則よりの抜萃なり。以て同大學に於ける建築教育の一斑を知ることを得べし。

尚學課中、他學課に屬するものに「建築大意」とあり。卽ち知る當時 Architecture を造家學と譯し、Building Construction を建築學と譯せしことを。

工部大學校時代に於いては、造家學科は專ら英國人ジョサイア・コンドルの擔當する所なりき。明治十九年帝國大學成立するに及んで、其の造家學科に於いては辰野金吾は教授、曾禰達藏は助教授に任せられたり。これ大學に於ける邦人建築教官の濫觴なり。爾來辰野金吾は永く其の教職に留まり、能く建築學科の進歩發展を促進したり。（以下造家學と記す）

帝國大學時代に於いて、辰野金吾は建築學科中に日本建築の學科なきを歎じ、已に逝べたる木子清敬を講師に囑託したり。今日日本建築に通曉せる者少からざるは、全く茲に胚胎するものと言ふべし。其の他地震學、美學、を學科目中に入れ、大に學修範圍を擴大したり。規矩法の科目を編入せしことも辰野時代にして、最初之を擔當せしは、當時の助教授石井敬吉なりき。

斯の如く學科目非常に增加せしを以て、之を前記工部大學時代のものに比すれば、實に雲壤の差ありと云ふべし。今明治末年に於ける建築學科の科目を擧ぐれば左の如し。

（明治四十四年發行の東京帝國大學一覽に依る）

建築學科

第一年

數學		熱機關大意	
規矩法		計算	
建築意匠		建築史	
計畫及製圖			

第二年

衞生工學		美學	
施工法		裝飾法	
自在畫		裝飾畫	

第三年

製造冶金學		電氣工學大意	
應用力學		透視畫法	
建築材料		建築構造	
應用力學製圖及演習		自在畫	

地震學		建築構造	
建築意匠		建築史	
計畫及製圖		實地演習	

建築法規	自在畫

裝飾畫計畫及製圖　實地演習　　卒業計畫

建築學卒業生總數（大學の分）

工部大學校に於いて初めて建築學卒業生を出せし以來、明治四十五年七月附の卒業證書を有する者迄、卽ち明治年代の建築學卒業生の總數は百七十五名にして其の中工部大學卒業者十九名なりき。而して其の外、建築學選科修了の者五名あり。

最初工部大學校に於いて卒業生を出せるは、明治十二年にして、其の中建築學科卒業生は四名なりき。又明治十七年十八年、十九年の卒業生は各一名にして建築學科の振はざりしこと斯の如し。然るに明治の末期に近づくに及び大に其の數を增し、明治四十五年には十五名の卒業者を出せり。

第二節　官立工業學校の建築學科

(一)　東京高等工業學校の建築學科

本校に於ては、初め建築學科は設置されずして、其の校附屬なる工業教員養成所に建築科を設けられたり。

本校に建築科を置かれたるは明治四十年にして、最初の卒業生は明治四十三年七月に二十一名なりき。又明治四十五年七月の卒業生二十三名を明治年代最後の者とす。

本校は建築學科卒業生中、明治年代に屬する者は合計六十七名にして中二名は支那人なり。

本校建築學科の修業年限は、他學科と同じく三ケ年とす。次に附設工業教員養成所に於いては、最初建築科の名稱なく、木工科として設置せられ、明治二十九年七月初て卒業生を出せり。其の中木工科卒業生は十一名なり。斯くて明治三十五年七月三名の木工科卒業生を出せり。其の年木工科を建築と改稱し、隨つて三十七年よりは建築科卒業生と名稱を更へたり。最後に明治四十五年三月七名の卒業生を出したり。是に於いて、明治年代に於ける木工科及び建築科卒業生の合計は百八人なりき。

其の他工業教員養成所に速成科ありて、其の中木工科卒業生は明治二十八年以來明治年間に四十一名あり。

(二)　名古屋高等工業學校の建築科

明治三十八年初めて建築科生徒二十名を募集せり。依つて明治四十一年七月に至りて建築科卒業生十六名を出せり。斯くて毎年若干の卒業生を出し、終に明治四十五年三月十五名卒業せしを最後とし、明治年間合計八十一名の建築科卒業生を出せり。

第三節　公立學校の建築學科

明治年代に於いて、公立學校にて建築學科を設けたるものなかりき。

東京府立實科工業學校に於いては、明治三十三年東京市本所區林町にて建築科を開始

し、三年の後同三十六年三月第一回卒業生を出したり。されど同校授業の目的は技手を養成するに非ずして、寧ろ職工長又は親方を養成するにあり。故に本校のことは本章に置かずして第二章第三節に記せん。

第四節　私立學校の建築學科

(一)　工手學校(築地の)の建築學科(初め造家學科)

本校は明治二十一年二月六日創設せられたり。是より先き渡邊洪基帝國大學總長たりし時、古市公威、辰野金吾、其の他工學專門家數名と謀り創設せしものにして、實に此の種學校の先驅なりと謂ふべし。當時我が邦專門技師を養成する一二官立學校ありと雖も、其の技師の下に立ち之が補助たるべき工手を養成するの設備あることなし。これ本校の設立ありし所以なり。今左に明治二十一年起稿の同校設立趣旨を掲ぐ。

工手學校設立趣旨

工業の隆盛を謀るには學術の應用極めて緊要なり。現今我國の工業稍々隆盛の機運に向ひ、鐵道敷設、道路開鑿、鑛山採堀其他造船、建築、電氣應用化學等數多の事業國內各所に興起し、是等の事業に必須なる技術者を要すること頗る多きに至りしは畢竟工業は學術の應用を俟て始て完良の結果を得べきが故なり。而るに今我國の有樣にては技術者養成の黌塾甚だ尠く、一二官立の學校に於ては高尙なる技術を養成するに充分なるも、各專門技師の補助たるべき工手を養成する學校に至りては亦一校の設置あるなし。故に工業家に於ては補助工手の供給なきに苦み、勢ひ學術應用の思想に乏しき者、を以て彼の高尙なる技師の補助を爲さゞるを得ず、爲に技師は使役に不便を感ずるのみならず、結局工業家の不利益を來すものにて、卽ち我國工業の進歩に一大障碍を與ふるものと云ふべし。是れ余輩の最も遺憾とする所なり。因て茲に一の工手學校を設立し、學科を土木、機械、電工、造家、造船、採鑛、冶金、應用化學の八學科に分ち、世間有志の子弟又は晝間各工場に使屈せらるゝ工手職工等に就學を許し、授業の方法は專ら連成を旨とし、所謂補助工手を養成し、以て我國工業の隆盛を企圖す。聊か記して本校設立の趣旨を陳ると云爾。

明治二十一年二月

斯くて同校の最初の特選管理長は、渡邊洪基、校長中村貞吉、監事辰野金吾等にして、造家學科の敎務主理は片山東熊、藤本壽吉の二名なりき。而して創立より二十三年後なる明治四十五年に於いては、管理長は古市公威、校長石橋絢彥にして建築學科敎務主理は曾禰達藏、新家孝正の二名なりき。

本校に於いて、豫科は一年とし之を二期に分つ。又本科は一年半とし之を三期に分つ。今本科の建築學科の課程を記せば左の如し。(明治四十一年の分)

第一期　修身、數學、物理、力學、建築材料、製圖、自由畫、配景圖。

第二期　修身、家屋構造、仕樣設計、建築材料、測量法、實測、製圖。
第三期　修身、和樣建築、材料强弱、家屋構造仕樣設計、製圖。

本校造家學科の第一回卒業生の數は十九名にして、內別科生一名なりき。

明治年代に於ける本校建築學科卒業生は、合計一千二百六十四名なりき。而して第一回の建築學科卒業生を出したるは、明治二十二年にして、其の數僅に十九名なりしが、明治四十五年七月の建築學科卒業生は五十一名なりき。尤も第一回より第四十六回迄に於いて卒業生人員に一進一退ありしこと勿論にして、最少は明治二十九年七月の四名にして、最多は明治四十四年七月の六十四名なり。而して四十六回の平均は毎回二十七人餘となり、毎年五十五名の卒業生を出せし割合なり。然るに大正二年二月の卒業生は八十八名の多きに達せり。

(二)　早稻田大學の建築學科

明治四十二年理工科大學建築學科の豫科を開始せり。翌四十三年建築學科講師佐藤功一歐米留學より歸朝、同年九月建築學科本科の授業を開始せり。斯くて明治年代中佐藤功一は建築學科の主任教授たり。

斯の如くなるを以て、建築學科に於いては大正二年に及んで初めて十一名の卒業生を出すを得たり。

(三)　早稻田工手學校建築科

早稻田工手學校は、明治四十四年に早稻田大學附屬として設立されたるものにして、初めて卒業生を出したるは大正二年なりき。其の設立趣旨を記せば左の如し。

設立の趣旨

輓近工業の勃興に伴ひ之に關する大學及高等專門學校の設立漸く多きを加へ、多數の卒業生を出して斯界の需要に應じつゝあり。然れども是等高等技術者と直接技術に從事する職工工夫及鑛夫等の間に立ちて工業の發達を圓滑ならしむる地位に在る者にして、專門的學術を修得せるものゝ未だ多からざるは工業界の爲めに甚だ遺憾とする所なり。早稻田大學は時世の進運に鑑み、曩に理工科を開設し、各科の實驗室實習工場及理化學實驗場製圖室を始め、機械標本等諸般の設備整頓せるを以て、是等の諸設備を利用し、茲に本校を設立し、專ら中等技術者卽ち技手若くは職工長の養成に充て、理工科卒業生たる高等技術者の養成と相俟て、以て斯界に貢獻せんことを期するものなり。

(四)　東京工科學校

本校は田岡鐵工所主田岡忠次郎、吉川武一兩氏に依りて設立せられ、德永重康氏を校長とし、豫科一年、本科一年、卽ち修業年限二ヶ年の工手程度の工學校として其の筋に申請し、明治四十年十二月十八日東京府知事千家尊福氏より設立認可を得。小石川區小日向水道端町なる東京實科學校跡に校舍を設け、翌四十一年一月より生徒を募集し、三月一日に開校式を擧行せり。其の當初の生徒數僅に七十餘名に過ざりき。然るに不幸にして

三月六日火災に罹り、校舍全部烏有に歸せしを以て直ちに神田區仲猿樂町の東京中學校内に一時借教室をなし、同年七月に至りて麹町區富士見町の法政大學分教場（今の日本歯科醫專門學校を借り受け、茲に移りぬ。翌四十二年二月校舍の狹隘を來すに及びて麹町區飯田町國學院大學内に移れり。當時德永校長は其の經營せる鑛山多忙の爲め辭任、後任として近藤虎五郎就任す。明治四十二年八月第一回卒業生として出でたる五十五名の中建築科卒業生は十八名なりき。

當時建築科講師としては、池田讓次、大熊喜邦、藤本勝往、小林金平、木村調吉の諸氏ありき。爾來工業の勃興につれ入學生徒數頓に增加し、其の數約一千名を超え借校舍の不便を感ずる所尠なからず。校舍亦狹隘にして之を收容すること能はざりしにより、明治四十四年七月神田區錦町三丁目明治大學分教場其の敷地約六百坪建物延坪約七百坪を買ひ、更に實驗實習の設備を爲し八月之に移轉せり。

斯の如くにして大正元年八月卽ち明治四十五年第七回卒業生を出せり。其の數百十七名の中建築科卒業生は二十九名にして、最初より合計百三十名なりき。

第二章　木工科の諸學校

第一節　徒弟學校

東京高等工業學校の職工徒弟學校　本校は明治十九年高等商業學校附屬商工徒弟講習所内に職工科として設置せられたるものにして、明治二十年十一月を以て授業を開始し、主として大工たるべき者を養成せり。當時教科は單に木工の一科に過ぎざりき。

二十三年文部省は本科を職工徒弟學校と改稱し、東京高等工業學校の前身なる東京職工學校の附屬たらしむ。

二十六年規則を改正し、木工科を大工、指物、木型の三分科に區分せり。

三十四年從來木工科に屬せる木型科を金工科に移し、更に木工科に建築製圖の一科を加へ、前來設置の大工、指物の二科と併せて三分科とせり。而して修業年限は二箇年なりき。

本校創設の當時に於いては、各地方には低度工業學校の設けなかりしも、本校の成績佳良なりしに鑑み、爾來地方に多數創設せられたり。何れも本校の事跡を參考せざるものなし。是れ實に本校が間接に地方工業教育に貢獻したるものと謂ふを得べきなり。

第二節　工業補習學校

(一)　東京高等工業學校の補習學校　東京高等工業學校附設工業教員養成所附屬なる工業補習學校は、明治三十二年設置せられ、主として晝間業に服する職工に必須なる知識技能を補習せしめ、兼て工業補習學校の組織及び其の教育法の研究に資せん爲めに設立せるものにして、主に晝間實地の事業に從事せる大工、指物師、鍛冶師、仕上師、旋盤師、染物師、電氣業者、陶工、玻璃工其の他各種の工業に從事せる者に各自の業務上に必要なる學理を夜間に授け、同時に普通教育を補ひ、善良なる職工を養成し、其の業務に資し、兼て社會に於ける位置を高からしめんとするにありたり。

初本校は全く晝間學校の制に倣ひたるが、明治三十五年に至り根本的改正を施し、最初教科目は金工具、木工具及び製圖の三科に過ぎざりしが、改正に依り更に物理、化學、木工具製作法、金工具製作法、金工材料、木工材料、家屋構造、規矩法、機械力學、發動機、染色法、機織法、製造化學、建築製圖、機械製圖及び工業圖案の拾六科目を增設し、尙ほ各教科目を獨立せしめ、總て隨意科目とし、生徒をして其の希望の教科目を其時間に出席聽講することを得しめたり。而し　改正前、修業期は二箇年なりしを改正後は最短期四週間最長期一學年となせり。

(二)　名古屋高等工業學校の工業補習夜學部

明治四十五年四月二日初めて建築科に二十二人の入學を許可せり。されば明治年代には修業證書を得たる者なし。本校の目的は工業に從事する者及び從事せんとする者に必要なる知識と技能とを簡易適切に授くるにありて、土木機械建築紡織及び色染に關する學科目中數科目を選擇教授し、一學年間に一課程を完了するものとす。

第三節　公立學校の木工科類

(一)　東京府立工藝學校

本校は明治三十九年六月設置せられ、同八月東京府立工藝學校學則を公布し、金屬紅工科、精密機械科、家具製作科の三科を置けり。後大正八年四月に至り家具製作科を木材工藝科と改めたり。

明治四十一年四月家具製作科第一回の生徒十四名に入學を許可せり。入學資格は高等小學卒業にして修業年限は四年なり。

明治四十五年三月廿五日第一回家具製作科の卒業生七名を出せり。これ卽ち明治年間に於ける家具製作科の卒業生の全數なり。

(二)　東京府立實科工業學校

本校の教科は建築部機械部の二部に分れ、更に建築部を建築科家具科に分てり。後大正年代に至りて建築部中更に塗工科左官科の二科を追加せり。

本校の目的は、職工長若くは親方を養成するにあり。故に實習も雛形製作に非ずして實物製作を課したり。隨つて分科も出來るだけ專門的に細く分ち、學科は共通のものありとも實習は一年生よりして其の志望分科の實習を專修せしむ。

明治三十三年四月本校創立と同時に置かれたる建築科は、同三十六年三月第一回卒業生を出せり。而して明治四拾五年迄の卒業生は七十六名なりき。

家具科に於いても亦明治三十六年三月第一回卒業生を出し、同四十五年迄の卒業生は十七名なりき。

尙ほ大正年代に於いて左官科及び塗工科を設けたり。

第三章　建築の學會

建築學會は、初造家學會と稱したり。而して其の創立は實に明治十九年なりき。

造家學會の未だ成立せざる前、明治十九年三月十五日新橋北川樓に於いて相談會を開きたり。時に會する者十五名なりき。其の時河合浩藏は米國建築學會の規約を、又瀧大吉は英國のを譯することを分擔し、譯成りて相互對照取捨の上終に造家學會最初の規則書案は出來したるなり。是に於いて同年四月九日芝愛宕下町浪花亭に於いて發會式を擧げ、該案を逐條議了せし後、終に規則書は制定せられたるなり。是に於いて役員を選び、造家學會は初めて成立せしなり。最初の役員左の如し。

副會長　辰野　金吾
理事　河合　浩藏
同　坂本　復經
理事　島居　菊助
同　瀧　大吉

是に於いて明治十九年五月五日、日本橋區本石町清水滿之助宅に於いて第一例會を開きたり。演題左の如し。

武州建築材料一斑　會禰達藏

次に明治十九年六月九日京橋區南鍋町交詢社に於いて第二例會を開けり。演題等左の如し。

佛國巴里家屋の構造（フラツトシステム）　辰野金吾

次に明治十九年七月十四日、京橋區西紺屋町地學協會々場に於いて第三例會を開けり。演題等左の如し。

日本の建築慣例　ゼー、コンドル

爾來益々盛大となり、遂に明治末年に至りては會員の總數二千五百四十七名となれり。其の中正員は二百二十七名なりき。創立當時の正員數は僅に十五名なりしに比し盛なりと謂ひつべし。

造家學會は明治三十年七月一日より建築學會と改稱したり。而して大正年代に至りて社團法人となれり。

第四章　美術學校

第一節　工部省の美術學校

工部省に於いては、明治九年美術學校を創設し、油繪及び彫刻の二科を設け、伊太利より各教師を招聘したり。

然れども明治十五年に美術學校は廢せられたり。

第二節　明治美術學校

私立なる明治美術學校は、明治二十七年十月創立せられたり。其の校長は辰野金吾にして繪畫教員は松岡壽、彫刻教員は長沼守敬にして共に創立委員たりしなり。其の學校所在地は小石川表町なりき。

明治美術學校は明治二十九年八月閉校となれり。

第三節　官立の美術學校

上野にある美術學校は明治二十年設置せられたるものにして、同二十二年授業を開始

せり。時に文部省専門學務局長たりし濱尾新が校長事務取扱たりき。同二十九年規則を改正し、圖案科を新設することゝなりたり。而して其の時塚本清、大澤三之助を講師として圖案科中別に一部を設け、建築學を教授することを始めたり。仍て明治三十一年七月始めて二名の圖案科卒業生を出したり。而して明治年間に於ける圖案科卒業生の總數は六十三名なりき。

第五章　文書類

(一)　渡邊洪基より手島精一に與へたる文書

在墺國日本公使たりし渡邊洪基は、後年帝國大學總長となりし人にて、頗る工業教育の熱心家なりしなり。又當時東京職工學校長たりし手島精一は、終生工業教育に從事し、多年東京工業學校長の職に在りしなり。今次に洪基より精一に與へたる書を掲ぐ。其の熱心なること言外に溢るゝを見るべし。

益々御清勝御盡力ト奉存候。生久々ニテ歐洲ニ來リ、晝夜勉强學校工場等折々巡覽致候處、當國ノ如キモ工業教育ニ相勤メ、特リ專門學校等ノ教場ノミナラス、普通小學ヨリ其方ニ注意致シ、其地方特有ノ農工産物ヲ勸メ候方向普及致候ハ感服致シ候。又工場ニテ未タ普ク學問上教育致候職工普及ト申譯ニハ不參候ヘ共、政府又ハ地方自治ノ區域ニ屬スル工事ニハ其卒業生ニ無之候テハ不相用成規ニ相成特ニ注意致候ハ處々官立若クハ私立ノ工學校ヘ地方自治體ヨリ公費ヲ以テ生徒ヲ送リ候事盛々被行居候。本邦モ他ノ教育ハ勿論必要ニ有之候ヘ共、工業ノ教育ハ普及爲致度モノニ御座候。貴君ノ如キ何卒官ニ在ルト民間ニアルトニ論ナク、此方向ニ不相變御盡力奉企望候。今

一箇條ハ、本邦ノ工業ト申候ヘバ兎角蒸氣電氣又ハ水ノ如キ動力ノ用及大仕掛ノ方ニ改良ヲ企候事ニ偏シ居候樣被考候ヘ共、歐洲工事ノ進歩致候ハ此ノ如キ諸種ノ發明ノ外ニ純然タル手工ニ供スル器具ニ餘程ノ研究アリテ力ヲ省キ良巧ノ物出來致候樣相成居候ト被存候。而シテ彼汽電水等ノ動力ハ是等手工ニ用ユル器械ヲ他ノ動力ニテ實行スルニ過不申。故ニ是等手工ニ用ユル器具ノ製造モ巨大ナル物ニ有之、卽チ昨日當國最初ノ工具製造所一覽致シ候。ウワイス、ウンド、ソーント申候テ千八百二十年設立イタシ、追々盛大ニ相成候者ニ有之、初メハ固ヨリ手ニテ製造致シ候モノヽヨシ、千八百五十四年ニ至リ佛國ニテ帶鋸發明アリテヨリ之ニ用ヒテ汽力ヲ利用シ、千八百六十五年以來大凡蒸汽器械ヲ用ヒテ製造イタシ候テ、今日ニテハ仕上ケノ外皆機械ヲ用ヒテ製造致候。小生歐洲ニ來リ、歐洲工業ノ發達ハ既ニ小器具ノ精巧ニ在ルベシトノ感有之候間、右製造所ヲモ一見致シ候事ニ有之候。依テ該製造所ニテ出來致候器具ノ目錄及ヒ價格付ケ共一冊ヲ請受候間、東京職工學校ヘ差出申候。同所ニテ出來致候者ハ凡テ人力ヲ以テ爲ス者ノミニテ、且、重ニ木材ヲ用ヒ候者ニテ我國ニテ容易ク模造シ得ヘキモノヽミニ有之、又直ニ之ヲ用ヒ候共、極而廉價ノ者ノミニ御座候間、必ラス御參考ニ可相成モノト存候。其內ニ就テ御入用ノモノ御選御買入相成候樣致度、若又學校ニテ御買入難相成ニテ本邦ニ見本無之モノハ少々位ハ自費ニテモ相求メ度候間、御取調ノ上御示シ被下度、尤モ農工具共民間一般ニ用ヒ候者ヲ變化イタシ候ハ餘程六ケ敷者ト相見ヘ、同製造所ニ於テ同製造所設立以來其製造方ハ固リ相變リ候事ハ前陳ノ如クニ候ヘ共、其製出スル器具ハ以前ヨリ一向不相變、恰モ新ラシキ物ヲ製出イタシ候共、矢張遣ヒ慣候物ナラデハ賣レ不申。依テ普通ノ者ヲ製造イタシ候由申居候。是一ハ手工具ノ己前ヨリ開キ居候事ヲ證シ、一ハ改良ノ甚難キヲ證シ候。併シ本邦工學ノ改良ニハ敎育ヨリ先改良シ、此手工具ヲ改良イタシ候事必要ト存候。當國各工業學校ニテ相備候差物道具箱ハ六十五種入ニテ價七十クルテン(我參拾五圓)ニ有之、本邦ニ於テモ先ヅ工手學校ニテ相用候道具箱並ニ師範學校ニ相用候者杯ヨリ實用アル改良ヲ運入致候ヘバ、必ラズ行ハレ可申ト存候。序ナガラ申進候。同製造所ニテ製造致候。及物ハ鍊鐵ト鋼鐵ヲ合セ候者ニテ、其繼方ハボラキス(硼砂)鐵粉硝石ヲ合セタル者ニテ兩板ヲ付ケ燒鍊候モノニ有之、外ニ鍊鐵ヲ銅化スル方モ有之候トノ事、其敎授ヨリ承リ候是ハ先年小石川砲兵工廠ノ職工某發明致候由ニテ數種ノ器具ヲ製造致候テ萬年會ニ出シ候故卽職工學校ニテ試驗イタシ候事有之其後ノ進歩ハ梗本子爵承知之筈ニ有之候。

此事モ御注意被下度候。

右申進候間、其意想何卒工藝敎育上御採用被下度、又右目錄圖式共花房會長ニ御申聞ケ萬年會々場ニ而御示シ、且、書面之趣御話被下度奉勞候。匆々拜具。

明治二十四年五月十日

東京職工學校長手島精一殿

渡邊洪基

下塙地利洲工業協會設立政府補助工業博物館附屬工藝專修校學科教程農商務省へ相廻申候間、御參考相成度候。

(二)　伊太利への註文品に關する往復文書

明治九年工部省に於いて、美術學校を創設せるが、其の彫刻教授に必要なる諸品を伊太利國へ註文したり。さて本節に於ける數通の往復文書は全く註文品の中の一品が未着なりしに付き、其の向へ發したる催促文より始まりて、終に工部卿及び在伊太利國我公使館員並に佛國郵船會社員其の他伊太利人等を煩すに至れるなり。之を四十年後の今人より見れば、其の煩勞の原因は全く譯語の不穩當なりし事にありしを容易に知り得べし。然れども明治十年前後に於いては、彫刻專門用語は我が國人には耳馴れざるべく、特に伊太利教師の註文品の如きは、實際如何なる材料なりしか知る人殆んどなかりしならん。是に於いて註文を受けたる人も何品なるか迷ひしならんと想像せらるゝなり。夫れに就いても西洋風工藝美術の甚だ幼稚なりし時代に於いて先輩諸氏の苦辛は甚だ感謝すべきなり。先づ往復の發端は次の上申に基づく。卽ち左の如し。

九年十一月十八日彫刻教場用伊國注文之內石膏抹雜形用製土未ダ來着無之ニ付、本月十二日横濱出張佛國海運會社へ尋問候處于今未着之由ニ付、反的差支居候條至急伊國へ御催促相成度、此段上申候也。

三月十八日

本　局　御中

これ明治十一年三月十八日、工部省屬官吉富忠于より差出せし上申書なり。是に於いて美術學校の監督者たる工作局長大鳥圭介は、吉富の上申に基づきて、次の如き照會文を書記局長林董宛にて發したり。

九年十一月十八日彫刻教場用伊國注文之內石膏末雜形用製土未ダ來着無之ニ付、横濱佛國海運會社等尋問候處、于今未着之趣反的差支居候條、至急伊國へ御催促相成度、此段及御照會候也。

十一年三月十八日

美術學校掛ノ屬　吉富　忠于

書記局長殿

局　長

是に於いて檢查局長安川繁、書記局長林董、工部大輔山尾庸三、工部卿伊藤博文と順次夫れぞれの手を經て、終に工部卿伊藤博文の名を以て駐伊國公使館員櫻田親義に次の如き照會文を發したり。

舊工學寮彫刻學用の製土外貳品伊太利國ジェーヌ府ニ於テ購求之義ニ付、九年十一月中云々、及御依賴候末十年二月及同八月中兩度之御通報ニ依レバ、該數品共悉皆調進ニ

付チユラン府ヨリ直ニマルセールへ回漕シ而テメサジリー社中郵船ヲ以差立相成候ニ付、横濱同船會社ヨリ領收可致旨御申越之處、該品之內レツトルヘルンゼーハ已ニ來着領取相成候得共、其他雛形用製土並石膏共此二品ハ未着ニ付、爾後横濱佛國同會社等ニモ夫々及尋問候處于今未着之由ニ有之候。然ルニ該品ノ義ハ差向キ必要之品柄ニ付現然差支候條、右者何等之行違ニテ遷延ニ及候哉、尙御督促之上至急相運候樣御取計有之度、此段再度御依頼旁及御照會候也。

明治十一年三月廿三日

伊國羅馬公使館

工部卿

二等書記官　櫻田親義殿

此の照會に對して、櫻田書記官より山尾工部大輔宛にて、左の如き回答ありたり。之に依れば委託を受けたる者等閑に附せし故なるが如し。

三月二十三日付貴簡正ニ致落手候。然レバ兼而御依頼相成候彫刻學用製土外二品共當國チエラン及ゼーヌニテ夫々調達之上同時ニ貴省へ向ケ差立置候旨兩所ヨリ申越候ニ付、疾ク御領收相成候義ト存居候處、豈計ランヤ今便御來書ニ依レバレツトルベルニセーハ已ニ來着御領取相成候得共、彫刻學用製土ハ未着ノ旨御來示ニ付、早速セーヌニ於テ彫刻師ラクサアト依頼致候人プロヘツール、イソラ右ノ次第催促致候處、全ク當人義多用ニテ該品買入等之餘暇無之ニ付、外人ニ相托シ置候ヨリ遷延相成候旨申越候由、彼ノ地ニ於テメサゼリー社中ピンチエンサ、ウワネツチナル者へ申付、該品調達ノ上早速貴省へ向ケ差立方命シ置候處、本日當人ヨリ報知ニハ來ル十六日佛國マルセール出帆ペイラ號ヲ以諸品不殘差立候旨申越候ニ付、爲念當人ヨリ差出候。別紙品書入御覽前條之次第ニ付、御必要之諸品遷延ニ及候義ハ甚ダ不都合不勘義ト存候。依テ右プロヘツール、イソラヨリ該品調達ノ義ニ付云々往復書ニ有之事故及御照會度、何レ次便精算之節差立可申候。此段得貴意度候也。

明治十一年　　在伊太利

六月八日　　臨時代理公使　櫻田親義

工部大輔　山尾庸三殿

以上の文書にて、伊國注文品の一なる彫刻學用製土の延着せし原因は明了となれり。但、其の品は現今油土と稱するものなるべし。之を取寄せたる時の先輩の苦辛察せざる可らざるなり。次に注文品の中今一品の延着に就いては譯名の不適當なりしこと原因なりしなり。

元來注文者たりし工部省美術學校の教師伊太利人は、白色の大理石を注文する意志なりしならん。然るに譯者は之をアルバートル石炭と誤りて注文せり。是に於いて注文の依頼を受けたる羅馬の公使館員は、大に面喰ひ、彫刻學に石炭は不用なり、他の材料の間違ならんとて、流石の外交官は當意卽妙にも白色大理石を買入れて日本に送りたり。黑色

なる石炭に對し白色なる大理石を買入れたるは、餘程面白き對照ならずや。此の外交官の用意周到なる注意により、不都合の生せざりしは結構なりしなり。今之に關する公文書を次に掲ぐ。

兼而御申越相成アルバートル石炭買入方之義相調候ニ付、本月十二日ナープル發佛國郵船ヲ以テ外務省宛ニ差立候間御都合次第ニテ横濱メサジリー社中ヨリ御受取可被下候。然ルニ御注文書ニ前文ノ通日本文ノミニテ伊太利文モ佛文モ御書加ヘ無之候所、彫工師等ヲ承合多分左ノ横文ニ當ル品ニ可有之ト推量致候ニ付、價貳百拾リーラ分ヲ今便差進申候。尤モ右之品ニテモ數種有之義ニ付、其品ニ應ジ價モ大ニ高下有之、且、亦御申越之御書中ニアルバートル石炭拾キレトヲ買入云々ト御記載ニ付何分難解候間、丈ケ七十サンチメートル横四十サンチメートルの品ヲ差出申候。前書之通之次第ニ付、此後ハ御注文書ニ必ズ佛文カ伊文ヲ添御差越ニ相成度候。運賃等之勘定書ハ分リ次第差進可申右得貴意候也。

十一年三月十日　　在伊臨時代理公使　櫻田　親義

工部卿　伊藤　博文殿

追テ御申越之アルバートル石炭ト云ヲ左之佛文之通リ解候義ニ御座候

Albatel Carboné

斯くて明治十一年三月十日に伊太利より發送せし右の書狀は、同年五月日本に着せしなるべし。次の公文にて知るべし。此の公文を認むる際は最早實物ありしを以て、臘石なる名稱を用ひ居ることに注意すべきなり。アルバートル石炭が、臘石に變りたる事は幸甚なりき。

兼而在伊公使館へ御依頼之臘石今便佛郵船へ積込回送ニ付、送リ狀公使館ヨリ送リ越候間、即差出候、御落手可有之候也。

十一年五月十五日　　田邊外務大書記官

工部書記官御中

右の如く外務省より工部省に通知ありしを以て、工部省工作局長大鳥圭介は、早速之を工部大學校に送り届けたり。是に於いて、アルバートル石炭の件も落着せしなり。

第四編　建築構造及び施工